

交免第217号
交企第157号
平成21年3月16日

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

運転者等に対する講習の実施基準の制定について

運転者等の講習に関する規程（昭和47年岐阜県公安委員会規程第2号）第2条に規定する各種講習の実施については、「運転者等に対する講習の実施基準」（昭和56年3月11日付け交免発第69号ほか。以下「旧基準」という。）により運用してきたところであるが、道路交通法の一部を改正する法律（平成19年法律第90号）等の施行に伴い、旧基準を廃止し、新たに別添1から別添17までの実施基準を定めたので、所属職員に周知徹底するとともに適正な運用に努められたい。

別添 1

安全運転管理者等講習の実施基準

第1 目的

この基準は、運転者等の講習に関する規程（昭和47年岐阜県公安委員会規程第2号。以下「規程」という。）に基づく安全運転管理者又は副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）に対する講習の実施に関する必要な事項を定めることを目的とする。

第2 講習の対象者

講習の対象者は、岐阜県内に自動車の本拠を有する者が選任した安全運転管理者等で、かつ、岐阜県公安委員会が選任届出を受理したものとする。

第3 講習の規模

講習は、特別の事情のある場合を除き、原則として1会場250人以下とし、実施期日及び場所は、受講者の利便を考慮し地域別に実施するものとする。

第4 講習通知の取扱い

規程第6条による通知は、岐阜県公安委員会又は岐阜県公安委員会から安全運転管理者等講習の実施について委託を受けた団体等（以下「受託者」という。）が行うものとする。

第5 講習の実施方法

1 講習の内容及び時間は、次のとおりとする。ただし、警察本部長の承認を得た場合は、時間割りを変更することができる。

- | | |
|-----------------------|------|
| (1) 道路交通の現状と交通事故の実態 | 30分 |
| (2) 法令の知識 | 90分 |
| (3) 安全運転のための知識 | 90分 |
| (4) 安全運転管理についての心構えと方法 | 120分 |
| (5) 交通事故と賠償 | 30分 |

2 講習には所要の資料を配布し、できるだけ視聴覚教材を使用して行うものとする。

3 講師は、講師の要件を満たす者の中で受託者が選定し警察本部長に報告した者又は警察本部長が指定した者とする。

第6 講習修了の押印等

講習責任者（警察本部長が指定した講師）は、安全運転管理者等の講習を終了した者に対しては、安全運転管理者証等の「講習修了の証」責任者欄に押印するものとする。

第7 手数料の徴収

道路交通法第112条第1項第12号の規定による手数料の徴収は、講習会場を管轄する警察署長が行うものとする。

第8 講習受託者に対する指揮監督

岐阜県警察本部交通部交通企画課長及び講習会場を管轄する警察署長は、受託者がこの基準に定める事項及び別に定める委託契約に適合して実施するよう指導及び監督するものとする。

第9 報告

警察署長は、講習が終了したときは安全運転管理者等講習受講者名簿（別記様式）を作成し、速やかに警察本部長に報告するものとする。

附 則（平成21年3月16日付け交免第217号ほか）

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年5月13日付け交免第559号ほか）

この基準は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成25年12月24日付け交免第1568号ほか）

この基準は、平成26年1月1日から施行する）

別記様式（第9関係）

安全運転管理者等講習受講者名簿

講習区分				
講習月日		月 日	講習場所	
番号	コード 番号	受講者氏名	使用者（事業所）名	摘要

用紙は、日本工業規格A列4番とする。

別添2

取消処分者講習の実施基準

第1 目的

この基準は、運転者等の講習に関する規程（昭和47年岐阜県公安委員会規程第2号）に基づく取消処分者講習（以下「講習」という。）を行うに当たっての基本的事項を定めることを目的とする。

第2 講習の対象者

講習の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- 1 取消処分者等及び準取消処分者等。ただし、当該講習対象者のうち、以下のいずれかに該当する者については、飲酒運転を理由として運転免許（以下「免許」という。）の拒否、免許の取消し又は6月を超える期間の自動車等の運転の禁止（以下「免許の取消し等」という。）を受けた者を対象とする講習（以下「飲酒取消講習」という。）の対象とする。
 - (1) 免許の取消し等に係る累積点数の中に、酒気帯び運転、酒酔い運転又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条から第4条までの罪でアルコールの影響によるもの（以下「飲酒運転」という。）の法令違反が含まれている者
 - (2) 無免許で飲酒運転の法令違反がある者
- 2 講習の申請時までには仮免許を取得した者

第3 講習機関

講習の実施機関は、岐阜県公安委員会（以下「公安委員会」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定に基づき公安委員会が指定した者（以下「指定講習機関」という。）とする。

第4 講習の実施方法

- 1 講習は、2日間連続して行うものとする。ただし、飲酒取消講習について、第2日目の講習は、第1日目を起算日として30日を経過した日以降に実施するものとする。
- 2 講習の科目、細目及び時間は別表1「取消処分者講習細目」のとおりとし、飲酒取消講習については、別表2「飲酒取消講習細目」のとおりとする。
- 3 飲酒取消講習を行う場合には、アルコールチェッカー（アルコール検知器）、アルコールスクリーニングテスト用紙、ブリーフ・インターベンション用ワークブック及びディスカッション資料を必要数整備するものとする。

第5 講習の申請及び通知

- 1 講習の申請の場所は、運転免許課又は警察署とする。
- 2 運転免許課長又は警察署長（以下「運転免許課長等」という。）は、講習の申請書を受領しようとするときは、申請者の免許の取消等の事実を確認するものとする。
- 3 運転免許課長等は、申請書を受領したときは、講習の日時及び場所を指定し、取消処分者講習通知書を申請者に交付するものとする。この場合において、警察署長は、あらかじめ、講習の日時の指定について運転免許課長と協議するものとする。

第6 講習手数料の徴収

講習手数料は、運転免許課又は指定講習機関において受講者から徴収するものとする。

第7 講習指導員及び運転適性指導員

1 公安委員会が実施する講習においては、警察職員の中から次の要件に該当する者を講習指導員として必要数確保するとともに、運転適性検査、技能診断等の業務に必要な補助者についても確保すること。

- (1) 運転適性検査・指導者資格者証の交付を受けていること。
- (2) 講習に使用する自動車等を運転することができる免許（仮免許を除く。）を現に受けていること。
- (3) 運転適性検査等の実務経験が豊富であること。
- (4) 人格、識見ともに優れていること。
- (5) 飲酒取消講習を実施する場合において、「飲酒取消講習細目」で示した、アルコールスクリーニングテスト、ブリーフ・インターベンション①、ブリーフ・インターベンション②及びディスカッションの各講習科目を行う指導員については、アルコール依存症の専門医により、それぞれの教養を受けていること。

2 指定講習機関が実施する講習においては、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。）第5条各号の要件に該当する運転適性指導員を必要数確保させるものとし、これ以外の者を運転適性指導に従事させないこと。

また、飲酒取消講習を実施する場合においては、「飲酒取消講習細目」で示した、アルコールスクリーニングテスト、ブリーフ・インターベンション①、ブリーフ・インターベンション②及びディスカッションの各科目の講習を行う指導員に、アルコール依存症の専門医による各教養を受けさせること。

3 指定講習機関は、公安委員会が指名する運転適性指導員に運転適性指導についての技能及び知識の向上に資するものとして、規則第17条に定める国家公安委員会が指定する講習（自動車安全運転センターが実施する現任運転適性指導員研修）を受けさせなければならない。

公安委員会が行う運転適性指導員の指名は、現に運転適性指導員であって、かつ、おおむね過去5年以内に自動車安全運転センターの実施する新任運転適性指導員研修又は現任運転適性指導員研修を受講したことがない者とする。

第8 講習終了証明書の交付

公安委員会及び指定講習機関は、講習を終了した者に対し、「取消処分者講習終了証明書」（別記様式第1。以下「終了証明書」という。）を交付するものとする。

第9 終了証明書の再交付

講習を終了した者が、終了証明書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したことにより、終了証明書の再交付を申し出たときは、「取消処分者講習終了証明書再交付申請書」（別記様式第2）を提出させ、終了証明書を再交付するものとする。

第10 未終了受講者に対する措置

講習開始後、やむを得ない事情により講習を終了することができなかった受講者に対しては、未終了講習科目について講習の日時を指定し、受講させることができるものとする。

第11 公安委員会への報告

指定講習機関が講習を実施した場合は、「取消処分者講習実施結果報告書」（別記様式第3）により、公安委員会へ速やかに報告するものとする。

附 則（平成21年3月16日付け交免第217号ほか）

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年5月13日付け交免第559号ほか）

この基準は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成25年3月21日付け交免第402号ほか）

この基準は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第2, 2の規定については、平成25年7月1日から施行する。

附 則（平成26年5月30日付け交免第642号ほか）

この基準は、平成26年6月1日から施行する。

別表 1 (第 4 関係)

取消処分者講習細目

四輪車学級用

「1 日目」

講習科目	講習細目	講習時間
1 開講	講習目的・施設等の説明	5分
2 運転適性検査	科警研方式73-Cを使用	55分
3 導入	(1) 講習内容、方法の説明 (2) 交通情勢の解説	60分
4 性格と運転の概説	性格特徴が運転の仕方に表れる可能性のあることを示唆する。	60分
5 運転技能の診断	(1) シミュレーターによる診断 (2) 診断のねらいと心構え (3) 実車による技能診断	120分
6 適性診断結果による指導・助言	運転適性診断書を受講者に渡し、それを見ながら運転時の危険と直結しやすい弱点を指摘し、事故を起こしやすい要素が自分にあることを気付かせるよう仕向ける。	60分
7 点数制度による行政処分の解説	点数制度の内容を説明し、行政処分の厳しさを考えさせる。	60分
講習時間合計		420分 (7時間)

「2 日目」

講習科目	講習細目	講習時間
8 危険予知運転の解説	運転席から見えない部分に対する警戒心を高めるための方策を考えさせる。	90分
9 初心運転者期間制度の解説	交通違反をしないことについて考えさせる。	30分
10 運転適性検査	CRT運転適性検査器及び動体視力検査器を使用	60分
11 運転技能の診断	技能診断と同じメンバーで同じコースを走る。走行前の助言は、次のとおり。 (1) できるだけ広い範囲を見ること。 (2) 駐停車車両の陰、小交差道路などからの飛び出しに警戒を強めること。 (3) 歩行者、自転車などに不安を感じたときは、減速することを考えて運転すること。	90分
12 講習から得られるものは何か	受講者の心に残るもの、講習に対する印象の大略を把握するとともに、運転時の意識の在り方の大切さが理解されていればよい。	30分
13 安全運転実行のための指導・助言	(1) 適性・技能診断書から何が危険かを示唆する。 (2) 路上又は場内訓練結果から改善されたものと、まだ今後気を付けるべき事柄とを指摘する。	60分
講習時間合計		360分 (6時間)

二輪車学級用

「1日目」

講習科目	講習細目	講習時間
1 開講	講習目的・施設等の説明	5分
2 運転適性検査	科警研方式73-Cを使用	55分
3 導入	(1) 講習内容、方法の説明 (2) 交通情勢の解説	60分
4 性格と運転の概説	性格特徴が運転の仕方に表れる可能性のあることを示唆する。	60分
5 運転技能の診断	(1) 診断のねらいと心構え (2) 場内での技能診断	120分
6 適性診断結果による指導・助言	運転適性診断書を受講者に渡し、それを見ながら運転時の危険と直結しやすい弱点を指摘し、事故を起こしやすい要素が自分にあることを気付かせるよう仕向ける。	60分
7 点数制度による行政処分の解説	点数制度の内容を説明し、行政処分の厳しさを考えさせる。	60分
講習時間合計		420分 (7時間)

「2日目」

講習科目	講習細目	講習時間
8 危険予知運転の解説	運転席から見えない部分に対する警戒心を高めるための方策を考えさせる。	90分
9 初心運転者期間制度の解説	交通違反をしないことについて考えさせる。	30分
10 運転適性検査	CRT運転適性検査器及び動体視力検査器を使用	60分
11 運転技能の診断	走行前の助言は、次のとおり。 (1) できるだけ広い範囲を見ること。 (2) 駐停車車両の陰、小交差道路などからの飛び出しに警戒を強めること。 (3) 歩行者、自転車などに不安を感じたときは、減速することを考えて運転すること。 (4) 二輪車の特性に応じた走行をすること。	90分
12 講習から得られるものは何か	受講者の心に残るもの、講習に対する印象の大略を把握するとともに、運転時の意識の在り方の大切さが理解されていればよい。	30分
13 安全運転実行のための指導・助言	(1) 適性・技能診断書から何が危険かを示唆する。 (2) 場内訓練結果から改善されたものと、まだ今後気を付けるべき事柄を指摘する。	60分
講習時間合計		360分 (6時間)

別表2 (第4関係)

飲酒取消講習細目

四輪車学級用

「1日目」

講習科目	講習細目	講習時間
1 開講、呼気検査	注意事項等の説明、呼気検査の実施	15分
2 運転適性検査	科警研方式73-Cを使用	55分
3 導入	(1) 講習内容、方法の説明 (2) 講師及び受講者の自己紹介	40分
4 性格と運転の概説	性格特徴が運転の仕方に表れる可能性のあることを示唆する。	60分
5 運転技能の診断	(1) シミュレーターによる診断 (2) 診断のねらいと心構え (3) 実車による技能診断	90分
6 適性診断結果による指導・助言	運転適性診断書を受講者に渡し、それを見ながら運転時の危険と直結しやすい弱点を指摘し、事故を起こしやすい要素が自分にあることを気付かせるよう仕向ける。	60分
7 アルコールスクリーニングテスト (AUDIT)	アルコールスクリーニングテスト (AUDIT) を行わせる。	10分
8 ブリーフ・インターベンション①	アルコールスクリーニングテスト (AUDIT) の結果に基づく指導を行う。 ワークブックを記載させる。	90分
講習時間合計		420分 (7時間)

「2日目」

講習科目	講習細目	講習時間
9 呼気検査	呼気検査を実施する。	10分
10 危険予知運転の解説	運転席から見えない部分に対する警戒心を高めるための方策を考えさせる。	60分
11 運転技能の診断	技能診断と同じメンバーで同じコースを走る。走行前の助言は、次のとおり。 (1) できるだけ広い範囲を見ること。 (2) 駐停車車両の陰、小交差道路などからの飛び出しに警戒を強めること。 (3) 歩行者、自転車などに不安を感じたときは、減速することを考えて運転すること。	60分
12 運転適性検査	CRT運転適性検査器及び動体視力検査器を使用	60分
13 ブリーフ・インターベンション②	日記の記載内容の確認及び目標達成程度の確認	60分
14 ディスカッション	飲酒運転をテーマとしたディスカッションを行い、飲酒運転の危険性・悪質性を理解させる。	50分
15 安全運転実行のための指導・助言 感想文の作成	(1) 適性・技能診断書から何が危険かを示唆する。 (2) 実車指導結果から改善されたものと、まだ今後気を付けるべき事柄とを指摘する。 (3) 講習に対する印象の大略を把握する。運転時の意識の在り方の大切さが理解されていればよい。	60分
講習時間合計		360分 (6時間)

二輪車学級用

「1日目」

講 習 科 目	講 習 細 目	講習時間
1 開講、呼気検査	注意事項等の説明、呼気検査の実施	15分
2 運転適性検査	科警研方式73-Cを使用	55分
3 導入	(1) 講習内容、方法の説明 (2) 講師及び受講者の自己紹介	40分
4 性格と運転の概説	性格特徴が運転の仕方に表れる可能性のあることを示唆する。	60分
5 運転技能の診断	(1) 診断のねらいと心構え (2) 場内での技能診断	90分
6 適性診断結果による指導・助言	運転適性診断書を受講者に渡し、それを見ながら運転時の危険と直結しやすい弱点を指摘し、事故を起こしやすい要素が自分にあることを気付かせるよう仕向ける。	60分
7 アルコールスクリーニングテスト (AUDIT)	アルコールスクリーニングテスト (AUDIT) を行わせる。	10分
8 ブリーフ・インターベンション①	アルコールスクリーニングテスト (AUDIT) の結果に基づく指導を行う。 ワークブックを記載させる。	90分
講 習 時 間 合 計		420分 (7時間)

「2日目」

講 習 科 目	講 習 細 目	講習時間
9 呼気検査	呼気検査を実施する。	10分
10 危険予知運転の解説	運転席から見えない部分に対する警戒心を高めるための方策を考えさせる。	60分
11 運転技能の診断	走行前の助言は、次のとおり。 (1) できるだけ広い範囲を見ること。 (2) 駐停車車両の陰、小交差道路などからの飛び出しに警戒を強めること。 (3) 歩行者、自転車などに不安を感じたときは、減速することを考えて運転すること。 (4) 二輪車の特性に応じた走行をすること。	60分
12 運転適性検査	CRT運転適性検査器及び動体視力検査器を使用	60分
13 ブリーフ・インターベンション②	日記の記載内容の確認及び目標達成程度の確認	60分
14 ディスカッション	飲酒運転をテーマとしたディスカッションを行い、飲酒運転の危険性・悪質性を理解させる。	50分
15 安全運転実行のための指導・助言 感想文の作成	(1) 適性・技能診断書から何が危険かを示唆する。 (2) 場内訓練結果から改善されたものと、まだ今後気を付けるべき事柄を指摘する。 (3) 講習に対する印象の大略を把握する。運転時の意識の在り方の大切さが理解されていればよい。	60分
講 習 時 間 合 計		360分 (6時間)

別記様式第1（第8関係）

第	号	写真貼付 押し出し スタンプ
取消処分者講習終了証明書		
住	所	
氏	名	
		年 月 日生
上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第1項第2号に掲げる取消処分者講習を終了した者であることを証明する。		
		年 月 日
実施機関		印

- 備考1 写真は、講習前6月以内に撮影した、無帽、正面上三分身、無背景の、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのものとする。
- 2 実施機関は、交付する「公安委員会名」又は「指定講習機関及び管理者名」とする。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第2（第9関係）

取消処分者講習終了証明書再交付申請書 年 月 日 <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;"> 実 施 機 関 </div> 様 申請者 氏 名 印	
氏名・生年月日	年 月 日生
住 所	(TEL 〈 〉 —)
再交付を申請する理由	
受講日・場所	年 月 日・ 年 月 日の2日間

- 備考1 実施機関は、交付する「公安委員会名」又は「指定講習機関及び管理者名」とする。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第3 (第11関係)

取消処分者講習実施結果報告書

年 月 日

岐阜県公安委員会 様

指定講習機関名
管理者

印

下記の者に対して、道路交通法第108条の2第1項第2号に掲げる講習を
年 月 日に終了したので報告する。

番号	フリガナ氏名	生年月日	住所	指導員氏名

備考

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別添3

停止処分者講習の実施基準

第1 目的

この基準は、運転者等の講習に関する規程（昭和47年岐阜県公安委員会規程第2号。以下「規程」という。）に基づく、停止処分者講習（以下「講習」という。）を行うため必要な講習の実施基準及び講習を行うに当たっての基本的事項を定めることを目的とする。

第2 講習の対象者

講習の対象者は、運転免許（以下「免許」という。）の保留又は免許の効力の停止若しくは6月を超えない範囲内の自動車等の運転の禁止の処分（以下「行政処分」という。）を受けた者のうち、原則として岐阜県内に住所を有する者とする。

第3 講習の申出

講習の申出は、岐阜県道路交通法施行規則（昭和35年岐阜県公安委員会規則第13号）第23条に定める講習申出書に、講習手数料を添えて行わせるものとする。

第4 講習機関

- 1 講習は、岐阜県公安委員会から講習の実施について委託を受けた団体等（以下「受託者」という。）の講習機関（以下「講習機関」という。）に行わせるものとする。
- 2 講習機関は、「岐阜県安全運転講習所」の名称を用いるものとする。

第5 講習施設の所在地及び名称

講習施設の所在地及び名称は、次表のとおりとする。

所 在 地	名 称
岐阜市学園町3丁目42番地 ぎふ清流文化プラザ内	岐阜運転者講習センター

第6 講習機関の構成等

講習機関には、次に掲げる職員を配置し、担当業務を行わせるものとする。

- 1 所長
講習機関を代表して講習を統括する。
- 2 講習指導員
講義、適性検査、実車指導、シミュレーター操作等の業務に従事する。
- 3 事務員
講習機関に関する事務を処理する。

第7 講習指導員等の報告

受託者が、講習機関の所長及び講習指導員を任命したときは、別記様式第1の「任命報告書」により、岐阜県警察本部長（以下「本部長」という。）に報告することとする。

第8 講習指導員の資格等

講習指導員は、次に掲げる要件を備えた者とする。

- 1 年齢が25歳以上65歳以下の者（ただし、委託期間途中で満66歳となる者を含む。）
- 2 講習の指導に用いる自動車等を運転することができる免許（仮免許を除く。）を現に受けている者

- 3 運転適性指導（道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の4第1項第1号の運転適性指導をいう。以下同じ。）について不正な行為をしたことにより運転適性指導員、停止処分者講習指導員、高齢者講習指導員又は違反者講習指導員のいずれかの職を解任されたことがない者又は解任された日から起算して2年以上経過した者
- 4 過去3年以内に交通事故又は道路交通法違反によって刑事処分又は行政処分を受けたことがない者
- 5 運転適性検査指導者資格者証の交付を受け、運転適性に関する業務に従事した期間がおおむね1年以上ある者
- 6 自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、次のいずれかに該当する者であること。
 - (1) 法第99条の3第4項に規定する普通自動車に係る教習指導員資格者証及び大型自動二輪車又は普通自動二輪車に係る教習指導員資格者証の交付を受け、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者
 - (2) 届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。）第1条第4項第1号ロに規定する普通自動車に係る届出教習所指導員課程及び規則第1条第5項第1号ロに規定する大型自動二輪車に係る届出自動車教習所指導員課程又は規則第1条第6項第1号ロに規定する普通自動二輪車に係る届出自動車教習所指導員課程を修了し、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者
 - (3) 運転免許試験場等で技能試験官としての経験が1年以上ある者
 - (4) 警察庁が実施する取消処分者講習指導員専科を修了し、取消処分者講習の講習指導員としての経験が1年以上ある者
 - (5) 自動車安全運転センターが実施する取消処分者講習指導員研修、運転適性講習指導員研修、違反者・停止処分者講習指導員研修又は高齢者講習指導員研修における研修指導員としての経験が1年以上ある者
 - (6) 緊急自動車に乗務して行う交通指導取締活動の経験が3年以上ある者
- 7 自動車安全運転センターが実施する次の(1)から(3)までのいずれかの講習を修了した者
 - (1) 新任運転適性指導員研修
 - (2) 運転適性講習指導員研修
 - (3) 違反者・停止処分者講習指導員研修

第9 職員の解任等

本部長は、講習機関の職員がその地位にとどまることが適当でない認められる事情が生じたときは、受託者に対して、当該職員の解任又は必要な期間その者の業務の停止を勧告することができるものとする。

第10 講習施設の無償使用

講習機関には、第5に掲げる施設を講習施設として無償で使用させるものとする。

第11 講習用器材等の無償使用

講習機関には、県有の講習用器材等を無償で使用させるものとする。

第12 講習業務運営

- 1 講習の場所及び期日については別表1の「講習の場所及び期日」によって行わせるものとする。

2 講習の実施方法は、次によって行わせるものとする。

(1) 講習の期間及び時間

講習区分	短期	中期	長期
講習期間	講習	講習	講習
講習の区分及び時間	1日間	2日間	2日間
前期教習	6時間	6時間	6時間
後期教習		4時間	6時間
計	6時間	10時間	12時間

(2) 講習の実施時期

ア 短期講習並びに中期及び長期講習の前期教習は、講習の申出後速やかに行うこと。

イ 中期及び長期講習の後期教習は、前期教習の翌日に行うこと。

ウ 特別学級による講習は、短期、中期及び長期講習受講者のうちから学級別に指定して行うこと。

(3) 講習の方法

ア 講習は始めに講師の自己紹介、受講者の点呼及び受講上の心得の説明を行った後、第13に掲げた講習内容に準拠して行うこと。

イ 視聴覚教育及び応問式、討議式等の方法を大幅に強化するとともに、技能実習、運転適性検査等の実践的教育科目を強化すること。

ウ 講習の内容及び方法について、常に検討を加えるとともに、受講者の反応検査、再犯実態調査等により講習効果の検討を行い、その改善に努めること。

エ 講習内容に、地方的実情を十分に加味するとともに、それに即したスライド、フィルム等の視聴覚教材の利用に努めること。

3 講習は、次表に掲げる学級編成の区分及び人員によって行わせるものとする。

ただし、運転適性指導については、1グループ3人以内とする。

講習区分	学級区分	編 成 人 員
短期講習	一般学級	原則として9人以下
	特別学級	
中期講習	一般学級	原則として9人以下
	特別学級	
長期講習	一般学級	原則として9人以下
	特別学級	

4 特別学級の編成は次表に掲げる区分によって、行わせるものとする。ただし、

少年及び暴走族については、別に特別学級を編成して行うことができる。

区分	受 講 対 象 者 の 区 分
二輪学級	受講者のうち、主として二輪車を運転している者及び当該処分の事由に照らして二輪車の運転について指導する必要があると認められる受講者
飲酒学級	当該処分の事由等に照らして飲酒運転の危険性について指導する必要があると認められる受講者
速度学級	当該処分の事由等に照らして速度の危険性について指導する必要があると認められる受講者

第13 講習内容等

講習の内容及び時間割は、別表2の「停止処分者講習の講習科目及び時間割等に関する細目」によって行わせるものとする。

第14 考查の実施要領

- 1 講習の最後に、講習の内容の習得状況及び受講者の改善効果を確認するために、実際に講習を行った内容について考査を行うものとする。
- 2 考査は、筆記方式とし、原則として正誤式問題40問を出題し、20分間で回答させるものとする。
- 3 考査成績は、優は85%以上の成績、良は70%以上85%未満、可は50%以上70%未満の成績とする。
- 4 考査成績が50%未満の者から再考査の申出があったときは、当該講習を終了した翌日以後の日を指定して再考査を受けさせることができるものとする。
- 5 考査は、厳正公平に行わせるものとする。

第15 指導監督

本部長は、講習機関に対して、この基準に適合した講習を行わせるため、次に掲げる措置を執るものとする。

- (1) 講習業務に関し、定期又は随時に検査すること。
- (2) 講習に関する必要な報告又は資料の提出を求めること。
- (3) 講習に関し、必要な指導、助言又は資料の提供を行うこと。

第16 秘密の保持

本部長は、受託者及び講習機関の職員が委託業務の運営上知り得た秘密を他人に漏らすことのないよう措置するものとする。

第17 講習結果の報告

講習機関は、講習修了の都度速やかに別記様式第2の「停止処分者講習実施結果報告書」に考査答案を添えて報告するものとする。

第18 講習修了証明書の交付

講習機関が講習を修了したときは、受講者（考査の成績が50%未満の者を除く。）に対し、別記様式第3の「講習修了証明書」を交付させるものとする。

第19 指示伺

講習業務の運営に関し、この基準に定めのない事項が生じたとき、又はこの基準によりがたい特別の事由が生じたときは、その都度本部長の指示を受けさせるものとする。

第20 職員の研修等

本部長は、講習機関に対し、講習内容の充実及び職員の資質を高めるため、必要な職員の研修等を指示することができるものとする。

附 則（平成21年3月16日付け交免第217号ほか）

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年5月13日付け交免第559号ほか）

この基準は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成24年3月12日付け交免第308号ほか）

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年2月6日付け交免第170号ほか）

この基準は、平成25年2月6日から施行する。

附 則（平成25年10月30日付け交免第1369号ほか）

この基準は、平成25年11月1日から施行する。

附 則（平成26年3月4日付け交免第219号ほか）

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年5月30日付け交免第642号ほか）

この基準は、平成26年6月1日から施行する。

附 則（平成27年 1 月28日付け交免第89号ほか）
この基準は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 7 月10日付け交免第712号ほか）
この基準は、平成27年 9 月24日から施行する。

附 則（平成29年 3 月10日付け交免第435号ほか）
この基準は、平成29年 3 月12日から施行する。

附 則（平成30年 3 月15日付け交免第297号ほか）
この基準は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

別記様式第1（第7関係）

任 命 報 告 書

年 月 日

岐阜県警察本部長 殿

受託者名

代表者 役職 氏 名

下記の者を、停止処分者講習の として任命したので報告します。

本 籍			
住 所			
氏 名 生年月日	年 月 日生		
免許の種別		交付年月日	
最終学歴		特 技	
経歴の概要 (道路交通法の 運用に関する実 務経歴及び管理 職経歴等)			
備 考			

講 習 修 了 証 明 書

殿

あなたは、道路交通法第108条の2第1項第3号の規定により行った
講習を修了し、次の成績を得たことを証明します。

年 月 日

成績	
----	--

岐阜県安全運転講習所長

印

別表 1 (第12関係)

講習の場所、期日及び講習区分

場 所	期 日	講 習 区 分	
岐阜市学園町3丁目42番地 ぎふ清流文化プラザ内 岐阜運転者講習センター (ただし、中期及び長期講習 の後期教習は、岐阜運転免許 試験場で行う。)	毎	月曜日	短期講習を行う。
		火曜日	短期講習及び長期講習の前期教習を行う。
		水曜日	長期講習の後期教習を行う。
		木曜日	短期講習及び中期講習の前期教習を行う。
	週	金曜日	短期講習及び中期講習の後期教習を行う。

別表 2 (第13関係)

停止処分者講習の講習科目及び時間割等に関する細目

(四輪車用)

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	時間		
				短期	中期	長期
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要及び日程の説明 受講者の心得の説明					
1 道路交通の現状	(1) 交通障害の状況 (2) 交通規制	講義 教本、視聴覚教材等	○ 当県の実情に応じて交通障害(事故、渋滞、公害、生活環境の侵害)の発生状況等を重点的に説明し、その関連において交通規制の概要を説明する。			
2 交通事故の実態	(1) 運転者に起因する事故の実態及びその原因分析 (2) 重大事故の実例 (3) 交通事故の惨状		○ 単なる数字の羅列に終始することなく、多角的な分析に基づいて受講者にとって身近な事実に関する数字の使用等によって実感として習得させる。 ○ 交通事故の被害者の惨状及び加害者の窮状を実例で示す。			
3 運転者の社会的立場	(1) 運転免許の意義 (2) 運転者の責任 ア 運転者の社会的責任 イ 交通事故(違反)を起こした運転者の責任		○ 教本、視聴覚教材等を用い、運転者の責任感及び交通道徳の向上を図る。 ○ 中・長期では、次の事項について詳しく触れ、運転者の社会的な立場を理解させる。 ・ 運転者に対する社会の要望について具体的事例、新聞の社説、投書意見等を活用して理解させる。 ・ 刑事上の責任、民事上の責任及び行政上の責任について、交通裁判例、点数制度の仕組み等を事例として具体的に説明することによって認識させる。	30分 30分	60分 60分	60分 60分
4 安全運転の心構え	(1) 安全運転の基本的考え方 (2) 安全運転の実践 (3) 事故防止のポイント		○ 自己中心的な運転マナーを矯正し、ルールを正しく実践できる心の醸成を図る。 ○ 交通状況に応じた安全運転の実践方法を具体的事例を用いて説明する。 ○ 当県における交通事故の典型的(多発)パターンの中から、その原因となった危険行為5～7種抽出し、事故防止のポイントを十分認識させる。			
5 安全運転の基礎知識	(1) 安全な運転 (2) 防衛運転 (3) 人間の感覚と判断能力 ア 視覚の特性 イ 過労等の影響		○ DVD等の視聴覚教材を活用する。 ○ 飲酒学級及び速度学級を設置しない場合は、講習科目9に掲げる関連細目を取り入れることとする。			
6 道路交通法令の知識及び安全運転の方法	(1) 日常点検要領 (2) 走行の基本 ア 座席ベルトの着用 イ 運転操作 ウ 進路変更 (3) 歩行者の保護		○ この科目の細目は、実情に応じて重点的選択的に取り上げることとする。 ○ DVD等の視聴覚教材を活用する。 ○ 日常点検要領については、日常点検の必要性と点検項目、点検要領等を説明する。			

	<p>(4) 自転車に乗る人の保護</p> <p>(5) 車間距離</p> <p>(6) 追越し</p> <p>(7) 交差点の通行</p> <p>(8) 駐車と停車</p> <p>(9) 危険な場所などでの通行</p> <p>ア 夜間、トンネル</p> <p>イ カーブ</p> <p>ウ 悪天候等</p> <p>(10) 高速道路の通行</p> <p>ア 高速走行の危険性</p> <p>イ 高速道路への出入り</p> <p>ウ 高速走行の方法</p> <p>(11) 二輪車に対する注意</p> <p>ア 二輪車の特性</p> <p>イ 二輪車事故の特徴</p> <p>(12) 事故と故障時の措置</p>		<p>○ 座席ベルトの着用については、着用の効果等を具体的事例に基づいて説明する。</p> <p>○ 四輪車対二輪車の事故の具体的事例を用いて、四輪車の側で注意すべき事項を理解させる。</p>	90分	150分	150分
				20分	30分	30分
7	事故事例研究に基づく安全運転の方法	発表（適宜、ディスカッション方式をとる。）	○ 身近な事故事例を素材として受講者に発表させる等、事故の原因となる危険行為等を受講者自身に考えさせ、正しい運転方法を理解させる。		60分	120分
					60分	120分
8	講習対象別に必要な安全運転の知識	<p>（飲酒学級の場合）</p> <p>飲酒運転の危険性の自覚</p> <p>（1）AUDITと飲酒・運転の目標の設定</p> <p>（2）アルコールの身体に及ぼす影響</p> <p>（3）アルコールの影響と運転</p> <p>（速度学級の場合）</p> <p>速度の危険性の自覚</p> <p>（1）反応時間と走行距離</p> <p>（2）速度と視覚</p> <p>（3）速度とブレーキ</p> <p>（4）速度とハンドル</p>	<p>講義</p> <p>教本、視聴覚教材等</p> <p>○ 科学的な根拠に基づくAUDITと飲酒・運転の目標の設定を実施して自己の飲酒量を自覚させるとともに、運転シミュレーターを活用した飲酒運転の疑似体験や飲酒ゴーグルを活用した飲酒状態の疑似体験等を実施して、飲酒運転の危険性を理解させる。</p> <p>○ 速度に起因する具体的な事故事例を用いるとともに、科学的な根拠に基づく説明で、速度の危険性を理解させる。</p>	90分	120分	120分
9	運転適性についての診断と指導①	<p>（1）筆記による診断と指導</p> <p>（2）運転適性検査器材の使用による診断と指導</p>	<p>個別指導</p> <p>教本、運転適性検査器材、視聴覚教材等</p> <p>○ 所要の適性検査用紙により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。</p> <p>○ 運転適性検査器材により実施し、結果に基づき安全運転の心構えを指導する。</p> <p>○ 短期では、事故に結びつきやすい違反行為をした者及び筆記による検査の結果により必要と認められる者について実施する。</p> <p>○ 中・長期では受講者全員について実施し、個人別に細部にわたって指導する。</p>	180分	120分	120分
				160分	120分	120分
10	運転適性についての診断と指導②	<p>（1）実車による診断と指導</p> <p>（2）運転シミュレーター操作による診断と指導</p>	<p>実技</p> <p>教本、自動車、運転シミュレーター、視聴覚教材等</p> <p>○ 実車を運転させ、講習指導員が同乗して運転行動、事故や違反に結び付く危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づく指導を行う。</p> <p>○ 運転シミュレーターを操作させ、交通事故やその他危険場面等について疑似体験させ、運転の危険性を診断し、その結果に基づく指導を行う。</p> <p>○ 短期では、事故に結びつきやすい違反行為をした者及び実車による検査の結果により</p>		120分	150分
					120分	150分

			必要と認める者について実施する。 ○ 中・長期では受講者全員について実施し、個人別に詳細にわたって指導する。			
11	面接指導	個別的指導（適宜ディスカッション方式をとる。）	○ 本人の違反経歴に運転適性検査と実車指導の結果とを照合して、特に個々の指導が必要であると認められる受講者については、個々面接により受講者に運転特徴等を説明し、以後の安全運転に資するための指導を行う。 ○ その他の受講者については、グループ討議等の方法で安全運転意識の高揚を図る。	30分 30分	60分 60分	90分 90分
	考 査		○ 学級別に講習効果を測定するのに適した正誤式又は選択式問題40問で実施し、終了後に正解を説明する。	30分 30分	30分 30分	30分 30分
講 習 合 計 時 間				360分 360分	600分 600分	720分 720分

- 備考1 講習時間の欄に掲げる数字のうち、内の数字は飲酒学級や速度学級など特別学級を設けた場合における講習時間を示す。
- 2 休憩時間は、講習時間以外に適切な時間を設けること。
 - 3 短期講習では、「運転適性検査器材の使用による診断と指導」又は「運転シミュレーター操作による診断と指導」を行う場合には「事故事例研究に基づく安全運転の方法」又は「面接指導」を省略し、「運転適性検査器材を用いた検査に基づく指導」及び「運転シミュレーター操作による診断と指導」を行う場合には、「事故事例研究に基づく安全運転の方法」及び「面接指導」を省略することができる。
 - 4 原則として、AUDITと飲酒・運転の目標の設定は、長期課程において実施すること。

(二輪車用)

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	時間		
				短期	中期	長期
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要及び日程の説明 受講者の心得の説明	講義 教本、視聴覚教材等		30分 30分	60分 60分	60分 60分
1 道路交通の現状	(1) 交通障害の状況 (2) 交通規制		○ 当県の実情に応じて交通障害（事故、騒音、暴走行為、生活環境の侵害）の発生状況等を重点的に説明し、その関連において交通規制の概要を説明する。			
2 交通事故の実態	(1) 二輪車事故の実態 (2) 二輪車事故の特徴 (3) 重大事故の実例 (4) 交通事故の惨状		○ 単なる数字の羅列に終始することなく、多角的な分析に基づいて受講者にとって身近な事実に関する数字の使用等によって実感として習得させる。 ○ 交通事故の被害者の惨状及び加害者の窮状を実例で示す。			
3 運転者の社会的立場	(1) 運転免許の意義 (2) 運転者の社会的責任 (3) 交通事故（違反）を起こした運転者の責任		○ 教本、視聴覚教材を用い、運転者の責任感及び交通道徳の向上を図る。 ○ 運転免許制度の意義を説明し、運転者に対する社会の要望について具体的事例、新聞の社説、投書意見等を活用して理解させる。 ○ 刑事上の責任、民事上の責任及び行政上の責任について、交通裁判例、点数制度の仕組み等を事例として具体的に説明することによって認識させる。			
4 安全運転の心構え	(1) 安全運転の基本的考え方 (2) 安全運転の実践 (3) 事故防止のポイント		○ 自己中心的な運転マナーを矯正して、ルールを正しく実践できる心の醸成を図る。 ○ 交通状況に応じた安全運転の実践方法を具体的な事例を用いて説明する。 ○ 当県における二輪車事故の典型的（多発）パターンの中から、その原因となった危険行為を5～7種抽出し、事故防止のポイントを十分認識させる。			
5 安全運転の基礎知識	(1) 二輪車の特性 (2) 車種の選び方 (3) 乗車用ヘルメットの着用 (4) 二輪車の物理の法則 (5) 人間の感覚と判断能力 ア 視覚の特性 イ 過労等の影響		○ 乗車用ヘルメットの着用については、実例、統計等によってその必要性及び効果を強調し、正しい着用の習慣付けを図る。 ○ DVD等の視聴覚教材を活用する。 ○ 飲酒学級及び速度学級を設置しない場合は、講習科目9に掲げる関連細目を取り入れることとする。	90分 20分	150分 30分	150分 30分
6 道路交通法令の知識及び安全運転の方法	(1) 日常点検要領 (2) 走行の基本 ア ドライビング・スペースとポジション イ 防衛運転 (3) 歩行者の保護 (4) 速度と車間距離 (5) 追越し (6) 交差点通行 (7) 夜間走行 (8) 気象条件に合わせた運転 (9) 高速道路の通行 (10) 改造車の運転禁止		○ 二輪車事故の特徴との関連で特に防衛運転に徹する必要性を強調する。 ○ この科目の細目は、実情に応じて重点的選択的に取り上げることとする。 ○ DVD等の視聴覚教材を活用する。 ○ 日常点検要領については、日常点検の必要性と点検項目、点検要領等を説明する。			

7 事故事例研究に基づく安全運転の方法		発表(適宜、ディスカッション方式をとる。)	○ 身近な事故事例を素材として受講者に発表させる等、事故の原因となる危険行為等を受講者自身に考えさせ、正しい運転方法を理解させる。	60分 60分	120分 120分
8 講習対象者別に必要な安全運転の知識	(飲酒学級の場合) 飲酒運転の危険性の自覚 (1) AUDITと飲酒・運転の目標の設定 (2) アルコールの身体に及ぼす影響 (3) アルコールの影響と運転(速度学級の場合) 速度の危険性の自覚 (1) 反応時間と走行距離 (2) 速度と視覚 (3) 速度とブレーキ (4) 速度とハンドル	講義 教本、視聴覚教材等	○ 科学的根拠に基づくAUDITと飲酒・運転の目標の設定を実施して自己の飲酒量を自覚させるとともに、運転シミュレーターを活用した飲酒運転の疑似体験や、飲酒ゴーグルを活用した飲酒状態の疑似体験等を実施して、飲酒運転の危険性を理解させる。 ○ 速度に起因する具体的な事故事例を用いるとともに、科学的根拠に基づく説明で、速度の危険性を理解させる。	90分	120分 120分
9 運転適性についての診断と指導①	(1) 筆記による診断と指導 (2) 運転適性検査器材の使用による診断と指導	個別的指導 教本、運転適性検査器材等、視聴覚教材等	○ 所要の適性検査用紙により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○ 運転適性検査器材により実施し、結果に基づき安全運転の心構えを指導する。 ○ 短期では、事故に結び付きやすい違反行為をした者及び筆記による検査の結果により必要と認められる者について実施する。 ○ 中・長期では、全員について実施し、個人別に細部にわたって指導する。	180分 160分	120分 120分 120分
10 運転適性についての診断と指導②	(1) 実車による診断と指導 ア 日常点検 イ 乗車姿勢 ウ 基本走行 (ア) 発進要領 (イ) 低速走行及び通常走行 (ウ) 停止要領 エ 応用走行 (ア) 制動訓練 (イ) コーナリング訓練 (ウ) スラローム走行等の訓練 オ 終業点検 (2) 運転シミュレーター操作による診断と指導	実技 教本、自動二輪車、原動機付自転車、運転シミュレーター、視聴覚教材等	○ 実習に当たっては、乗車用のヘルメットを必ず着用させるほか、手袋、プロテクタ、衣服、履物等乗車に適した準備をさせる。 ○ 実車を運転させ、講習指導員が追尾するなどして運転行動、事故や違反に結び付く危険な運転個所等を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○ 時速30キロメートル程度で走行させ、正しい基本走行を習得させる。 ○ 診断するに当たって、個々の受講者の体格、体力、運転技能、運転経験等からみて本人に適した車種の選び方についても指導する。 ○ 運転シミュレーターを操作させ、交通事故やその他危険場面等について疑似体験させ、運転の危険性を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○ 短期では、事故に結び付きやすい違反行為をした者及び実車による検査の結果により必要と認める者について実施する。 ○ 中・長期では、全員について実施し、個人別に細部にわたって指導する。	120分 120分	150分 150分
11 面接指導		個別的指導(適宜ディスカッション方式をとる。)	○ 本人の違反経歴に運転適性検査と実車指導の結果とを照合して、特に個々の指導が必要であると認められる受講者については、個々面接により受講者に運転特徴等を説明し、以後の安全運転に資するための指導を行う。	30分 30分	60分 60分 90分 90分

		○ その他の受講者については、グループ討議等の方法で安全運転意識の高揚を図る。			
	考 査	○ 学級別に講習効果を測定するのに適した正誤式又は選択式問題40問で実施し、終了後に正解を説明する。	30分 30分	30分 30分	30分 30分
講 習 時 間 合 計			360分 360分	600分 600分	720分 720分

- 備考1 講習時間の欄に掲げる数字のうち、内の数字は、飲酒学級や速度学級など特別学級を設けた場合における講習時間を示す。
- 2 休憩時間は、講習時間以外に適切な時間を設けること。
 - 3 短期講習では、「運転適性検査器材の使用による診断と指導」又は「運転シミュレーター操作による診断と指導」を行う場合には「事故事例研究に基づく安全運転の方法」又は「面接指導」を省略し、「運転適性検査器材を用いた検査に基づく指導」及び「運転シミュレーター操作による診断と指導」を行う場合には、「事故事例研究に基づく安全運転の方法」及び「面接指導」を省略することができる。
 - 4 原則として、AUDITと飲酒・運転の目標の設定は、長期課程において実施すること。

別添 4

大型車講習の実施基準

第1 目的

この基準は、運転者等の講習に関する規程（昭和47年岐阜県公安委員会規程第2号）に基づく大型車講習（以下「講習」という。）を行うに当たっての基本的事項を定めることを目的とする。

第2 講習の対象者

講習の対象者は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第90条の2に規定する大型免許を受けようとする者とする。ただし、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第33条の6に規定する者を除く。

第3 講習機関

講習は、法第108条の2第3項の規定により、岐阜県公安委員会（以下「公安委員会」という。）から講習の実施について委託を受けた指定自動車教習所（以下「大型車講習機関」という。）において行うものとする。

第4 講習の申込み

講習の申込みは、「大型車講習受講申込書」（別記様式第1号）により、交通部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）に行うものとする。

第5 講習手数料の徴収

講習手数料は、運転免許課長が徴収するものとする。

第6 講習の実施方法等

講習は、「大型車講習の講習科目及び時間割等に関する細目」（別表）により実施するものとする。

第7 講習指導員

講習指導員は、

- 法第99条の3第4項の規定により教習指導員資格者証（大型）の交付を受けている者
- 道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第183号）附則第5条第1項の規定により岐阜県公安委員会が指定する研修又はこれに準じた教育として岐阜県公安委員会が認めるものを修了した者で、平成16年改正法による改正前の道路交通法第99条の3第4項の規定により教習指導員資格者証（大型）の交付を受けている者
- 法第99条の3第4項第1号に該当する者（大型免許に係るものに限る。）又は届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則の一部を改正する規則（平成18年国家公安委員会規則第2号）による改正後の届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第1号。）第1条第2項第1号ロに規定する届出自動車教習所指導員研修課程で大型免許に係るものを修了した者であって、同号ロ(1)から(5)までのいずれにも該当しない者が行うものとする。

第8 大型車講習機関に対する指導監督

岐阜県警察本部長（以下「本部長」という。）は、大型車講習機関に対して、この基準に適合した講習が行われるよう、講習に必要な指導、助言又は資料の提供を行うほか、次に掲げる措置を執るものとする。

- 1 指導員の知識と技術の向上を図るため、必要な研修を行うこと。
- 2 講習業務に関し、定期又は随時に検査すること。

3 講習に関する必要な報告又は資料の提出を求めること。

第9 講習終了証明書の交付

公安委員会は、講習を終了した者に対し、「大型車講習終了証明書」（別記様式第2号。以下「終了証明書」という。）を交付するものとする。

第10 終了証明書の再交付

大型車講習機関は、講習を終了した者が終了証明書を亡失し、滅失し、汚損し又は破損したことにより、終了証明書の再交付を申し出たときは、「大型車講習終了証明書再交付申請書」（別記様式第3号）の提出を受け、再交付するものとする。

第11 未終了受講者に対する措置

大型車講習機関は、講習開始後、やむを得ない事情により講習を終了することができなかった者に対しては、未終了講習科目について講習の日時を指定し、再度講習を実施するものとする。

第12 講習結果の報告

大型車講習機関は、講習の実施の都度、「大型車講習実施結果報告書」（別記様式第4号）によりその結果を本部長に報告しなければならない。

附 則（平成21年3月16日付け交免第217号ほか）

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年5月13日付け交免第559号ほか）

この基準は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成29年3月10日付け交免第435号ほか）

この基準は、平成29年3月12日から施行する。

別表

大型車講習の講習科目及び時間割等に関する細目

事項	方式	講習科目	講習細目	講習内容	時間
危険を予測した運転	実	1 貨物自動車の特性を理解した運転	(1) 運転操作が貨物に与える影響を理解した運転 (2) 貨物の荷崩れ、転落防止等を理解した運転 (3) 荷重が運転操作に与える影響を理解した運転	○ 運転操作が貨物に与える影響及び荷重が運転操作に与える影響を理解させ、これを念頭においた適切な速度と滑らかな運転ができる能力を養わせる。	1
	技	2 危険を予測した運転	(1) 危険要因の捉え方 (2) 起こりうる危険の予測 (3) 危険の少ない運転行動の選び方 (4) 道路及び交通の状況に応じた速度による運転の仕方	○ 大型自動車又は中型自動車に係る他の交通との関わりにおける危険性を的確に予測し、危険回避する能力を養わせる。	1
	討議	3 危険予測ディスカッション	(1) 危険予測の重要性 (2) 走行中の危険場面 (3) 起こり得る危険の予測 (4) より危険の少ない運転行動	○ 実車走行を踏まえて、細目ごとに講習指導員の助言及び相互の意見交換を行い、危険予測能力の定着を図る。	1
悪条件下での運転	実	4 夜間の運転	(1) 夜間における運転視界の確保の仕方 (2) 夜間における道路交通に係る情報の捉え方 (3) 夜間における運転の仕方	○ 夜間対向車の灯火によりげん惑されること、その他交通の状況を視覚により認知することが困難になることを理解させ、そのような状況下における視界確保の方法や安全な運転能力を養わせる。	1
	技	5 悪条件下での運転	(1) 積雪、凍結道路の運転の仕方 (2) 濃霧、吹雪、砂塵等で視界不良の場合の運転の仕方 (3) 豪雨、強風下での運転の仕方 (4) 道路冠水の場合の措置	○ 凍結路面、積雪路面等の悪条件下で、適切に対応できる能力及び安全に運転することができる限界を見極め、時には運転を中止するという判断能力を養わせる。	
合				計	4

大型車講習受講申込書

年 月 日

岐阜県公安委員会 殿

氏 名 印

私は、大型車講習を受講したいので申し込みます。

氏 名 生年月日	年 月 日生
住 所	TEL 〈 〉 -
備 考	

証 紙 貼 付 欄

ここに岐阜県収入証紙を貼って下さい。	

第 号

大 型 車 講 習 終 了 証 明 書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第1項
第4号に掲げる講習（大型車講習）を終了した者であることを証明する。

年 月 日

岐阜県公安委員会



<注> この証明書は、1年間有効です。

大型車講習終了証明書再交付申請書

年 月 日

自動車学校（園）長 様

申請者
氏 名



住 所	
氏 名 生年月日	年 月 日生
再交付を申請する理由	

大型車講習実施結果報告書

年 月 日

岐阜県警察本部長 殿

講習機関名
設置者名



道路交通法第108条の2第1項第4号に掲げる大型車講習を 年
月 日に実施したので報告する。

番号	住 所	氏 名
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

別添 5

中型車講習の実施基準

第1 目的

この基準は、運転者等の講習に関する規程（昭和47年岐阜県公安委員会規程第2号）に基づく中型車講習（以下「講習」という。）を行うに当たっての基本的事項を定めることを目的とする。

第2 講習の対象者

講習の対象者は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第90条の2に規定する中型免許を受けようとする者とする。ただし、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第33条の6に規定する者を除く。

第3 講習機関

講習は、法第108条の2第3項の規定により、岐阜県公安委員会（以下「公安委員会」という。）から講習の実施について委託を受けた指定自動車教習所（以下「中型車講習機関」という。）において行うものとする。

第4 講習の申込み

講習の申込みは、「中型車講習受講申込書」（別記様式第1号）により、交通部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）に行うものとする。

第5 講習手数料の徴収

講習手数料は、運転免許課長が徴収するものとする。

第6 講習の実施方法等

講習は、「中型車講習の講習科目及び時間割等に関する細目」（別表）により実施するものとする。

第7 講習指導員

講習指導員は、

- 法第99条の3第4項の規程により教習指導員資格者証（中型）の交付を受けている者
- 法第99条の3第4項第1号に該当する者（中型免許に係るものに限る。）又は届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則の一部を改正する規則（平成18年国家公安委員会規則第2号）による改正後の届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第1号。）第1条第2項第1号ロに規定する届出自動車教習所指導員研修課程で中型免許に係るものを修了した者であって、同号ロ(1)から(5)までのいずれにも該当しない者が行うものとする。

第8 中型車講習機関に対する指導監督

岐阜県警察本部長（以下「本部長」という。）は、中型車講習機関に対して、この基準に適合した講習が行われるよう、講習に必要な指導、助言又は資料の提供を行うほか、次に掲げる措置を執るものとする。

- 1 指導員の知識と技術の向上を図るため、必要な研修を行うこと。
- 2 講習業務に関し、定期又は随時に検査すること。
- 3 講習に関する必要な報告又は資料の提出を求めること。

第9 講習終了証明書の交付

公安委員会は、講習を終了した者に対し、「中型車講習終了証明書」（別記様式第2号。以下「終了証明書」という。）を交付するものとする。

第10 終了証明書の再交付

中型車講習機関は、講習を終了した者が終了証明書を亡失し、滅失し、汚損し又は破損したことにより、終了証明書の再交付を申し出たときは、「中型車講習終了証明書再交付申請書」（別記様式第3号）の提出を受け、再交付するものとする。

第11 未終了受講者に対する措置

中型車講習機関は、講習開始後、やむを得ない事情により講習を終了することができなかった者に対しては、未終了講習科目について講習の日時を指定し、再度講習を実施するものとする。

第12 講習結果の報告

中型車講習機関は、講習の実施の都度、「中型車講習実施結果報告書」（別記様式第4号）によりその結果を本部長に報告しなければならない。

附 則（平成21年3月16日付け交免第217号ほか）

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年5月13日付け交免第559号ほか）

この基準は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成29年3月10日付け交免第435号ほか）

この基準は、平成29年3月12日から施行する。

別表

中型車講習の講習科目及び時間割等に関する細目

事項	方式	講習科目	講習細目	講習内容	時間
危険を予測した運転	実	1 貨物自動車の特性を理解した運転	(1) 運転操作が貨物に与える影響を理解した運転 (2) 貨物の荷崩れ、転落防止等を理解した運転 (3) 荷重が運転操作に与える影響を理解した運転	○ 運転操作が貨物に与える影響及び荷重が運転操作に与える影響を理解させ、これを念頭においた適切な速度と滑らかな運転ができる能力を養わせる。	1
	技	2 危険を予測した運転	(1) 危険要因の捉え方 (2) 起こりうる危険の予測 (3) 危険の少ない運転行動の選び方 (4) 道路及び交通の状況に応じた速度による運転の仕方	○ 大型自動車又は中型自動車に係る他の交通との関わりにおける危険性を的確に予測し、危険回避する能力を養わせる。	1
	討議	3 危険予測ディスカッション	(1) 危険予測の重要性 (2) 走行中の危険場面 (3) 起こり得る危険の予測 (4) より危険の少ない運転行動	○ 実車走行を踏まえて、細目ごとに講習指導員の助言及び相互の意見交換を行い、危険予測能力の定着を図る。	1
悪条件下での運転	実	4 夜間の運転	(1) 夜間における運転視界の確保の仕方 (2) 夜間における道路交通に係る情報の捉え方 (3) 夜間における運転の仕方	○ 夜間対向車の灯火によりげん惑されること、その他交通の状況を視覚により認知することが困難になることを理解させ、そのような状況下における視界確保の方法や安全な運転能力を養わせる。	1
	技	5 悪条件下での運転	(1) 積雪、凍結道路の運転の仕方 (2) 濃霧、吹雪、砂塵等で視界不良の場合の運転の仕方 (3) 豪雨、強風下での運転の仕方 (4) 道路冠水の場合の措置	○ 凍結路面、積雪路面等の悪条件下で、適切に対応できる能力及び安全に運転することができる限界を見極め、時には運転を中止するという判断能力を養わせる。	
合				計	4

中型車講習受講申込書

年 月 日

岐阜県公安委員会 殿

氏 名 印

私は、中型車講習を受講したいので申し込みます。

氏 名 生年月日	年 月 日生
住 所	TEL 〈 〉 -
備 考	

証 紙 貼 付 欄

ここに岐阜県収入証紙を貼って下さい。	

第 号

中 型 車 講 習 終 了 証 明 書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第1項
第4号に掲げる講習（中型車講習）を終了した者であることを証明する。

年 月 日

岐阜県公安委員会



<注> この証明書は、1年間有効です。

中型車講習終了証明書再交付申請書

年 月 日

自動車学校（園）長 様

申請者
氏 名



住 所	
氏 名 生年月日	年 月 日生
再交付を申請する理由	

中型車講習実施結果報告書

年 月 日

岐阜県警察本部長 殿

講習機関名
設置者名



道路交通法第108条の2第1項第4号に掲げる中型車講習を 年
月 日に実施したので報告する。

番号	住 所	氏 名
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

準中型車講習の実施基準

第1 目的

この基準は、運転者等の講習に関する規程（昭和47年岐阜県公安委員会規程第2号）に基づく準中型車講習（以下「講習」という。）を行うに当たっての基本的事項を定めることを目的とする。

第2 講習の対象者

講習の対象者は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第90条の2に規定する準中型免許を受けようとする者とする。ただし、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第33条の6に規定する者を除く。

第3 講習機関

講習は、法第108条の2第3項の規定により、岐阜県公安委員会（以下「公安委員会」という。）から講習の実施について委託を受けた指定自動車教習所（以下「準中型車講習機関」という。）において行うものとする。

第4 講習の申込み

講習の申込みは、「準中型車講習受講申込書」（別記様式第1号）により、交通部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）に行うものとする。

第5 講習手数料の徴収

講習手数料は、運転免許課長が徴収するものとする。

第6 講習の実施方法等

- 1 現に普通免許を受けている者に対する講習は、別表「準中型車講習の講習科目及び時間割等に関する細目」の「1 準中型自動車を使用した講習」により実施するものとし、現に普通免許を受けていない者に対する講習については、これに併せて別表の「2 普通自動車を使用した講習」を実施するものとする。
- 2 聴覚障害者で、運転できる自動車等の種類を準中型自動車に限定し、かつ、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第23条第1項の表聴力の項第2号に規定する特定後写鏡等（以下「特定後写鏡等」という。）を車室内において使用すべきこととする条件（以下「特定後写鏡等条件」という。）が付される者に対する別表の1の講習科目2及び別表の2の講習科目1「危険を予測した運転（実技）」については、単独講習を実施する。
- 3 特定後写鏡等条件が付される者に対する別表の1の講習科目3及び別表の2の講習科目2「危険予測ディスカッション」は、講習指導員1名による個別の対話形式により行うこととする。ただし、特定後写鏡等条件が付される複数の者に対し、相互の意思疎通の手段が確保されているときは、複数講習を実施しても差し支えない。
- 4 特定後写鏡等条件が付される者が、補聴器を使用している場合には、別表の1の講習科目2及び別表の2の講習科目1「危険を予測した運転（実技）」において実施する一部の講習を除き、補聴器を使用させても差し支えない。
- 5 講習の使用車両は、準中型自動車を使用した講習については、準中型自動車（貨物自動車に限る。）を使用し、普通自動車を使用した講習については、普通自動車の乗用車を使用する。ただし、特定後写鏡等条件が付される者に対する講習には、それぞれ、特定後写鏡等を準中型自動車は車室外に、普通自動車は車室内において使用する。

第7 講習指導員

講習指導員は、

- 道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号。以下「平成27年改正法」という。）による改正後の法第99条の3第4項の規定により教習指導員資格者証（準中型）の交付を受けている者
- 道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第258号）附則第4条第1項の規定により都道府県公安委員会が指定する研修を修了した者であって、平成27年改正法による改正前の法第99条の4第4項の規定により教習指導員資格者証（中型）の交付を受けているもの
- 平成27年改正法による改正後の法第99条の3第4項第1号に該当する者（準中型免許に係るものに限る。）又は届出自動車教習所指導員研修課程で準中型免許に係るものを修了した者であって、届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第1号）第1条第2項第1号ロ(1)から(5)までのいずれにも該当しないもの

が行うものとする。

第8 準中型車講習機関に対する指導監督

岐阜県警察本部長（以下「本部長」という。）は、準中型車講習機関に対して、この基準に適合した講習が行われるよう、講習に必要な指導、助言又は資料の提供を行うほか、次に掲げる措置を執るものとする。

- 1 指導員の知識と技術の向上を図るため、必要な研修を行うこと。
- 2 講習業務に関し、定期又は随時に検査すること。
- 3 講習に関する必要な報告又は資料の提出を求めること。

第9 講習終了証明書の交付

公安委員会は、講習を終了した者に対し、「準中型車講習終了証明書」（別記様式第2号。以下「終了証明書」という。）を交付するものとする。

第10 終了証明書の再交付

準中型車講習機関は、講習を終了した者が終了証明書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したことにより、終了証明書の再交付を申し出たときは、「準中型車講習終了証明書再交付申請書」（別記様式第3号）の提出を受け、再交付するものとする。

第11 未終了受講者に対する措置

準中型車講習機関は、講習開始後、やむを得ない事情により講習を終了することができなかった者に対しては、未終了講習科目について講習の日時を指定し、再度講習を実施するものとする。

第12 講習結果の報告

準中型車講習機関は、講習の実施の都度、「準中型車講習実施結果報告書」（別記様式第4号）によりその結果を本部長に報告しなければならない。

附 則（平成29年3月10日付け交免第435号ほか）

この基準は、平成29年3月12日から施行する。

準中型車講習の講習科目及び時間割等に関する細目

1 準中型自動車を使用した講習

種	試	講習科目	講習細目	講習内容	時間
危険を予測した運転	実技	1 貨物自動車の特性を理解した運転	(1) 運転操作が貨物に与える影響を理解した運転 (2) 貨物の荷崩れ、転落防止等を理解した運転 (3) 荷重が運転操作に与える影響を理解した運転	○ 運転操作が貨物に与える影響及び荷重が運転操作に与える影響を理解させ、これを念頭においた適切な速度と滑らかな運転ができる能力を養わせる。	1
		2 危険を予測した運転	(1) 危険要因の捉え方 (2) 起こり得る危険の予測 (3) 危険の少ない運転行動の選び方 (4) 道路及び交通の状況に応じた速度による運転の仕方	○ 準中型自動車に係る他の交通との関わりにおける危険性を的確に予測し、危険回避する能力を養わせる。 ○ 特定後写鏡等条件が付されている者に対しては、路上における実車走行を実施する前に、特定後写鏡（ワイドミラー及び補助ミラー）の取付方法及び使用方法、コースにおける実車走行により、交通の状況を聴覚により認知できない状態とする運転に係る危険を予測した運転に関する技能を習得させる。	1
		3 危険予測ディスカッション	(1) 危険予測の重要性 (2) 走行中の危険場面 (3) 起こり得る危険の予測 (4) より危険の少ない運転行動	○ 実車走行を踏まえて、細目ごとに講習指導員の助言及び相互の意見交換を行い、危険予測能力の定着を図る。 ○ 特定後写鏡等条件が付されている者に対しては、上記に加えて、交通の状況を聴覚により認知できない状態とする運転に係る危険を予測した運転に必要な知識を習得させる。	1
悪条件下での運転	実技	4 夜間の運転	(1) 夜間における運転視界の確保の仕方 (2) 夜間における道路交通に係る情報の捉え方 (3) 夜間における運転の仕方	○ 夜間対向車の灯火によりげん惑されること、その他交通の状況を視覚により認知することが困難になることを理解させ、そのような状況下における視界確保の方法や安全な運転能力を養わせる。	1
		5 悪条件下での運転	(1) 積雪、凍結道路の運転の仕方 (2) 濃霧、吹雪、砂塵等で視界不良の場合の運転の仕方 (3) 豪雨、強風下での運転の仕方 (4) 道路冠水の場合の措置	○ 凍結路面、積雪路面等の悪条件下で、適切に対応できる能力及び安全に運転することができる限界を見極め、時には運転を中止するという判断能力を養わせる。	
合 計					4

2 普通自動車を使用した講習（現に普通免許を受けていない者に限る。）

種	試	講習科目	講習細目	講習内容	時間
危険を予測した運転	実技	1 危険を予測した運転	(1) 危険要因の捉え方 (2) 起こり得る危険の予測 (3) より危険の少ない運転行動の選び方	○ 危険場面を含む路上の実車走行により、危険予測能力を養わせる。 ○ 特定後写鏡等条件が付されている者に対しては、路上における実車走行を実施する前に、特定後写鏡（ワイドミラー及び補助ミラー）の取付方法及び使用方法、コースにおける実車走行により、交通の状況を聴覚により認知できない状態とする運転に係る危険を予測した運転に関する技能を習得させる。	1
	討議	2 危険予測ディスカッション	(1) 危険予測の重要性 (2) 走行中の危険場面 (3) 起こり得る危険の予測 (4) より危険の少ない運転行動	○ 実車走行を踏まえて、細目ごとに講習指導員の助言及び相互の意見交換を行い、危険予測能力の定着を図る。 ○ 特定後写鏡等条件が付されている者に対しては、上記に加えて、交通の状況を聴覚により認知できない状態とする運転に係る危険を予測した運転に必要な知識を習得させる。	1
高速道路での運転	講義	3 高速道路での運転に必要な知識	(1) 高速道路利用上の心得 (2) 走行計画の立て方 (3) 本線車道への進入 (4) 本線車道での走行 (5) 本線車道からの離脱	○ 教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて、高速道路の特徴、高速走行に当たっての心構え、走行要領等について理解させる。	1
	実技	4 高速道路での運転に必要な技能	(1) 高速走行前の車両の点検の仕方 (2) 本線車道への進入 (3) 本線車道での走行 (4) 本線車道からの離脱	○ 高速道路における実車走行により安全かつ円滑な走行要領を身に付けさせるとともに、高速走行の特性を理解させる。	1
合 計					4

準中型車講習受講申込書

年 月 日

岐阜県公安委員会 殿

氏 名 印

私は、準中型車講習を受講したいので申し込みます。

氏 名 生年月日	年 月 日生
住 所	TEL 〈 〉 -
備 考	

証 紙 貼 付 欄

ここに岐阜県収入証紙を貼って下さい。	

<注> 特定後写鏡等条件の申請者の方は、備考欄に特定後写鏡等条件と記載してください。

第 号

準 中 型 車 講 習 終 了 証 明 書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第1項第
4号に掲げる講習（準中型車講習）を終了した者であることを証明する。

年 月 日

岐阜県公安委員会



<注> この証明書は、1年間有効です。

準中型車講習終了証明書再交付申請書

年 月 日

自動車学校（園）長 様

申請者
氏 名



住 所	
氏 名 生年月日	年 月 日生
再交付を申請する理由	

準中型車講習実施結果報告書

年 月 日

岐阜県警察本部長 殿

講習機関名
設置者名



道路交通法第108条の2第1項第4号に掲げる準中型車講習を 年
月 日に実施したので報告する。

番号	住 所	氏 名
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

別添6

普通車講習の実施基準

第1 目的

この基準は、運転者等の講習に関する規程（昭和47年岐阜県公安委員会規程第2号）に基づく普通車講習（以下「講習」という。）を行うに当たっての基本的事項を定めることを目的とする。

第2 講習の対象者

講習の対象者は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第90条の2に規定する普通免許を受けようとする者とする。ただし、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第33条の6に規定する者を除く。

第3 講習機関

講習は、法第108条の2第3項の規定により、岐阜県公安委員会（以下「公安委員会」という。）から講習の実施について委託を受けた指定自動車教習所（以下「普通車講習機関」という。）において行うものとする。

第4 講習の申込み

講習の申込みは、「普通車講習受講申込書」（別記様式第1号）により、交通部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）に行うものとする。

第5 講習手数料の徴収

講習手数料は、運転免許課長が徴収するものとする。

第6 講習の実施方法等

- 1 講習は、「普通車講習の講習科目及び時間割等に関する細目」（別表）により実施するものとする。
- 2 聴覚障害者で、運転できる自動車等の種類を普通自動車に限定し、かつ、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第23条第1項の表聴力の項第2号に規定する特定後写鏡等（以下「特定後写鏡等」という。）を車室内において使用すべきこととする条件（以下「特定後写鏡等条件」という。）が付される者に対する別表の「1 危険を予測した運転（実技）」については、単独講習を実施する。
- 3 特定後写鏡等条件が付される者に対する別表の「2 危険予測ディスカッション」は、講習指導員1名による個別の対話形式により行うこととする。ただし、特定後写鏡等条件が付される複数の者に対し、相互の意思疎通の手段が確保されているときは、複数講習を実施しても差し支えない。
- 4 特定後写鏡等条件が付される者が、補聴器を使用している場合には、別表の「1 危険を予測した運転（実技）」において実施する一部の講習を除き、補聴器を使用させても差し支えない。
- 5 講習の使用車両は、普通車の乗用車を使用する。ただし、特定後写鏡等条件が付される者に対する講習には、特定後写鏡等を車室内において使用する。

第7 講習指導員

講習指導員は、

- 法第99条の3第4項の規定により教習指導員資格者証（普通）の交付を受けている者
- 法第99条の3第4項第1号に該当する者（普通免許に係るものに限る。）又は届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則の一部を改正する規則（平成18年国家公安委員会規則第2号）による改正後の届出自動車教習所が行う

教習の課程の指定に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第1号）第1条第2項第1号ロに規定する届出自動車教習所指導員研修課程で普通免許に係るものを修了した者であって、同号ロ(1)から(5)までのいずれにも該当しない者が行うものとする。

第8 普通車講習機関に対する指導監督

岐阜県警察本部長（以下「本部長」という。）は、普通車講習機関に対して、この基準に適合した講習が行われるよう、講習に必要な指導、助言又は資料の提供を行うほか、次に掲げる措置を執るものとする。

- 1 指導員の知識と技術の向上を図るため、必要な研修を行うこと。
- 2 講習業務に関し、定期又は随時に検査すること。
- 3 講習に関する必要な報告又は資料の提出を求めること。

第9 講習終了証明書の交付

公安委員会は、講習を終了した者に対し、「普通車講習終了証明書」（別記様式第2号。以下「終了証明書」という。）を交付するものとする。

第10 終了証明書の再交付

普通車講習機関は、講習を終了した者が終了証明書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したことにより、終了証明書の再交付を申し出たときは、「普通車講習終了証明書再交付申請書」（別記様式第3号）の提出を受け、再交付するものとする。

第11 未終了受講者に対する措置

普通車講習機関は、講習開始後、やむを得ない事情により講習を終了することができなかった者に対しては、未終了講習科目について講習の日時を指定し、再度講習を実施するものとする。

第12 講習結果の報告

普通車講習機関は、講習の実施の都度、「普通車講習実施結果報告書」（別記様式第4号）によりその結果を本部長に報告しなければならない。

附 則（平成21年3月16日付け交免第217号ほか）

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年5月13日付け交免第559号ほか）

この基準は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成24年3月12日付け交免第308号ほか）

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月10日付け交免第435号ほか）

この基準は、平成29年3月12日から施行する。

別表

普通車講習の講習科目及び時間割等に関する細目

事項	方式	講習科目	講習細目	講習内容	時間
危険を予測した運転	実技	1 危険を予測した運転	(1) 危険要因の捉え方 (2) 起こりうる危険の予測 (3) より危険の少ない運転行動の選び方	○ 危険場面を含む路上の実車走行により、危険予測能力を養わせる。 ○ 特定後写鏡等条件が付される者に対しては、路上における実車走行を実施する前に、特定後写鏡(ワイドミラー及び補助ミラー)の意義及び活用方法、コースにおける実車走行により、交通の状況を聴覚により認知できない状態とする運転に係る危険を予測した運転に関する技能を習得させる。	1
	討議	2 危険予測ディスカッション	(1) 危険予測の重要性 (2) 走行中の危険場面 (3) 起こりうる危険の予測 (4) より危険の少ない運転行動	○ 実車走行を踏まえて、細目ごとに講習指導員の助言及び相互の意見交換を行い、危険予測能力の定着を図る。 ○ 特定後写鏡等条件が付される者に対しては、上記に加えて、交通の状況を聴覚により認知できない状態とする運転に係る危険を予測した運転に必要な知識を習得させる。	1
高速道路での運転	講義	3 高速道路での運転に必要な知識	(1) 高速道路利用上の心得 (2) 走行計画の立て方 (3) 本線車道への進入 (4) 本線車道での走行 (5) 本線車道からの離脱	○ 教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて、高速道路の特徴、高速走行に当たっての心構え、走行要領等について理解させる。	1
	実技	4 高速道路での運転に必要な技能	(1) 高速走行前の車両の点検の仕方 (2) 本線車道への進入 (3) 本線車道での走行 (4) 本線車道からの離脱	○ 高速道路における実車走行により、安全かつ円滑な走行要領を身に付けさせるとともに、高速走行の特性を理解させる。	1
合				計	4

普通車講習受講申込書

年 月 日

岐阜県公安委員会 殿

氏 名 印

私は、普通車講習を受講したいので申し込みます。

氏 名 生年月日	年 月 日生
住 所	TEL 〈 〉 -
備 考	

証 紙 貼 付 欄

ここに岐阜県収入証紙を貼って下さい。	

<注> 特定後写鏡等条件の申請者の方は、備考欄に特定後写鏡等条件と記載してください。

第 号

普通車講習終了証明書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第1項
第4号に掲げる講習（普通車講習）を終了した者であることを証明する。

年 月 日

岐阜県公安委員会



<注> この証明書は、1年間有効です。

普通車講習終了証明書再交付申請書

年 月 日

自動車学校（園）長 様

申請者
氏 名



住 所	
氏 名 生年月日	年 月 日生
再交付を申請する理由	

普通車講習実施結果報告書

年 月 日

岐阜県警察本部長 殿

講習機関名
設置者名



道路交通法第108条の2第1項第4号に掲げる普通車講習を 年
月 日に実施したので報告する。

番号	住 所	氏 名
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

別添 7

大型二輪車講習の実施基準

第1 目的

この基準は、運転者等の講習に関する規程（昭和47年岐阜県公安委員会規程第2号）に基づく大型二輪車講習（以下「講習」という。）を行うに当たっての基本的事項を定めることを目的とする。

第2 講習の対象者

講習の対象者は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第90条の2に規定する大型二輪免許を受けようとする者とする。ただし、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第33条の6に規定する者を除く。

第3 講習機関

講習は、法第108条の2第3項の規定により、岐阜県公安委員会（以下「公安委員会」という。）から講習の実施について委託を受けた指定自動車教習所（以下「大型二輪車講習機関」という。）において行うものとする。

第4 講習の申込み

講習の申込みは、「大型二輪車講習受講申込書」（別記様式第1号）により、交通部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）に行うものとする。

第5 講習手数料の徴収

講習手数料は、運転免許課長が徴収するものとする。

第6 講習の実施方法等

講習は、「大型二輪車講習の講習科目及び時間割等に関する細目」（別表）により実施するものとする。

第7 講習指導員

講習指導員は、

- 法第99条の3第4項の規定により教習指導員資格者証（大自二）の交付を受けている者
- 法第99条の3第4項第1号に該当する者（大型二輪免許に係るものに限る。）又は届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則の一部を改正する規則（平成18年国家公安委員会規則第2号）による改正後の届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第1号。）第1条第2項第1号ロに規定する届出自動車教習所指導員研修課程で大型二輪免許に係るものを修了した者であって、同号ロ(1)から(5)までのいずれにも該当しない者

が行うものとする。

第8 大型二輪車講習機関に対する指導監督

岐阜県警察本部長（以下「本部長」という。）は、大型二輪車講習機関に対して、この基準に適合した講習が行われるよう、講習に必要な指導、助言又は資料の提供を行うほか、次に掲げる措置を執るものとする。

- 1 指導員の知識と技術の向上を図るため、必要な研修を行うこと。
- 2 講習業務に関し、定期又は随時に検査すること。
- 3 講習に関する必要な報告又は資料の提出を求めること。

第9 講習終了証明書の交付

公安委員会は、講習を終了した者に対し、「大型二輪車講習終了証明書」（別記様式第2号。以下「終了証明書」という。）を交付するものとする。

第10 終了証明書の再交付

大型二輪車講習機関は、講習を終了した者が終了証明書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したことにより、終了証明書の再交付を申し出たときは、「大型二輪車講習終了証明書再交付申請書」（別記様式第3号）の提出を受け、再交付するものとする。

第11 未終了受講者に対する措置

大型二輪車講習機関は、講習開始後、やむを得ない事情により講習を終了することができなかった者に対しては、未終了講習科目について講習の日時を指定し、再度講習を実施するものとする。

第12 講習結果の報告

大型二輪車講習機関は、講習の実施の都度、「大型二輪車講習実施結果報告書」（別記様式第4号）によりその結果を本部長に報告しなければならない。

附 則（平成21年3月16日付け交免第217号ほか）

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年5月13日付け交免第559号ほか）

この基準は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成29年3月10日付け交免第435号ほか）

この基準は、平成29年3月12日から施行する。

別表

大型二輪車講習の講習科目及び時間割に関する細目

方式	講習科目	講習細目	講習内容	時間
実技	1 危険を予測した運転	(1) 危険要因の捉え方 (2) 起こりうる危険の予測 (3) 危険の少ない運転行動の選び方	○ 運転シミュレーターにより模擬体験することにより、危険に対する予測や対応の仕方を養わせる。	1
討議	2 危険予測ディスカッション	(1) 危険予測の重要性 (2) 走行中の危険場面 (3) 起こりうる危険の予測 (4) より危険の少ない運転行動	○ 運転シミュレーターによる模擬体験を踏まえて、細目ごとに指導員の助言及び相互の意見交換を行い、危険予測能力の定着を図る。 [運転シミュレーターによる模擬体験終了後に行う。]	1
講義	3 二人乗り運転に関する知識	(1) 二人乗りに関する法規制の内容 (2) 二人乗りの運転特性	○ 自動二輪車の二人乗りに関する道路交通法の規制の内容、一人乗りと二人乗りとでの運転特性の違い及び一人乗りでの習熟の重要性について理解させる。	
実技	4 ケース・スタディ（交差点）	特徴的事故の危険に対応した走行 ・ 直進する場合 ・ 右折する場合 ・ 左折する場合	○ 交差点で起こる事故の特徴的パターンについて実車を用いて模擬体験又は観察等を行い、交差点における危険及び危険の防止について理解させる。 [運転シミュレーターを用いて行うことができる。]	
実車	5 交通の状況及び道路環境に応じた運転	(1) 速度調整 (2) 行き違い及び側方通過 (3) 追い越し及び追い越され (4) 制動の時期及び方法 (5) 自由走行	○ 道路及び交通状況に応じた速度の調整の仕方を理解させる。 ○ 安全な行き違い及び側方通過の仕方を理解させる。 ○ 追い越し及び追い越され方について理解させる。 ○ 交通状況及び道路環境に応じた制動の時期と方法を理解させる。 ○ 受講者自ら走行コースを設定し、道路や交通の状況に応じて自主的な運転行動がとれる安全な運転方法を理解させる。	1
合			計	3

大型二輪車講習申込書

年 月 日

岐阜県公安委員会 殿

氏 名 印

私は、大型二輪車講習を受講したいので申し込みます。

氏 名 生年月日	年 月 日生
住 所	TEL 〈 〉 ー
備 考	

証 紙 貼 付 欄

ここに岐阜県収入証紙を貼って下さい。	

第	号
大型二輪車講習終了証明書	
住	所
氏	名
年 月 日生	
上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第1項第5号 に掲げる講習（大型二輪車講習）を終了した者であることを証明する。	
年 月 日	
岐阜県公安委員会 印	

<注> この証明書は、1年間有効です。

大型二輪車講習終了証明書再交付申請書

年 月 日

自動車学校（園）長 様

申請者
氏 名

印

住 所	
氏 名 生 年 月 日	年 月 日生
再交付を申請する理由	

大型二輪車講習実施結果報告書

年 月 日

岐阜県警察本部長 殿

講習機関名
設置者名



道路交通法第108条の2第1項第5号に掲げる大型二輪車講習を 年
月 日に実施したので報告する。

番号	住 所	氏 名
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

別添 8

普通二輪車講習の実施基準

第1 目的

この基準は、運転者等の講習に関する規程（昭和47年岐阜県公安委員会規程第2号）に基づく普通二輪車講習（以下「講習」という。）を行うに当たっての基本的事項を定めることを目的とする。

第2 講習の対象者

講習の対象者は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第90条の2に規定する普通二輪車免許を受けようとする者とする。ただし、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第33条の6に規定する者を除く。

第3 講習機関

講習は、法第108条の2第3項の規定により、岐阜県公安委員会（以下「公安委員会」という。）から講習の実施について委託を受けた指定自動車教習所（以下「普通二輪車講習機関」という。）において行うものとする。

第4 講習の申込み

講習の申込みは、「普通二輪車講習受講申込書」（別記様式第1号）により、交通部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）に行うものとする。

第5 講習手数料の徴収

講習手数料は、運転免許課長が徴収するものとする。

第6 講習の実施方法等

講習は、「普通二輪車講習の講習科目及び時間割等に関する細目」（別表）により実施するものとする。

第7 講習指導員

講習指導員は、

- 法第99条の3第4項の規定により教習指導員資格者証（普自二）の交付を受けている者
- 法第99条の3第4項第1号に該当する者（普通二輪免許に係るものに限る。）又は届出自動車教習所が行なう教習の課程の指定に関する規則の一部を改正する規則（平成18年国家公安委員会規則第2号）による改正後の届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第1号。）第1条第2項第1号ロに規定する届出自動車教習所指導員研修課程で普通二輪免許に係るものを修了した者であって、同号ロ(1)から(5)までのいずれにも該当しない者

が行うものとする。

第8 普通二輪車講習機関に対する指導監督

岐阜県警察本部長（以下「本部長」という。）は、普通二輪車講習機関に対して、この基準に適合した講習が行われるよう、講習に必要な指導、助言又は資料の提供を行うほか、次に掲げる措置を執るものとする。

- 1 指導員の知識と技術の向上を図るため、必要な研修を行うこと。
- 2 講習業務に関し、定期又は随時に検査すること。
- 3 講習に関する必要な報告又は資料の提出を求めること。

第9 講習終了証明書の交付

公安委員会は、講習を終了した者に対し、「普通二輪車講習終了証明書」（別記様式第2号。以下「終了証明書」という。）を交付するものとする。

第10 終了証明書の再交付

普通二輪車講習機関は、講習を終了した者が終了証明書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したことにより、終了証明書の再交付を申し出たときは、「普通二輪車講習終了証明書再交付申請書」（別記様式第3号）の提出を受け、再交付するものとする。

第11 未終了受講者に対する措置

普通二輪車講習機関は、講習開始後、やむを得ない事情により講習を終了することができなかつた者に対しては、未終了講習科目について講習の日時を指定し、再度講習を実施するものとする。

第12 講習結果の報告

普通二輪車講習機関は、講習の実施の都度、「普通二輪車講習実施結果報告書」（別記様式第4号）によりその結果を本部長に報告しなければならない。

附 則（平成21年3月16日付け交免第217号ほか）

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年5月13日付け交免第559号ほか）

この基準は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成29年3月10日付け交免第435号ほか）

この基準は、平成29年3月12日から施行する。

別表

普通二輪車講習の講習科目及び時間割等に関する細目

方式	講習科目	講習細目	講習内容	時間
実技	1 危険を予測した運転	(1) 危険要因の捉え方 (2) 起こりうる危険の予測 (3) 危険の少ない運転行動の選び方	○ 運転シミュレーターにより模擬体験することにより、危険に対する予測や対応の仕方を養わせる。	1
討議・講義	2 危険予測ディスカッション	(1) 危険予測の重要性 (2) 走行中の危険場面 (3) 起こりうる危険の予測 (4) より危険の少ない運転行動	○ 運転シミュレーターによる模擬体験を踏まえて、細目ごとに指導員の助言及び相互の意見交換を行い、危険予測能力の定着を図る。 [運転シミュレーターによる模擬体験終了後に行う。]	1
	3 二人乗り運転に関する知識	(1) 二人乗りに関する法規制の内容 (2) 二人乗りの運転特性	○ 自動二輪車の二人乗りに関する道路交通法の規制の内容、一人乗りと二人乗りとでの運転特性の違い及び一人乗りでの習熟の重要性について理解させる。	
実技・実車	4 ケース・スタディ(交差点)	特徴的事故の危険に対応した走行 ・ 直進する場合 ・ 右折する場合 ・ 左折する場合	○ 交差点で起こる事故の特徴的パターンについて実車を用いて模擬体験又は観察等を行い、交差点における危険及び危険の防止について理解させる。 [運転シミュレーターを用いて行うことができる。]	1
	5 交通の状況及び道路環境に応じた運転	(1) 速度調整 (2) 行き違い及び側方通過 (3) 追い越し及び追い越され (4) 制動の時期及び方法 (5) 自由走行	○ 道路及び交通状況に応じた速度の調整の仕方を理解させる。 ○ 安全な行き違い及び側方通過の仕方を理解させる。 ○ 追い越し及び追い越され方について理解させる。 ○ 交通状況及び道路環境に応じた制動の時期と方法を理解させる。 ○ 受講者自ら走行コースを設定し、道路や交通の状況に応じて自主的な運転行動がとれる安全な運転方法を理解させる。	
合			計	3

普通二輪車講習受講申込書

年 月 日

岐阜県公安委員会 殿

氏 名 印

私は、普通二輪車講習を受講したいので申し込みます。

氏 名 生年月日	年 月 日生
住 所	TEL< > -
備 考	

証 紙 貼 付 欄

ここに岐阜県収入証紙を貼って下さい。	

第 号

普通二輪車講習終了証明書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第1項第5号
に掲げる講習（普通二輪車講習）を終了した者であることを証明する。

年 月 日

岐阜県公安委員会



<注> この証明書は、1年間有効です。

普通二輪車講習終了証明書再交付申請書

年 月 日

自動車学校（園）長 様

申請者
氏 名



住 所	
氏 名 生 年 月 日	年 月 日生
再交付を申請する理由	

普通二輪車講習実施結果報告書

年 月 日

岐阜県警察本部長 殿

講習機関名
設置者名



道路交通法第108条の2第1項第5号に掲げる普通二輪車講習を 年
月 日に実施したので報告する。

番号	住 所	氏 名
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

別添 9

応急救護処置講習の実施基準

第1 目的

この基準は、運転者等の講習に関する規程（昭和47年岐阜県公安委員会規程第2号）に基づく応急救護処置講習（以下「講習」という。）を行うに当たっての基本的事項を定めることを目的とする。

第2 講習の対象者

講習の対象者は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第90条の2に規定する大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けようとする者とする。ただし、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第33条の6に規定する者を除く。

第3 講習機関

講習は、法第108条の2第3項の規定により、岐阜県公安委員会（以下「公安委員会」という。）から講習の実施について委託を受けた指定自動車教習所（以下「応急救護処置講習機関」という。）において行うものとする。

第4 講習の申込み

講習の申込みは、大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許又は普通二輪免許に係る講習（以下「応急救護処置講習（1）」という。）は「応急救護処置講習（一）受講申込書」（別記様式第1号）、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る講習（以下「応急救護処置講習（2）」という。）は「応急救護処置講習（二）受講申込書」（別記様式第1号の2）により、交通部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）に行うものとする。

第5 講習手数料の徴収

講習手数料は、運転免許課長が徴収するものとする。

第6 講習の実施方法等

応急救護処置講習（1）は、「第一種免許に係る応急救護処置講習の講習科目及び時間割等に関する細目」（別表1）、応急救護処置講習（2）は、「第二種免許に係る応急救護処置講習の講習科目及び時間割等に関する細目」（別表2）により実施するものとする。

第7 講習指導員

- 1 応急救護処置講習（1）の指導員は、公安委員会の第一種免許に係る応急救護処置指導員又は第二種免許に係る応急救護処置指導員の認定を受けた者が行うものとする。
- 2 応急救護処置講習（2）の指導員は、公安委員会の第二種免許に係る応急救護処置指導員の認定を受けた者が行うものとする。

第8 応急救護処置講習機関に対する指導監督

岐阜県警察本部長（以下「本部長」という。）は、応急救護処置講習機関に対して、この基準に適合した講習が行われるよう、講習に必要な指導、助言又は資料の提供を行うほか、次に掲げる措置を執るものとする。

- 1 指導員の知識と技術の向上を図るため、必要な研修を行うこと。
- 2 講習業務に関し、定期又は随時に検査すること。
- 3 講習に関する必要な報告又は資料の提出を求めること。

第9 講習終了証明書の交付

公安委員会は、講習を終了した者に対し、「応急救護処置講習（一）終了証明書」（別記様式第2号）又は「応急救護処置講習（二）終了証明書」（別記様式第2号の2）（以下これらを「終了証明書」という。）を交付するものとする。

第10 終了証明書の再交付

応急救護処置講習機関は、講習を終了した者が終了証明書を亡失し、滅失し、汚損し又は破損したことにより、終了証明書の再交付を申し出たときは、「応急救護処置講習（一）・（二）終了証明書再交付申請書」（別記様式第3号）の提出を受け、再交付するものとする。

第11 未終了受講者に対する措置

応急救護処置講習機関は、講習開始後、やむを得ない事情により講習を終了することができなかった者に対しては、未終了講習科目について講習の日時を指定し、再度講習を実施するものとする。

第12 講習結果の報告

応急救護処置講習機関は、講習の実施の都度、「応急救護処置講習（一）実施結果報告書」（別記様式第4号）又は「応急救護処置講習（二）実施結果報告書」（別記様式第4号の2）により、その結果を本部長に報告しなければならない。

附 則（平成21年3月16日付け交免第217号ほか）

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年5月13日付け交免第559号ほか）

この基準は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成24年3月12日付け交免第308号ほか）

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月10日付け交免第435号ほか）

この基準は、平成29年3月12日から施行する。

別表 1

第一種免許に係る応急救護処置講習の講習科目及び時間割等に関する細目

方式	講習科目	講習細目	講習内容	時間
講 義	1 応急救護処置とは	(1) 応急救護処置の意義 (2) 応急救護処置の目的 (3) 応急救護処置の内容	○ 生命尊重の意識の高揚を図るとともに、応急救護処置の重要性について理解させる。	1
	2 実施上の留意事項	(1) 適切な実施場所の選定 (2) 事故発生時の通報 (3) 感染対策 (4) その他の留意事項	○ 処置を実施する者の安全確保と負傷者の状態の悪化防止の観点から指導する。	
	3 救急体制	(1) 救急活動体制 (2) 救急医療体制 (3) 交通事故による負傷の特徴	○ 交通事故発生時の救急体制について具体的に説明する。	
	4 応急救護処置の基礎知識	(1) 負傷者の観察 (2) 負傷者の移動 (3) 体位管理 (4) 心肺蘇生法 ア 心臓マッサージ（胸骨圧迫） イ 気道確保 ウ 人工呼吸 (5) AEDを用いた除細動 (6) 気道異物除去 (7) 止血法	○ 各項目において、最小限必要な基礎知識について、教本を用いて理解させる。 AEDを用いた除細動については、その概要、AEDの設置場所及び一般向けの講習について、教本等を用いて説明する。 ○ 心肺蘇生法の中止、救命の連鎖について指導する。	
実 技	5 応急救護処置の基本	(1) 応急救護処置の手順 (2) 各手技の要点	○ 指導員によるデモにより行う。	2
	6 応急救護処置の実践	(1) 負傷者の観察（意識） (2) 負傷者の移動 (3) 負傷者の観察（呼吸） (4) 体位管理 (5) 心臓マッサージ（胸骨圧迫） (6) 気道確保 (7) 人工呼吸 (8) 心臓マッサージ（胸骨圧迫）と人工呼吸（循環） (9) 気道異物除去 (10) 止血法	○ 肩をたたき、声をかけさせる。 ○ 気道を確保しながら、胸の動き、呼気、呼吸音から判断することを強調する。 なお、聴覚障害者に対しては、胸の動きを目で観察することを体験させること。 ○ 回復体位を重点的に指導する。 ○ 心臓マッサージ（胸骨圧迫）を少なくとも1分間に100回のテンポで30回実施させる。 ○ 頭部後屈あご先挙上法を重点的に指導する。 ○ 成人の場合を重点的に指導する。 ○ 口対口で、最初2回、息を約1秒かけて連続して吹き込ませる。 ○ 心臓マッサージ（胸骨圧迫）を少なくとも1分間に100回のテンポで30回と人工呼吸2回を1サイクルとして、5サイクル（2分間）連続して実施させる。 ○ 腹部突き上げ法、背部叩打法について指導する。 ○ 直接圧迫が効果的であることについて指導する。	
	7 まとめ	訓練の継続の実行と大切さ		
	合		計	3

別表 2

第二種免許に係る応急救護処置講習の講習科目及び時間割等に関する細目

方式	講習科目	講習細目	講習内容	時間
講 義	1 応急救護処置とは	(1) 応急救護処置の意義 (2) 応急救護処置の目的 (3) 応急救護処置の必要性 (4) 応急救護処置の内容	○ 生命尊重の意識の高揚を図るとともに、応急救護処置の重要性について理解させる。	1
	2 実施上の留意事項	(1) 適切な実施場所の選定 (2) 事故発生時の通報 (3) 感染対策 (4) その他の留意事項	○ 処置を実施する者の安全確保と傷病者の状態の悪化防止の観点から指導する。	
	3 救急体制	(1) 救急活動体制 (2) 救急医療体制 (3) 交通事故による負傷の特徴	○ 交通事故発生時の救急体制について具体的に説明する。	
	4 具体的な実施要領	(1) 傷病者の観察 (2) 傷病者の移動 (3) 体位管理 (4) 心肺蘇生法 (5) AEDを用いた除細動 (6) 気道異物除去 (7) 止血法 (8) 包帯法 (9) 固定法	○ 各項目において、最小限必要な基礎知識について、教本を用いて理解させる。 AEDを用いた除細動については、その概要、AEDの設置場所及び一般向けの講習について、教本等を用いて説明する。 ○ 心肺蘇生法の中止、救命の連鎖について指導する。	
	5 各種傷病者に対する対応	(1) 各種外傷に対する対応 (2) 熱傷に対する対応 (3) 各種症状に対する対応 (4) 中毒に対する対応	○ 各種傷病者に対する対応要領について理解させる。	1
	6 まとめ	訓練の継続と実行の大切さ		
実 技	7 傷病者の観察・移動	(1) 傷病者の観察 (2) 車内から車外に運び出す場合 (3) 路上に倒れている人を運ぶ場合	○ 肩をたたき、声をかけさせる。	1
	8 体位管理	(1) 傷病者に意識がある場合 (2) 傷病者に意識がない場合 (3) ショックの場合 (4) 呼吸困難の場合 (5) 心肺蘇生法を行う場合	○ 回復体位を重点的に指導する。	
	9 心肺蘇生法	(1) 意識状態の観察 (2) 呼吸状態の観察 (3) 心臓マッサージ（胸骨圧迫） (4) 気道確保と人工呼吸	○ 気道確保しながら、胸の動き、呼気、呼吸音から判断することを強調する。 ○ 心臓マッサージ（胸骨圧迫）を少なくとも1分間に100回のテンポで30回実施させる。 ○ 頭部後屈あご先挙上法を重点的に指導する。 ○ 成人の場合を重点的に指導する。 ○ 口対口で、最初2回、息を約1秒かけて連続して吹き込ませる。 ○ 心臓マッサージ（胸骨圧迫）を少なくとも1分間に100回のテンポで30回と人工呼吸2回を1サイクルとして、5サイクル（2分間）	2

		連続して実施させる。	
10 気道異物除去	(1) 腹部突き上げ法 (2) 背部叩打法		
11 止血法	(1) 出血の観察 (2) 傷口の圧迫 (3) 包帯等の利用 (4) 頭部、顔面の止血 (5) 効果的な止血法	○ 直接圧迫が効果的である ことについて指導する。	
12 包帯法	(1) 頭部の場合 (2) 体幹部位の場合 (3) 上肢・下肢の場合		1
13 固定法			
合		計	6

応急救護処置講習（一）受講申込書

年 月 日

岐阜県公安委員会 殿

氏 名 印

私は、応急救護処置講習（一）を受講したいので申し込みます。

氏 名 生 年 月 日	年 月 日生
住 所	TEL 〈 〉 -
備 考	

証 紙 貼 付 欄

ここに岐阜県収入証紙を貼って下さい。	

<注> 特定後写鏡等条件の申請者の方は、備考欄に特定後写鏡等条件と記載してください。

応急救護処置講習（二）受講申込書

年 月 日

岐阜県公安委員会 殿

氏 名

印

私は、応急救護処置講習（二）を受講したいので申し込みます。

氏 名 生 年 月 日	年 月 日生
住 所	TEL 〈 〉 -
備 考	

証 紙 貼 付 欄

ここに岐阜県収入証紙を貼って下さい。	

第 号

応急救護処置講習（一）終了証明書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第1項第8号に掲げる講習（応急救護処置講習（一））を終了した者であることを証明する。

年 月 日

岐 阜 県 公 安 委 員 会 印

〈注〉 この証明書は、1年間有効です。

第 号

応急救護処置講習（二）終了証明書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第1項第8号に掲げる講習（応急救護処置講習（二））を終了した者であることを証明する。

年 月 日

岐 阜 県 公 安 委 員 会 印

〈注〉 この証明書は、1年間有効です。

応急救護処置講習（一）・（二）終了証明書再交付申請書

年 月 日

自動車学校（園）長 様

申請者

氏 名



住 所	
氏 名 生 年 月 日	年 月 日生
再交付を申請 する 理 由	

応急救護処置講習（一）実施結果報告書

年 月 日

岐阜県警察本部長 殿

講習機関名
設置者名



道路交通法第108条の2第1項第8号に掲げる応急救護処置講習（一）を
年 月 日に実施したので報告する。

番号	住 所	氏 名
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

応急救護処置講習（二）実施結果報告書

年 月 日

岐阜県警察本部長 殿

講習機関名
設置者名



道路交通法第108条の2第1項第8号に掲げる応急救護処置講習（二）を
年 月 日に実施したので報告する。

番号	住 所	氏 名
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

別添10

原付講習の実施基準

【一太郎ファイルで別に添付】

旅客車講習の実施基準

第1 目的

この基準は、運転者等の講習に関する規程（昭和47年岐阜県公安委員会規程第2号）に基づく旅客車講習（以下「講習」という。）を行うに当たって、基本的事項を定めることを目的とする。

第2 講習の対象者

講習の対象者は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第90条の2に規定する大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けようとする者とする。ただし、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第33条の6に規定する者を除く。

第3 講習機関

講習は、法第108条の2第3項の規定により、岐阜県公安委員会（以下「公安委員会」という。）から講習の実施について委託を受けた指定自動車教習所（以下「旅客車講習機関」という。）において行うものとする。

第4 講習の申込み

講習の申込みは、大型第二種免許に係る講習（以下「大型旅客車講習」という。）は「大型旅客車講習受講申込書」（別記様式第1号）、中型第二種免許に係る講習（以下「中型旅客車講習」という。）は「中型旅客車講習受講申込書」（別記様式第1号の2）、普通第二種免許に係る講習（以下「普通旅客車講習」という。）は「普通旅客車講習受講申込書」（別記様式第1号の3）により、交通部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）に行うものとする。

第5 講習手数料の徴収

講習手数料は、運転免許課長が徴収するものとする。

第6 講習の実施方法等

講習は、「大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習の講習科目及び時間割等に関する細目」（別表）により実施するものとする。

第7 講習指導員

講習指導員は、次の者が行うものとする。

1 大型旅客車講習

- 法第99条の3第4項の規定により教習指導員資格者証（大型二種）の交付を受けている者
- 法第99条の3第4項第1号に該当する者（大型二種免許に係るものに限る。）又は届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則の一部を改正する規則（平成18年国家公安委員会規則第2号）による改正後の届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第1号。以下「届出規則」という。）第1条第2項第1号ロに規定する届出自動車教習所指導員研修課程で大型二種免許に係るものを修了した者であって、同号ロ(1)から(5)までのいずれにも該当しない者

2 中型旅客車講習

- 法第99条の3第4項の規定により教習指導員資格者証（中型二種）の交付を受けている者
- 法第99条の3第4項第1号に該当する者（中型二種免許に係るものに限る。）又は届出自動車教習所指導員研修課程で中型二種免許に係るものを修了した者

であって、届出規則第1条第2項第1号ロ(1)から(5)までのいずれにも該当しない者

3 普通旅客車講習

- 法第99条の3第4項の規定により教習指導員資格者証（普通二種）の交付を受けている者
- 法第99条の3第4項第1号に該当する者（普通二種免許に係るものに限る。）又は届出自動車教習所指導員研修課程で普通二種免許に係るものを修了した者であって、届出規則第1条第2項第1号ロ(1)から(5)までのいずれにも該当しない者

第8 旅客車講習機関に対する指導監督

岐阜県警察本部長（以下「本部長」という。）は、旅客車講習機関に対して、この基準に適合した講習が行われるよう講習に必要な指導、助言又は資料の提供を行うほか、次に掲げる措置を執るものとする。

- 1 指導員の知識と技術の向上を図るため、必要な研修を行うこと。
- 2 講習業務に関し、定期又は随時に検査すること。
- 3 講習に関する必要な報告又は資料の提出を求めること。

第9 講習終了証明書の交付

公安委員会は講習を終了した者に対し、「大型旅客車講習終了証明書」（別記様式第2号）、「中型旅客車講習終了証明書」（別記様式第2号の2）又は「普通旅客車講習終了証明書」（別記様式第2号の3）（以下「終了証明書」という。）を交付するものとする。

第10 終了証明書の再交付

旅客車講習機関は、講習を終了した者が終了証明書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したことにより、終了証明書の再交付を申し出たときは、「大型・中型・普通旅客車講習終了証明書再交付申請書」（別記様式第3号）の提出を受け、再交付するものとする。

第11 未終了受講者に対する措置

旅客車講習機関は、講習開始後、やむを得ない事情により講習を終了することができなかつた者に対しては、未終了講習科目について講習の日時を指定し、再度講習を実施するものとする。

第12 講習結果の報告

旅客車講習機関は、講習の実施の都度、「大型旅客車講習実施結果報告書」（別記様式第4号）、「中型旅客車講習実施結果報告書」（別記様式第4号の2）又は「普通旅客車講習実施結果報告書」（別記様式第4号の3）により、その結果を本部長に報告しなければならない。

附 則（平成21年3月16日付け交免第217号ほか）
この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年5月13日付け交免第559号ほか）
この基準は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成29年3月10日付け交免第435号ほか）
この基準は、平成29年3月12日から施行する。

別表

大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習の講習科目及び時間割等に関する細目

事項	方式	講習科目	講習細目	講習内容	時間
危険を予測した運転	実技	1 危険を予測した運転	(1) 危険要因の捉え方 (2) 起こりうる危険の予測 (3) 危険の少ない運転行動の選び方	○ 交通量の多い市街地における旅客輸送を想定し、他の交通との関わりと危険性を認識させながら、的確な危険予測能力及び危険回避能力を養わせる。	2
	討議	2 危険予測ディスカッション	(1) 危険予測の重要性 (2) 走行中の危険場面 (3) 起こり得る危険の予測 (4) より危険の少ない運転行動	○ 直前に行った実技における危険場面等を踏まえ、旅客を安全に輸送するための意見交換を行い、危険予測能力の定着を図る。	1
夜間の運転	実技	3 夜間の運転	(1) 夜間における運転視界の確保の仕方 (2) 夜間における道路交通に係る情報の捉え方 (3) 夜間における運転の仕方	○ 旅客輸送を想定し、夜間対向車の灯火によりげん惑されることその他交通の状況を視覚により認知することが困難になることを理解させ、そのような状況下における視界確保の方法や安全な運転能力を養わせる。	1
悪条件下での運転	実技	4 悪条件下での運転	(1) 積雪、凍結道路の運転の仕方 (2) 濃霧、吹雪、砂塵等で視界不良の場合の運転の仕方 (3) 豪雨、強風下での運転の仕方 (4) 道路冠水の場合の措置	○ 旅客輸送を想定し、凍結の状態にある路面での走行など、自然環境下における様々な悪条件を体感させ、それに伴う的確な危険予測及び危険回避能力を養わせる。	1
身体障がい者等への対応	実習	5 身体障がい者等への対応	(1) 子供、高齢者の行動特定を理解した運転行動と対応 ・児童・幼児の保護 ・高齢者の保護 ・子供や高齢者が事故に遭いやすい場所における保護 ・高齢者等の乗車時等の対応 (2) 身体障がい者の行動特性を理解した運転行動と対応 ・身体障がい者の保護 ・身体障がい者の乗降時の対応	○ 子供、高齢者及び身体障がい者等の特性を理解させ、道路における危険予測・危険回避能力を養わせる。 ○ 旅客となりうる身体障がい者等の特性を理解させ、様々な障害に対応した介助方法を習得させる。	1
合				計	6

大型旅客車講習受講申込書

年 月 日

岐阜県公安委員会 殿

氏 名 印

私は、大型旅客車講習を受講したいので申し込みます。

氏 名 生 年 月 日	年 月 日生
住 所	TEL 〈 〉 ー
備 考	

証 紙 貼 付 欄

ここに岐阜県収入証紙を貼って下さい。	

中型旅客者講習受講申込書

年 月 日

岐阜県公安委員会 殿

氏 名 印

私は、中型旅客車講習を受講したいので申し込みます。

氏 名 生 年 月 日	年 月 日生
住 所	TEL 〈 〉 ー
備 考	

証 紙 貼 付 欄

ここに岐阜県収入証紙を貼って下さい。

ここに岐阜県収入証紙を貼って下さい。	

普通旅客車講習受講申込書

年 月 日

岐阜県公安委員会 殿

氏 名 印

私は、普通旅客車講習を受講したいので申し込みます。

氏 名 生 年 月 日	年 月 日生
住 所	TEL 〈 〉 ー
備 考	

証 紙 貼 付 欄

ここに岐阜県収入証紙を貼って下さい。

ここに岐阜県収入証紙を貼って下さい。	

第 号

大型旅客車講習終了証明書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第1項
第7号に掲げる講習（大型旅客車講習）を終了した者であることを証明する。

年 月 日

岐阜県公安委員会



〈注〉 この証明書は、1年間有効です。

第 号

中 型 旅 客 車 講 習 終 了 証 明 書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第1項
第7号に掲げる講習（中型旅客車講習）を終了した者であることを証明する。

年 月 日

岐 阜 県 公 安 委 員 会



〈注〉 この証明書は、1年間有効です。

第 号

普通旅客車講習終了証明書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第1項
第7号に掲げる講習（普通旅客車講習）を終了した者であることを証明する。

年 月 日

岐阜県公安委員会



〈注〉 この証明書は、1年間有効です。

大型・中型・普通 旅客車講習終了証明書再交付申請書

年 月 日

自動車学校（園）長 様

申請者
氏 名



住 所	
氏 名 生 年 月 日	年 月 日生
再交付を申請 する 理 由	

大型旅客車講習実施結果報告書

年 月 日

岐阜県警察本部長 殿

講習機関名
設置者名

印

道路交通法第108条の2第1項第7号に掲げる大型旅客車講習を 年
月 日に実施したので報告する。

番号	住 所	氏 名
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

中型旅客車講習実施結果報告書

年 月 日

岐阜県警察本部長 殿

講習機関名
設置者名

印

道路交通法第108条の2第1項第7号に掲げる中型旅客車講習を 年
月 日に実施したので報告する。

番号	住 所	氏 名
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

普通旅客車講習実施結果報告書

年 月 日

岐阜県警察本部長 殿

講習機関名
設置者名

印

道路交通法第108条の2第1項第7号に掲げる普通旅客車講習を 年
月 日に実施したので報告する。

番号	住 所	氏 名
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

指定自動車教習所職員講習の実施基準

第1 目的

この基準は、運転者等の講習に関する規程（昭和47年岐阜県公安委員会規程第2号。以下「規程」という。）に基づく指定自動車教習所職員講習（以下「講習」という。）を行うために必要な講習の実施基準及び講習を行うに当たっての基本的事項を定めることを目的とする。

第2 講習の対象者

講習の対象者は、指定自動車教習所（以下「教習所」という。）の職員のうち、次に掲げる者（以下「指導員等」という。）とする。

- (1) 技能検定員
- (2) 教習指導員
- (3) 卒業証明書又は技能検定合格証明書の発行に関し、監督的な地位にあり、かつ、管理者を直接に補佐する職員（以下「副管理者」という。）

第3 講習機関

講習は、岐阜県公安委員会から講習の実施について委託を受けた団体等（以下「受託者」という。）の講習機関（以下「講習機関」という。）に行わせるものとする。

第4 指導員等の受講区分

指導員等には、毎年1回担当する職務（担当職務が2以上に及ぶ指導員等は主として担当する職務）に対する講習を受講させるものとする。

第5 講習の通知

規程第10条により講習の通知をするときは、当該教習所を管理する者に対し、講習の対象者に別記様式第1の「講習通知書」を交付するよう指示するものとする。

第6 受講手続

受講する指導員には、第5に規定する講習通知書に講習手数料を添えて提出させるものとする。

第7 講習の時間

講習の時間は、次表のとおり行わせるものとする。

講習区分	講習時間
技能検定員講習	10時間
教習指導員講習	9時間
副管理者講習	6時間

第8 講習内容

講習は、講習の区分ごとに別表によって行わせるものとする。

第9 講習効果の確認と再講習

- 1 講習内容の浸透、教育効果の向上を図るため、必要に応じて試験を行わせるものとする。
- 2 試験の結果、成績の著しく不良な者に対しては、第5の規定を準用し、再受講を命ずることができる。

第10 講習施設等の無償使用

講習機関には、必要により交通部運転免許課の施設を講習施設として無償で使用させるものとする。

第11 講習修了の証の交付

講習を修了した者には、別記様式第2の「講習修了の証」を交付するものとする。

附 則（平成21年3月16日付け交免第217号ほか）

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年5月13日付け交免第559号ほか）

この基準は、平成21年6月1日から施行する。

別表

指定自動車教習所職員講習（技能検定員）の講習科目及び時間割等

1 技能検定員講習

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要及び日程の説明 受講者の心得の説明			1 時間
1 教則の内容 内容となっ ている事項	1 教則の内容及びその基 礎的事項 (1) 自動車の交通方法及び その基礎的事項 (2) 人間の感覚と判断 (3) 自動車と自然の法則	講義 教本、視聴 覚教材等	○ 教則の内容で最近改正された事項のうち、特に技能検定に 必要な範囲（採点基準に関連する事項を中心とする。）につ いて解説する。 ○ 人間の感覚や判断能力に一定の限界があり、このことを自 覚して運転しなければならないことを反応時間、視力や視野 の関係等から事故事例・データと関連づけながら説明する。 ○ 慣性と摩擦、遠心力及び重心と重力等自動車に影響を及ぼ す自然の法則のうち主なものについて、事故事例、データと 関連づけながら説明する。	
2 自動車教 習所に関す る法令等に ついての知 識	1 技能検定員として必要 な一般的知識 (1) 教習所の使命 (2) 指定基準の維持及び教 習水準の向上 (3) 教習所職員としての心 構え 2 教習所関係法令 (1) 教習所の指定、監督及 び処分に関する法令		○ 指定自動車教習所は、初心運転者の養成機関であるが、同 時に運転者の資質を向上させることにより交通事故の防止を 図るための教育を行う使命を持ち、その社会性、公共性は極 めて高いことを改めて認識させる。 ○ 次のことを最近の適合命令、卒業証明書等の発行禁止処分 等の技能検定に係る処分事案を取り上げて強調する。 ア 指定基準の維持 教習所の指定は、単に物的、人的の基準についてのみで なく、運営上の基準を含めて行われるもので、これらの基 準は、指定後も継続して維持されなければならないこと。 イ 教習水準の向上と適正な検定の実施 運営上の基準の維持はもとより、変化する交通の情勢に対 応できるよう、常に教習水準の向上を図るとともに、適正 な技能検定を実施すること。 ○ 次の事項を中心に職員としての心構えを再認識させる。 ア 職員としての自覚 教習所の使命を理解し、職員としての倫理観を持つとと もに、常に技能試験を実質的に代行する者として知識技能 の研鑽に努めること。 イ 接遇 接遇に当たっては、次の点に留意すること。 (ア) 清潔な服装をするとともに、他人に不快の念を起かさ せない身だしなみをする。 (イ) わかりやすい、やさしい言葉遣いをする。 (ロ) 親しみやすい態度をとる。 要するに、受検生の立場に立って親切丁寧な応対や検定を 行うことが接遇の要点であること。 ○ 教習所の指定、監督及び処分等法令に定める事項を解説し て、教習所が法令に準拠した初心運転者の教育機関であるこ とを再認識させる。 ア 指定の意義 運転者の資質向上のための教育を行うことを信託された ものであること。 イ 検査及び資料の提出 監督の一環であり、教習所の適正化を図るもので、技能 検定の立会いもその一つであること。 ウ 指定解除及び卒業証明書等の発行禁止 教習所に対する処分の制度は、技能試験免除の効果を担 保しようとするものであること。	1 時間

	(2) 技能検定に関する基準		<p>エ 受講命令 公安委員会の行う講習を受けるほか、自らも知識及び技能の向上に努めなければならないこと。</p> <p>○ 次の事項について技能検定員として必要な範囲で解説する。</p> <p>ア 技能検定員の要件 イ 技能検定の受検要件 ウ 技能検定の実施方法及び合格基準(技能試験の実施方法)</p>	
3 技能検定の実施に関する知識	技能検定の実施方法に関する知識		○ 運転免許技能試験実施要領(以下「要領」という。)のうち、技能試験の実施方法について解説する。	4時間
4 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	技能検定の評価方法に関する知識	講義及び討議 教本、視聴覚教材等	○ 要領のうち、採点基準について解説するとともに、技能検定の立会検査等において見いだされた問題点についてグループ討議形式により検討させ技能検定の評価方法に関する知識を把握させる。	
5 技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能検定に必要な運転技能	実習 教本、自動車等	○ 試験場コース等において、受講者が主として検定を行っている車種に応じ、1グループ3人を単位として、実車により走行させて、受講者各人の運転技能を点検し、欠陥の矯正を行うことにより運転技能の向上を図る。	4時間
6 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	(1) 運転技能の観察力 (2) 運転技能の採点方法		○ 試験場コース等において、受講者が主として検定を行っている車種に応じ、1グループ3人を単位として、モデル受検者の走行を運転免許技能試験実施基準に基づいて採点させ、その採点状況を講評するなどの方法で適正な観察及び採点要領を把握させ、運転技能の観察力及び採点方法の向上を図る。	
講 習 時 間 合 計				10時間

備考1 各講習項目ごとの講習時間は、講習を受ける者の能力などに応じて若干の変更を行っても差し支えない。

- 2 講習効果の確認のため、必要に応じて効果測定を行うこと。
- 3 休憩時間は、講習時間以外に適切な時間を設けること。

2 教習指導員講習

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要及び日程の説明 受講者の心得の説明			1 時間
1 教則の内容となつて いる事項その 他自動車 の運転に関 する知識	1 教則の内容及びその基 礎的事項 (1) 自動車の交通方法及び その基礎的事項 (2) 人間の感覚と判断 (3) 自動車と自然の法則 2 その他自動車の運転に 必要な知識 (1) 初心者者の交通事故の特 徴 (2) 自動車の構造及び運転 理論 (3) 安全運転の手順	講義 教本、視聴 覚教材等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教則の内容で最近改正された事項のうち、自動車の交通方法について教習を行う上に必要な範囲において解説するとともに、その根拠となる事項及び基礎的理論を理解させるようにする。 ○ 人間の感覚や判断能力に一定の限界があり、このことを自覚して運転しなければならないことを反応時間、視力や視野の関係等から事故事例・データと関連づけながら説明する。 ○ 慣性と摩擦、遠心力及び重心と重力等自動車に影響を及ぼす自然の法則のうち主なものについて事故事例、データと関連づけながら説明する。 ○ 教則の内容に関連して、初心者者の交通事故の状況を統計的に説明し、その特徴を分析して教習への反映を図る。 ○ 自動車の基本的な仕組みの概要と運転のために交通事故の事例・データを関連づけて説明する。 ○ 安全な運転をするためには、「認知」、「判断」、「操作」の過程があり、そのうちのいずれの過程での誤りも事故につながることを強調する。 また、交差点の通行、追越し等の具体的な運転行動について、前記の過程に基づいて手順化して教習すべきことを実例を挙げて説明する。 	
2 自動車教 習所に関す る法令等につ いての知識	1 教習指導員として必要 な一般的知識 (1) 教習所の使命 (2) 指定基準の維持及び教 習水準の向上 (3) 教習所職員としての心 構え		<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定自動車教習所は、初心運転者の養成機関であるが、同時に運転者の資質を向上させることにより交通事故の防止を図るための教育を行う使命を持ち、その社会性、公共性は極めて高いことを改めて認識させる。 ○ 次のことを最近の適合命令、卒業証明書等の発行禁止処分等の教習に係る処分事案を取り上げて強調する。 <ul style="list-style-type: none"> ア 指定基準の維持 教習所の指定は、単に物的、人的の基準についてのみでなく、運営上の基準を含めて行われるもので、これらの基準は、指定後も継続して維持されなければならないこと。 イ 教習水準の向上 運営上の基準は、教習環境、教習機材及び教習方法並びに指導員の教習能力等が含まれるが、これらは、指定時の水準を維持すべきことはもとより、変化する交通の情勢に対応できるよう、常に向上を図ること。 ○ 次の事項を中心に職員としての心構えを再認識させる。 <ul style="list-style-type: none"> ア 職員としての自覚 教習所の使命を理解し、職員としての倫理観を持つとともに、常に専門的教育者としての知識技能の研鑽に努めること。 イ 接遇 教育は、教えられる者が教える者を信頼するところから始まるので、接遇に当たっては、次の点に留意すること。 (ア) 清潔な服装をするとともに、他人に不快の念を起させない身だしなみをする。 (イ) わかりやすい、やさしい言葉遣いをする。 (ウ) 親しみやすい態度をとる。 要するに、教えられる教習生の立場に立って親切丁寧な応対や教習を行うことが接遇の要点であること。 	1 時間

	<p>2 教習所関係法令 (1) 教習所の指定、監督及び処分に関する法令</p> <p>(2) 教習に関する基準</p>		<p>教習所の指定、監督及び処分等法令に定める事項を解説して、教習所が法令に準拠した初心運転者の教育機関であることを再認識させる。</p> <p>ア 指定の意義 指定の目的から運転者の資質向上のための教育を行うことを信託された機関であること。</p> <p>イ 検査及び資料の提出 監督の一環であり、教習所の適正化を図るもので、技能検定の立会もその一つであること。</p> <p>ウ 指定解除及び卒業証明書等の発行禁止 教習所に対する処分の制度は、技能試験免除の効果を担保しようとするものであること。</p> <p>エ 受講命令 教習所は絶えずその基準及び教習水準の向上を図る義務を持つ。そのため、公安委員会の行う講習を受けるほか、自らも知識及び技能の向上に努めなければならないこと。</p> <p>○ 次の事項について教習指導員として必要な範囲内で説明する。</p> <p>ア 教習指導員の要件 イ コース及び教習車両の基準及びその整備 ウ 教習の時間及び方法 エ 教習効果の確認(みきわめ)の方法</p> <p>なお、関連して技能検定、運転免許試験の実施方法等についても解説しておくこと。</p>	
<p>3 教習指導員として必要な教育についての知識</p>	<p>1 教習指導員としての必要な基礎教育理論 (1) 学習指導の準備</p> <p>(2) 学習の理論</p> <p>2 自動車の運転適性についての知識 (1) 性格等に関する運転適性 (2) 適性診断票の読み方 (3) 技能教習への反映</p>	<p>講義及び討議 教本、視聴覚教材等</p>	<p>○ 効果的な教育を行うためには、次の準備が必要であることを説明する。</p> <p>ア 学習のねらいの明確化と学習目標の設定 イ 効果的に学習を進めるための教案の作成 ウ 次の事項を重点とする学習の進め方の研究 (7) 学習意欲の向上を図ること。 (4) 教場の雰囲気作りをすること。 (9) 教師に対する信頼感を植え付けること。</p> <p>○ 以下の点に関し、具体的に説明(又はグループ討議)する。</p> <p>ア 効果的な学習方法と教授方法 次のことが、学習効果を高めることを具体的に説明する。 (7) 学習目標を提示する。 (4) 学習場面における特性を理解すること。 (9) 学習を受ける者の年齢、性別、能力及び興味等の個人差による相違を知ること。</p> <p>イ 学習、記憶方法の概要 (7) 全体学習と部分学習について (4) 論理的、図式的、機械的及び記憶等の記憶方法について ウ 学習補助手段の利用方法 板書、視聴覚教材の利用、実物の提示及び実演の効果について説明する。</p> <p>エ 学習の反復効果 連続反復及び適当な間隔をおいての学習の効果について説明する。</p> <p>注 本項目について講義により説明する場合には、対象指導員に応じて必要な事項に重点をおき、教習上の具体的事例を引用するなどして興味を持たせるよう配慮すること。</p> <p>○ 事故多発傾向者の存在とその検出法を概説するとともに、適性診断票の読み方、指導助言の仕方について説明し、教習生の特性に応じた教習を行うことが教習効果の向上につながることを説明する。</p>	<p>1 時間</p>
<p>4 教習指導員として必要な</p>	<p>教習指導員として必要な運転技能</p>	<p>実習 自動車等</p>	<p>○ 試験場コース等において、受講者が主に教習を行っている車種に応じ、1 グループ3人を単位として実車により走行さ</p>	<p>4 時間</p>

要な自動車 の運転技能			せて、受講者各人の運転技能を点検し、欠陥の矯正を行うことにより運転技能の向上を図る。	
5 技能教習 に必要な教 習の技能	(1) 技能教習の方法 (2) みきわめの方法	実習 教本、自動 車、運転シ ミュレータ ー等	○ 試験場コース等において、受講者が主に教習を行っている車種に応じ、1 グループ3人を単位として、実車等によりモデル教習生の指導を行わせ、他の者にはこれを観察させ、教習状況について講評を行い、観察した受講者に指摘させる等の方法で、教習重点及びみきわめの重点等を把握させ、技能教習の向上及びみきわめの統一を図る。	
6 学科教習 の教習方法	(1) 教習の重点 (2) 教習の進め方 (3) 教材の活用方法	実習 教本、視聴 覚教材等	○ 特定の項目等について、教室において模擬教習を行わせ、その教習状況について討議、講評を行うか、又は講師自らが教習を行うものを見学させた後討議するなどの方法で、教習重点、教習の進め方及び教材の活用方法などを把握させ、教習方法の向上を図る。	2 時間
講 習 時 間 合 計				9 時間

備考1 各講習項目ごとの講習時間は、講習を受ける者の能力などに応じて若干の変更を行っても差し支えない。

2 講習効果の確認のため、必要に応じて効果測定を行うこと。

3 休憩時間は、講習時間以外に適切な時間を設けること。

3 副管理者講習

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要及び日程の説明 受講者の心得の説明			1 時間
1 自動車教習所に関する法令等についての知識	1 指定自動車教習所の現状と問題点 (1) 指定自動車教習所の現状 (2) 指定自動車教習所の問題点 2 教習所関係法令 (1) 教習所の指定、監督及び処分に関する法令 (2) 免許関係法令	講義 教本、視聴覚教材等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定自動車教習所卒業生の運転免許取得者に占める割合は極めて高く、指定自動車教習所は初心運転者の事故防止上重要な役割を果たしている。しかしながら、その卒業者の事故・違反が多い現状を説明し、最近における卒業証明書等の発行禁止の処分や教習指導員資格者証等の返納命令を受けた例を挙げるなど、現状の問題点について認識させる。 ○ 指定自動車教習所が極めて高い社会性を有することにかんがみ、企業として採算性を図るだけでなく、その業務の公共性、社会性から一定の制約を受けることを認識させる。 指定自動車教習所の卒業者が技能試験を免除されることから、適正かつ効果的に教習業務等を遂行すべき義務があることを強調する。 ○ 教習所関係法令中、特に指定要件に関する事項を中心に説明し、その維持、向上に努めるべきことを説明する。 ○ 免許制度の概要について、教習所の事務処理の管理、監督に必要な範囲でその概要を説明する。 ○ 免許試験関係法令について、技能検定と技能試験との関係、学科教習と学科試験免除との関係等教習事務に必要な事項を解説する。 ○ 行政処分関係法令の概要について、運転者の指導及び指導員の管理のため必要な範囲で概要を説明する。 	
2 自動車教習所の管理に関する知識	1 教育理論等 (1) 初心運転者教育の在り方 (2) 教育理論	講義又は討議 教本、視聴覚教材等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 初心運転者が指導者に大きな影響を受けること、また、そのため指導の基本に沿って指導を行わなければならないことを説明し、管理的立場にある者として教育に対する理念を持つべきことを強調する。 ○ 学習の理論について、管理者的立場にある者として必要な範囲で説明する。 	1 時間
	2 教習所の管理と監督 (1) 管理及び監督の原則 (2) 管理及び監督の実務	講義 教本、視聴覚教材等	<p>下記の点について、立会検査の結果や、提出された報告資料から把握された問題点を中心に述べる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 指定の目的に沿った教習を行うため、物的要件を整備するとともに、人的要件を組織し、物的要件と人的要件を組み合わせ一定の計画の下に適正に運営しなければならないことを実例を取り上げながら説明する。 ○ 次の事項について実例を取り上げながら具体的に説明する。 <ul style="list-style-type: none"> ア 施設管理（コース、教室等の施設、設備、教育器具等の物的施設の維持と保全） イ 職員管理（教習の主体となる指導員等に対する計画的な教育訓練、指示及び助言） ウ 教習生管理（教習の確保、入所と入所後の移動等） エ 保険管理（職員、教習生の健康の保持、増進、特に次の事項） <ul style="list-style-type: none"> (ア) 保険管理のための組織と運営 (イ) 保険管理のための施設と環境 オ 教習課程の管理（教習課程の意義、教本、視聴覚教材等の使用及び教習課程の実施の管理） カ 労務管理（適正な教習時間の確保の面からみた管理） キ 人事管理（公明、明朗な職場の維持の面からみた管理） ク 指定自動車教習所関係事務の管理（事務処理の効率化、適正化） 	2 時間

3 事務処理要領 (1) 事務処理要領の解説	講義及び討 議 教本、視聴 覚教材等	○ 公安委員会の定めた事務処理に関する規定、通達等の内容について、最近における改正事項や不適切な事例を取り上げ、管理者の立場にある者として必要な範囲において具体的に説明する。 ○ 管理、監督及び事務処理に関し、受講者自らの体験及び研究結果等を報告して、相互検討を行うことにより、管理、監督等に関する実務能力の向上を図る。	2時間
講 習 時 間 合 計			6時間

備考1 各講習項目ごとの講習時間は、講習を受ける者の能力などに応じて若干の変更を行っても差し支えない。

- 2 講習効果の確認のため、必要に応じて効果測定を行うこと。
- 3 休憩時間は、講習時間以外に適当な時間を設けること。

別記様式第1（第5関係）

年 月 日

殿

管理者 氏 名 印

講 習 通 知 書

公安委員会から指定自動車教習所職員講習を受けるよう通知があったので
下記により受講するよう通知する。

日 時	
場 所	
講習区分	

初心運転者講習の実施基準

第1 目的

この基準は、運転者等の講習に関する規程（昭和47年岐阜県公安委員会規程第2号）に基づく初心運転者講習（以下「講習」という。）を行うに当たっての基本的事項を定めることを目的とする。

第2 講習の対象者

講習の対象者は、岐阜県内に住所を有する道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第100条の2に規定する基準該当初心運転者（免許の効力が停止されている者を除く。）とする。

第3 講習機関

講習は、法第108条の4第1項の規定に基づき、岐阜県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が指定した者（以下「指定講習機関」という。）に行わせるものとする。

第4 講習の通知

- 1 講習対象者に対する通知は、講習の日時及び場所を指定して行うものとする。
なお、講習対象者において指定された講習日時又は場所に支障があるときは、その申出により講習日時又は場所の変更を認めることができるものとする。
- 2 講習対象者が、その住所を他の公安委員会の管轄区域内に変更していたときは、その者の住所地を管轄する公安委員会に別記様式第1の「初心運転者講習移送通知書」を送付するものとする。
- 3 指定講習機関に対する講習対象者の通知は、別記様式第2の「初心運転者講習受講予定者通知書」によるものとする。
- 4 講習の通知を行った後、講習対象者が法第100条の2第1項ただし書第3号に該当することとなった場合は、別記様式第3の「初心運転者講習中止通知書」により、講習を受ける必要のない旨を通知するものとする。この場合において、指定講習機関に初心運転者講習受講予定者通知書を送付しているときは、その旨を通知するものとする。

第5 講習の内容

- 1 講習の科目、細目、方法及び時間は、別表「初心運転者講習細目」のとおりとする。
- 2 講習は、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第7条に定める運転習熟指導員が行うものとする。

第6 講習終了証書の交付

指定講習機関は、講習を終了した者に対し、別記様式第4の「初心運転者講習終了証書」を交付するものとする。

第7 公安委員会への報告

指定講習機関が、講習を実施した場合は、別記様式第5の「初心運転者講習結果報告書」により公安委員会へ報告するものとする。

附 則（平成21年3月16日付け交免第217号ほか）

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年5月13日付け交免第559号ほか）

この基準は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成29年3月10日付け交免第435号ほか）

この基準は、平成29年3月12日から施行する。

別表（第5関係）

初 心 運 転 者 講 習 細 目

講 習 項 目	講 習 細 目	講 習 方 法	講 習 時 間		
			準 中 型 車 普 通 車 大 型 二 輪 車 普 通 二 輪 車	原 付 車	
1 安全運転意識の向上	(1) 運転意識の改善の必要性	講 義	15分	10分	
	(2) 運転適性検査	検査実施	20分	20分	
		面 接	25分	—	
2 場内コースにおける運転演習	(1) 運転技能の補正	実 技	60分	50分	
	(2) 危険予測・判断の实地訓練				
3 路上における運転演習	(1) 運転行動の観察	実 技	90分	30分	
	(2) 他の交通に対する配慮			—	
	(3) 路上運転についての話し合い	ゼ ミ	30分	10分	
	(4) 原付特別訓練（場内コース）			(40分)	
4 危険予測訓練	(1) 危険予測ディスカッション	ゼ ミ	90分	50分	
	(2) 危険予測・判断能力の向上	講 義 (映画)	30分	30分	
	*運転シミュレーターを使用する場合	(3) 危険を予測した運転	実 技	120分	
		(4) 危険予測ディスカッション	ゼ ミ		
5 新たな心構え	(1) 効果測定	考 査	20分	20分	
	(2) 新たな心構えの確立	講 義	40分	20分	
	(3) 総合講評				
講 習 時 間 合 計			420分 (7時間)	240分 (4時間)	

別記様式第1（第4関係）

初心運転者講習移送通知書

年 月 日

公安委員会 殿

岐阜県公安委員会 印

下記の者について初心運転者講習移送通知書を送付する。

住 所	
氏 名	
生 年 月 日	
免許証の番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
講習の種類	
講習をしようとする理由	
備 考	

初 心 運 転 者 講 習 中 止 通 知 書

年 月 日

住 所
様

岐 阜 県 公 安 委 員 会 印

下記の理由により、 年 月 日付け初心運転者講習通知書をもって
通知したあなたに対する道路交通法第108条の2第1項10号に規定する初心運転者
講習の実施を取りやめるので通知します。

理 由	
備 考	

別記様式第4（第6関係）

第 号

初 心 運 転 者 講 習 終 了 証 書

住 所

氏 名

年 月 日生

講習の種類	
-------	--

あなたは、平成 年 月 日道路交通法第108条の2第1項第10号
に規定する講習を終了したことを証します。

年 月 日

指定講習機関名
管 理 者



更新時講習の実施基準

第1 目的

この基準は、運転者等の講習に関する規程（昭和47年岐阜県公安委員会規程第2号。以下「規程」という。）に基づく更新時講習（以下「講習」という。）を行うために必要な講習の実施基準及び講習を行うに当たっての基本的事項を定めることを目的とする。

第2 講習の対象者

講習の対象者は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第101条及び第101条の2に規定する運転免許証の更新を受けようとする者又は法第97条の2に規定する特定失効者若しくは特定取消処分者とする。

第3 講習機関

1 講習は、岐阜県公安委員会（以下「公安委員会」という。）から講習の実施について委託を受けた団体等（以下「講習機関」という。）に行わせるものとする。

2 講習機関は、「岐阜県運転者更新講習所」の名称を用いるものとする。

第4 講習施設の所在地及び名称

講習施設の所在地及び名称は、次表のとおりとする。

所 在 地	名 称
岐阜市学園町3丁目42番地 ぎふ清流文化プラザ内	岐阜運転者講習センター
大垣市綾野1丁目2700番地2	西濃運転者講習センター
関市稲口423番地1	中濃運転者講習センター
多治見市美坂町4丁目6番地	多治見運転者講習センター
中津川市茄子川1127番地1	東濃運転者講習センター
高山市松之木町1257番地4	飛騨運転者講習センター

第4の2 講習の申込み

講習の申込みは、「講習申請書」（別記様式第1号）により運転免許課長に行うものとする。ただし、運転免許の更新申請と同時に申込みをする場合は、講習申請書の作成を省略することができる。

第4の3 講習手数料の徴収

講習手数料は、運転免許課長が徴収するものとする。

第5 講習機関の構成等

講習機関には、次に掲げる職員を配置し、担当業務を行わせるものとする。

1 所長

講習機関を代表して講習を統括する。

2 講習指導員

講義を担当するとともに講習事務を処理する。

3 事務員

講習機関に関する事務を処理する。

第6 講習指導員等の報告

受託者が、講習機関の所長及び講習指導員を任命したときは、「任命報告書」（別記様式第2号）により、岐阜県警察本部長（以下「本部長」という。）に報告する

こととする。

第7 講習指導員の資格等

講習指導員は、次に掲げる要件を備えた者とする。

- 1 年齢が25歳以上65歳以下の者（ただし、委託期間途中に満66歳となる者を含む。）
- 2 大型自動車、中型自動車又は普通自動車に係る運転免許（仮免許を除く。）を現に受けている者
- 3 過去3年以内に交通事故、道路交通法違反によって刑事処分又は行政処分を受けたことがない者
- 4 自動車の運転に関する知識の指導に関し、次のいずれかに該当する者

- (1) 本部長が行う講習における指導に必要な知識に関する審査（以下「審査」という。）に合格した者

なお、審査の手続については、以下のとおりとする。

ア 審査は、あらかじめ実施日時、場所及び内容を公告し、講習事務の委託に関する公安委員会の認定を受けようとする者の申請により実施する。

イ 審査は、交通の方法に関する教則（昭和53年国家公安委員会告示第3号）から出題する考査の結果をもって行う。

ウ 審査の合格者に対し合格証書を交付し、その有効期間を発行の日から3年間とする。

- (2) 安全運転に関する講習及び道路交通法の解説等の業務を過去3年以内に継続して6か月以上行った経験を有する者

なお、「継続して」とは、月に3回以上実施し、1回の講習時間が30分以上であることとする。

- (3) 法第99条の3第4項に規定する普通自動車に係る教習指導員資格者証及び大型自動二輪車又は普通自動二輪車に係る教習指導員資格者証の交付を受け、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者

- (4) 届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。）第1条第4項第1号口に規定する普通自動車に係る届出教習所指導員課程及び規則第1条第5項第1号口に規定する大型自動二輪車に係る届出教習所指導員課程又は規則第1条第6項第1号口に規定する普通自動二輪車に係る届出自動車教習所指導員課程を修了し、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者

- (5) 運転免許試験場等で技能試験官としての経験が1年以上ある者

- (6) 警察庁が実施する取消処分者講習指導員専科を修了し、取消処分者講習の講習指導員としての経験が1年以上ある者

- (7) 自動車安全運転センターが実施する取消処分者講習指導員研修、運転適性講習指導員研修、違反者・停止処分者講習指導員研修又は高齢者講習指導員研修における研修指導員としての経験が1年以上ある者

- (8) 教育能力において適格性を有し、かつ、交通安全に関する施策の企画、実施に携わった経験が3年以上ある者

- (9) 緊急自動車に乗務して行う交通指導取締活動の経験が3年以上ある者

第8 職員の解任等

本部長は、講習機関の職員がその地位にとどまることが適当でないと認められる事情が生じたときは、受託者に対して、当該職員の解任又は必要な期間その者の業

務の停止を勧告することができるものとする。

第9 講習施設の無償使用

講習機関には、第4に掲げる施設を講習施設として無償で使用させるものとする。

第10 講習用機器材等の無償使用

講習機関には、県有の講習用機器材等を無償で使用させるものとする。

第11 講習業務運営

- 1 講習の場所、期日及び講習対象者の範囲については、別表1「講習の場所、期日、対象者の範囲」によって行わせるものとする。
- 2 講習機関には、次に掲げる講習業務を処理させるものとする。
 - (1) 会場準備
 - (2) 受講者の誘導・案内
 - (3) 講義
 - (4) 視聴覚教材の活用
 - (5) その他講習の実施について必要な事項

第12 講習内容等

講習は、受講者の態様に応じて、優良運転者講習、一般運転者等講習、違反運転者講習及び初回更新者講習とし、「更新時講習の講習科目及び時間割等に関する細目」(別表2)により行うものとする。

第13 指導監督

本部長は、講習機関に対して、この基準に適合した講習を行わせるため、次に掲げる措置を執るものとする。

- (1) 講習業務に関し定期又は随時に検査すること。
- (2) 講習に関する必要な報告又は資料の提出を求めること。
- (3) 講習に関し必要な指導、助言又は資料の提供を行うこと。

第14 講習結果の報告

講習機関は、毎月の講習実施結果を「更新時講習実施結果報告書」(別記様式第3号)により、翌月10日までに本部長に報告するものとする。

第15 講習修了証明書の交付

講習を受けた者から講習修了証明書の交付の申出があったときは、講習機関から「講習修了証明書」(別記様式第4号)を交付させるものとする。

第16 指示伺

講習業務の運営に関し、この基準に定めのない事項が生じたとき、又はこの基準によりがたい特別の事由が生じたときは、その都度本部長の指示を受けさせるものとする。

第17 指定職員の研修等

本部長は、講習機関に対し、講習内容の充実及び指定職員の資質を高めるため、必要な研修等を指示することができるものとする。

附 則 (平成21年3月16日付け交免第217号ほか)

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年5月13日付け交免第559号ほか)

この基準は、平成21年6月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月12日付け交免第308号ほか)

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年2月6日付け交免第170号ほか)

この基準は、平成25年2月6日から施行する。

附 則（平成25年10月30日付け交免第1369号ほか）
この基準は、平成25年11月1日から施行する。

附 則（平成26年3月4日付け交免第219号ほか）
この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年5月30日付け交免第642号ほか）
この基準は、平成26年6月1日から施行する。

附 則（平成27年7月10日付け交免第712号ほか）
この基準は、平成27年9月24日から施行する。

附 則（平成29年3月10日付け交免第435号ほか）
この基準は、平成29年3月12日から施行する。

附 則（平成30年3月15日付け交免第297号ほか）
この基準は、平成30年4月1日から施行する。

別表 1

講習の場所、期日、対象者の範囲

運転者講習センター名	期日	講習対象者の範囲
岐阜	祝日(祝日が日曜日と重なる日はその翌日)及び土曜日を除く日	岐阜中、岐阜南、岐阜北、各務原、岐阜羽島、北方、山県の各警察署管内に住所を有する者(日曜日の更新者にあつては県内に住所を有する者)
西濃	祝日及び土、日曜日を除く日	大垣、海津、養老、垂井、揖斐の各警察署管内に住所を有する者
中濃	祝日及び土、日曜日を除く日	関、郡上、加茂の各警察署管内に住所を有する者
多治見	毎週月、水、木、金曜日(祝日を除く。)	多治見、可児の各警察署管内に住所を有する者
東濃	毎週月、火、水、金曜日(祝日を除く。)	中津川、恵那の各警察署管内に住所を有する者
飛騨	毎週月、火、水、木曜日(祝日を除く。)	高山、下呂、飛騨の各警察署管内に住所を有する者

※ 12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く。

※ 講習手続は、本人の希望によりいずれのセンターでも可。

別表 2

更新時講習の講習科目及び時間割等に関する細目

その1 優良運転者講習

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要・日程の説明 受講者の心得の説明			10分
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴	講義 教本、視聴覚教材等	○ 当県の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 ○ 地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、事故事例と併せて説明する。	10分
2 運転者の心構えと義務	(1) 無事故無違反の奨励 (2) シートベルト及びヘルメットの着用 (3) 交通事故を起こした加害者の責任 (4) 交通事故を起こした運転者の義務 (5) 負傷者の救護措置		○ 今後における無事故・無違反、安全運転を奨励する。 ○ シートベルト及びヘルメットの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣付けられるよう指導する。 ○ 交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることについて説明する。 加害者の刑事上、民事上及び行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 ○ 警察官に対する報告義務及び通報要領並びに事故の再発防止義務について説明する。 ○ 救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。	
3 安全運転の知識	最近において改正が行われた道路交通法令の知識		○ 受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。	10分
講習時間合計				30分

その2 一般運転者講習

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要・日程の説明 受講者の心得の説明			10分
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴	講義 教本、視聴覚教材等	○ 当県の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 ○ 地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、事故事例と併せて説明する。	10分
2 運転者の心構えと義務	(1) 安全運転の心構え (2) シートベルト及びヘルメットの着用 (3) 交通事故を起こした加害者の責任 (4) 交通事故を起こした運転者の義務 (5) 負傷者の救護措置		○ 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。 ○ シートベルト及びヘルメットの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣付けられるよう指導する。 ○ 交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることについて説明する。 加害者の刑事上、民事上及び行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 ○ 警察官に対する報告義務及び通報要領並びに事故の再発防止義務について説明する。 ○ 救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。	
3 安全運転の知識	(1) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識 (2) 危険予測と回避方法等		○ 受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。 ○ DVD等の視聴覚教材を活用し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。	20分
4 運転適性についての診断と指導	(1) 運転適性診断と指導 (2) まとめ	講義 運転適性検査用紙等	○ 安全運転自己診断等により適性検査を実施し、自らの運転特性を客観評価して自覚させ、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○ 診断結果に基づくタイプ別の具体的な安全運転のコツを指導し、安全運転態度を実行するための動機付けを行う。	20分
講習時間合計				60分

その3 違反運転者講習

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要・日程の説明 受講者の心得の説明			10分
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴	講義 教本、視聴覚教材等	○ 当県の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 ○ 地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、事故事例と併せて説明する。	10分
2 運転者の心構えと義務	(1) 安全運転の心構え (2) シートベルト及びヘルメットの着用 (3) 交通事故を起こした加害者の責任 (4) 交通事故を起こした運転者の義務 (5) 負傷者の救護措置		○ 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。 ○ シートベルト及びヘルメットの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣付けられるよう指導する。 ○ 交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることについて説明する。 加害者の刑事上、民事上及び行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 ○ 警察官に対する報告義務及び通報要領並びに事故の再発防止義務について説明する。 ○ 救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。	
3 安全運転の知識	(1) 安全運転の基礎知識 (2) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識 (3) 危険予測と回避方法等		○ 受講対象に依り、DVD等の視聴覚教材等を活用して、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。 ○ 受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。 ○ DVD等の視聴覚教材を活用し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。 ○ 身近な事故事例の説明を行い、それに基づく問題点、なぜ事故が起きたのか、どうすれば回避できたかなどについて、自ら考えさせ意見を出させ討論させる。	40分
4 運転適性、技能についての診断と指導	(1) 運転適性診断と指導（検査用紙使用） (2) 運転適性診断と指導（検査機器使用） (3) 安全運転態度の診断と指導 (4) 運転技能診断と指導	実技等 教本、運転適性検査器材等	○ 安全運転自己診断等により実施し、自らの運転特性を自覚させ、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○ 運転適性検査器を使用して、運転行動に必要な基本的動作機能を検査し、診断結果に基づいて安全指導する。 ○ 診断用模擬運転装置を使用して、危険予測を中心とした安全運転態度と運転個癖を検証し、診断結果に基づいて安全指導する。 ○ 指導員が同乗して実車を運転させ、運転個癖や運転技能を診断し、その結果に基づき安全指導する。	60分
講習時間合計				120分

※ 講習科目4の細目は、重点を絞り選択して実施すること。

その4 初回更新者講習

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要・日程の説明 受講の心得の説明			10分
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴	講義 教本、視聴覚教材等	○ 当県の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 ○ 地域における交通事故多発路線、時間帯等と運転経験の浅い運転者による交通事故類型、原因等について事例と併せて説明する。	10分
2 運転者の心構えと義務	(1) 安全運転の心構え (2) シートベルト及びヘルメットの着用 (3) 交通事故を起こした加害者の責任 (4) 交通事故を起こした運転者の義務 (5) 負傷者の救護措置		○ 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。 ○ シートベルト及びヘルメットの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣付けられるよう指導する。 ○ 交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることについて説明する。 加害者の刑事上、民事上及び行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 ○ 警察官に対する報告義務及び通報要領並びに事故の再発防止義務について説明する。 ○ 救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。	
3 安全運転の知識	(1) 安全運転の基礎知識 (2) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識 (3) 危険予測と回避方法等		○ 運転経験の浅い運転者向けのDVD等の視聴覚教材を活用し、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。 ○ 最近において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。 ○ DVD等の視聴覚教材を活用し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。 ○ 運転経験の浅い運転者の特徴的な事故事例の説明を行い、それに基づく問題点、なぜ事故が起きたのか、どうすれば回避できたかなどについて、自ら考えさせ意見を出させ討論させる。	40分
4 運転適性、技能についての診断と指導	(1) 運転適性診断と指導（検査用紙使用） (2) 運転適性診断と指導（検査機器使用） (3) 安全運転態度の診断と指導 (4) 運転技能診断と指導	実技等 教本、運転適性検査器材等	○ 安全運転自己診断等により実施し、自らの運転特性を自覚させ、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○ 運転適性検査器を使用して、運転行動に必要な基本的動作機能を検査し、診断結果に基づいて安全指導する。 ○ 診断用模擬運転装置を使用して、危険予測を中心とした安全運転態度と運転個癖を検証し、診断結果に基づいて安全指導する。 ○ 指導員が同乗して実車をさせ、運転個癖や運転技能を診断し、その結果に基づき安全指導する。	60分
講習時間合計				120分

※ 講習科目4の細目は、重点を絞り選択して実施すること。

講 習 申 請 書

平成 年 月 日

岐阜県公安委員会 殿

申請者
氏 名

印

私は、更新時講習を受けたいので申し出ます。

任 命 報 告 書

年 月 日

岐阜県警察本部長 殿

受託者名

代表者 役職 氏 名 印

下記の者を、更新時講習の として任命したので報告します。

本 籍			
住 所			
氏 名 生 年 月 日	年 月 日生		
免許の種別		交付年月日	
最終学歴		特 技	
経歴の概要 (道路交通法の運用に関する実務経歴及び管理職経歴等)			
備 考			

講 習 修 了 証 明 書

様

あなたは、道路交通法第108条の2第1項第11号の規定による更新時講習を修了されたことを証明します。

年 月 日

岐阜県運転者更新講習所長



高齢者講習の実施基準

第1 目的

この基準は、運転者等の講習に関する規程（昭和47年岐阜県公安委員会規程第2号）に基づく高齢者講習（以下「講習」という。）を行うに当たっての基本的事項を定めることを目的とする。

第2 講習の対象者

講習の対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

- 1 運転免許証の更新を受けようとする者で、更新期間が満了する日における年齢が70歳以上のもの
- 2 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第89条第1項の規定により免許申請書を提出した日における年齢が70歳以上の特定失効者又は特定取消処分者
- 3 法第101条の7第5項の規定による通知を受けた者

第3 講習機関

- 1 第2の1及び2に該当する者が受講する講習（以下「更新時高齢者講習」という。）は、法第108条の2第3項の規定により、岐阜県公安委員会（以下「公安委員会」という。）から講習の実施について委託を受けた団体（以下「高齢者講習機関」という。）において行うものとする。
- 2 高齢者講習機関は、岐阜県内の自動車教習所とする。
- 3 第2の3に該当する者が受講する講習（以下「臨時高齢者講習」という。）は、岐阜自動車運転免許試験場において行うものとする。

第4 講習の通知等

- 1 講習対象者に対する通知は、講習の日時、場所、受講要領等を内容とした書面により行うものとする。
- 2 講習の申込みは、「高齢者講習受講申込書」（別記様式第1号）、「特定任意高齢者講習受講申込書」（別記様式第2号）及び「チャレンジ講習受講申込書」（別記様式第3号）並びに「臨時高齢者講習受講申込書」（別記様式第3号の2）により、交通部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）に行うものとする。

第5 講習手数料の徴収

講習手数料は、運転免許課長が徴収するものとする。

第6 講習の実施方法等

- 1 更新時高齢者講習は、受講者の希望に応じて法第108条の2第1項第12号に規定する高齢者講習（以下「法定講習」という。）、運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号。以下「講習規則」という。）第2条第1項第1号及び第2号に規定する特定任意高齢者講習（簡易）（以下「簡易講習」という。）又は特定任意高齢者講習（シニア運転者）（以下「シニア運転者講習」という。）を行い、簡易講習を選択した者はチャレンジ講習を行うものとする。
- 2 講習の科目、細目及び時間は、法定講習及び臨時高齢者講習にあつては「高齢者講習の講習科目及び時間割等に関する細目」（別表1）、特定任意高齢者講習にあつては「特定任意高齢者講習の講習科目及び時間割等に関する細目」（別表2）、チャレンジ講習にあつては「チャレンジ講習の講習科目及び時間割等に関する細目」（別表3）のとおりとする。
- 3 法定講習及び臨時高齢者講習の実車指導にあつては「高齢者講習における実車指導要領」（別表4）、特定任意高齢者講習の実車指導にあつては、「特定任意高齢者講習（シニア運転者講習）のコース設定の基準と診断の着眼点」（別表5）のとおりとする。
- 4 チャレンジ講習の実車走行の課題は、「チャレンジ講習実車走行実施基準」（別表6）に準拠し、実車走行の評価は「チャレンジ講習実車走行減点適用基準」（別

表7)に基づき評価を行い、その結果を「チャレンジ講習評価票」(別記様式第4号)に記載する。

- 5 チャレンジ講習の実車走行後の指導は、「チャレンジ講習アドバイスカード」(別記様式第5号)を作成し、ワンポイントアドバイスを行うものとする。
- 6 講習における個人指導は、「高齢者講習における個人指導要領」(別表8)のとおりとする。

第7 高齢者講習指導員

高齢者講習指導員は、次に掲げる要件を備えた者とする。

- 1 25歳以上の者であること。
- 2 講習における指導に用いる自動車等を運転できる免許(仮免許を除く。)を現に受けている者であること。
- 3 運転適性指導(法第108条の4第1項第1号の運転適性指導をいう。以下同じ。)について不正な行為をしたため運転適性指導員、停止処分者講習指導員、高齢者講習指導員又は違反者講習指導員のいずれかの職を解任されたことがない者又は解任された日から起算して2年を経過した者
- 4 過去3年以内に交通事故又は道路交通法違反によって刑事処分又は行政処分を受けたことがない者
- 5 運転適性指導に関する業務に関し、次のいずれかに該当する者であること。
 - (1) 運転適性検査・指導者資格者証の交付を受け、運転適性指導に関する次のいずれかの業務に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者
 - ア 運転適性指導
 - イ 「指定自動車教習所の教習の標準」における学科教習(第2段階)の「適性検査結果に基づく行動分析」の教習
 - ウ 初心運転者講習における運転適性検査
 - エ 運転免許試験場の運転適性検査所等における自動車等の運転に必要な適性に関する調査・指導
 - オ 停止処分者講習、高齢者講習又は違反者講習に係る講習指導員の業務
 - (2) 取消処分者講習指導員専科を修了し、取消処分者講習の講習指導員としての経験のある者
 - (3) 中堅運転適性検査指導者専科を修了(平成12年度まで実施していた「新任運転適性検査指導者専科」又は「運転適性専門官専科」を修了した者を含む。)し、運転適性指導に関する業務に従事した経験のある者
 - (4) 自動車安全運転センター(以下「センター」という。)が実施する取消処分者講習指導員研修、取消処分者講習指導員(警察)研修、運転適性講習指導員研修、違反者・停止処分者講習指導員研修又は高齢者講習指導員研修における研修指導員としての経験のある者
 - (5) 運転適性検査・指導者資格者証の交付を受けているが、運転適性指導に関する業務に従事した経験の期間が1年に満たない者で、公安委員会が行う所要の講習を受けたもの
- 6 自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、次のいずれかに該当する者であること。
 - (1) 普通自動車を用いた講習を指導する指導員については、普通自動車に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者又は普通自動車に係る届出教習所指導員課程を修了した者で、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上あるもの
 - (2) 二輪車(自動二輪車及び原動機付自転車をいう。)を用いた指導をする指導員については、大型自動二輪車若しくは普通自動二輪車に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者又は大型自動二輪車若しくは普通自動二輪車に係る届出教習所指導員課程を修了した者で、二輪車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上あるもの
 - (3) 警察官としての在職期間が20年以上あり、岐阜県警察車両運転技能検定に関する訓令(昭和51年岐阜県警察訓令第10号)に規定する大型検定、中型検定又

は普通検定において1級を取得し、かつ、警察車両の運転経験がおおむね1年以上ある者で適任なもの

- (4) 運転免許試験場等で技能試験官としての経験がおおむね1年以上ある者
 - (5) 取消処分者講習指導員専科を修了し、取消処分者講習の講習指導員としての経験のある者
 - (6) センターが実施する取消処分者講習指導員研修、取消処分者講習指導員（警察）研修、運転適性講習指導員研修、違反者・停止処分者講習指導員研修又は高齢者講習指導員研修における研修指導員としての経験のある者
- 7 次のいずれかに該当する者であること。ただし、平成21年6月1日以前に高齢者講習指導員であった者にあつては、公安委員会が指定する研修（認知機能検査導入に伴うもの（平成21年6月1日以前に行われたものを含む。））を受け、かつ、改正法施行に伴う補充講習を受けており、平成21年6月2日以降に高齢者講習指導員の資格を取得した者で、改正法施行前的高齢者講習指導員であった者にあつては、改正法施行に伴う補充講習を受けていること。
- (1) 高齢者講習における指導に必要な技能及び知識に関する国家公安委員会が指定する講習（センターが実施する新任運転適性指導員研修、運転適性講習指導員研修又は高齢者講習指導員研修）を終了した者
 - (2) 取消処分者講習指導員専科を修了し、取消処分者講習の講習指導員としての経験がおおむね1年以上ある者
 - (3) センターが実施する取消処分者講習指導員研修、取消処分者講習指導員（警察）研修、運転適性講習指導員研修、違反者・停止処分者講習指導員研修又は高齢者講習指導員研修における研修指導員としての経験がおおむね1年以上ある者

第8 講習機関に対する指導監督

岐阜県警察本部長（以下「本部長」という。）は、高齢者講習機関に対して、この基準に適合した講習が行われるよう、講習に必要な指導、助言及び資料の提供を行うほか、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 指導員の知識と技術の向上を図るため、必要な研修を行うこと。
- (2) 講習業務に関し、定期又は随時に検査すること。
- (3) 講習に関する必要な報告又は資料の提出を求めること。

第9 講習終了証明書等の交付

- 1 公安委員会は、講習を終了した者に対し、「高齢者講習終了証明書」《道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）別記様式第22の10の7》又は「特定任意高齢者講習終了証明書」《講習規則別記様式第3号》を交付するものとする。
- 2 チャレンジ講習を受講し、実車走行の一般課題と特別課題の減点数の合計を100点から減じた点数が70点以上に達した受講者に対し、「チャレンジ講習受講結果確認書」（講習規則別記様式第1号。以下「確認書」という。）を交付するものとする。

確認書の交付を受けた者は、6か月以内に限り簡易講習を受けることができ、当該簡易講習の受講が免許証の更新前6か月以内であれば法定講習が免除される。

第10 講習終了証明書等の再交付

高齢者講習機関は、講習を終了した者が高齢者講習終了証明書又は特定任意高齢者講習終了証明書を亡失し、滅失し、汚損し又は破損したことにより高齢者講習終了証明書、特定任意高齢者講習終了証明書又は確認書の再交付を申し出たときは、「高齢者講習終了証明書再交付申請書」（別記様式第6号）、「特定任意高齢者講習終了証明書再交付申請書」（別記様式第7号）、又は「チャレンジ講習受講結果確認書再交付申請書」（別記様式第8号）の提出を受け、再交付するものとする。

第11 未終了受講者に対する措置

高齢者講習機関は、講習開始後、やむを得ない事情により講習を終了することができなかった者に対しては、未終了講習科目について講習の日時を指定し、再度講習を実施するものとする。

第12 講習結果の報告

高齢者講習機関は、更新時高齢者講習の実施の都度、「高齢者講習実施結果報告書」（別記様式第9号）、「特定任意高齢者講習実施結果報告書」（別記様式第10号）又は「チャレンジ講習実施結果報告書」（別記様式第11号）により、その結果を本部長に報告しなければならない。

附 則（平成21年3月16日付け交免第217号ほか）

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年5月13日付け交免第559号ほか）

この基準は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成23年3月14日付け交免第205号ほか）

この基準は、平成23年3月14日から施行する。

附 則（平成26年5月30日付け交免第642号ほか）

この基準は、平成26年6月1日から施行する。

附 則（平成28年3月14日付け交免第301号ほか）

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年11月1日付け交免第1573号ほか）

この基準は、平成28年11月1日から施行する。

附 則（平成29年3月10日付け交免第435号ほか）

この基準は、平成29年3月12日から施行する。ただし、運転免許証の有効期間の満了日が、平成29年9月11日までの者については、なお従前の例による。

別表 1

高齢者講習の講習科目及び時間割等に関する細目
その1 75歳未満及び75歳以上第3分類の者に対する講習（合理化講習）

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要及び日程の説明 受講者の心得の説明			30分
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴 (3) 申請取消制度や各種支援制度	双方向型講義 教本、視聴覚教材等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当県の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 ○ 地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、四輪車事故及び二輪車事故の特徴を捉えて資料化し、事故事例と併せて説明する。 ○ 申請取消制度や当県の実態に応じた高齢者支援制度等を説明する。 	
2 運転者の心構えと義務	(1) 安全運転の心構え (2) シートベルト、ヘルメット及びプロテクターの着用 (3) 交通事故を起こした加害者の責任 (4) 交通事故を起こした運転者の義務 (5) 負傷者の救護処置		<ul style="list-style-type: none"> ○ 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。 ○ シートベルト、ヘルメット及びプロテクターの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。 ○ 交通事故を起こしたり、違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 ○ 警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 ○ 救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。 	
3 安全運転の知識	(1) 安全運転の基礎知識 (2) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識 (3) 危険予測と回避方法等		<ul style="list-style-type: none"> ○ DVD等の視聴覚教材を活用し、認知機能を含む身体機能の変化について自覚させ、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。 ○ 75歳以上の者に対して行われる認知機能検査とその後の手続について説明する。 ○ 受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。 ○ DVD等の視聴覚教材を活用し、高齢運転者に典型的な事故事例、歩行者などの保護、追越し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。 	
4 運転適性についての指導①	(1) 運転適性検査器材による指導	運転適性検査器材による指導 教本、運転適性検査器材等	○ 運転適性検査器材により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。	30分
5 運転適性についての指導②	(1) 実車による指導	実車による指導 教本、自動車等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実車を運転させ、講習指導員が同乗するなどして、身体機能の変化に基づく運転行動、事故や違反に結びつく危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○ 指導に当たっては、安全運転の心構え、シートベルト、ヘルメット及びプロテクターの着用についても指導する。 ○ ドライブレコーダー等の録画記録装置を車両等に設置して運転状況を記録すること。 ○ 必要に応じて、記録した映像を確認しながら、指導を行うこと。 	60分
講習時間合計 (小特のみ保有者は、1から4までの受講とし、講習時間は60分とする。)				120分

※ 休憩時間は、講習時間以外に設けること。

その2 75歳以上第1分類及び第2分類の者に対する講習（高度化講習）

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要及び日程の説明 受講者の心得の説明			30分
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域社会における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴 (3) 申請取消制度や各種支援制度	双方向型講義 教本、視聴覚教材等	○ 当県の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 ○ 地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、四輪車事故及び二輪車事故の特徴を捉えて資料化し、事件事例と併せて説明する。 ○ 申請取消制度や当県の実態に応じた高齢者支援制度等を説明する。	
2 運転者の心構えと義務	(1) 安全運転の心構え (2) シートベルト、ヘルメット及びプロテクターの着用 (3) 交通事故を起こした加害者の責任 (4) 交通事故を起こした運転者の義務 (5) 負傷者の救護処置		○ 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。 ○ シートベルト、ヘルメット及びプロテクターの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。 ○ 交通事故を起こしたり、違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上又は行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 ○ 警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 ○ 救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。	
3 安全運転の知識	(1) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識		○ 受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。	
4 運転適性についての指導①	(1) 運転適性検査器材による指導	運転適性検査器材による指導 教本、運転適性検査器材等	○ 運転適性検査器材により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。	30分
5 運転適性についての指導②	(1) 実車による指導	実車による指導 教本、自動車等	○ 実車を運転させ、講習指導員が同乗するなどして、認知機能検査の結果に基づき、認知機能を含む身体機能の変化に基づく運転行動、事故や違反に結び付く危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○ 指導に当たっては、安全運転の心構え、シートベルト、ヘルメット及びプロテクターの着用についても指導する。 ○ ドライブレコーダー等の録画記録装置を車両等に設置して運転状況を記録すること。	60分
6 総合的な安全指導	(1) 運転行動に関する個別具体的な指導	個人指導 実車による指導の状況を記録した映像、教本等	○ 個人指導は1人当たり30分以上とし、個別面接の方式により、個々具体的な運転行動等について説明する。 ○ 実車による指導の状況を記録した映像等を活用し、認知機能を含む身体機能の変化に基づく運転行動や、事故や違反に結び付く危険な運転個癖等を客観的に認識させ、個々具体的に指摘・指導を行う。 ○ 講習全般における受講状況等を踏まえ、安全運転に関する指導を行うとともに、代替移動手段や当県の実態に応じた高齢者支援制度等の教示を行う。	30分
	(1) 身体機能の低下が運転に及ぼす影響等 (2) 危険予測と回避方法等	映像教養 視聴覚教材等	○ DVD等の視聴覚教材を活用し、認知機能を含む身体機能の変化について自覚させ、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。 ○ DVD等の視聴覚教材を活用し、高齢運転者に典型的な事件事例、歩行者などの保護、追越し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。	30分
講習時間合計 (小特のみ保有者は、1から4まで及び6の受講とし、講習時間は20分とする。)				180分

※ 休憩時間は、講習時間以外に設けること。

その3 臨時高齢者講習

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要及び日程の説明 受講者の心得の説明			60分
1 運転適性についての指導	(1) 実車による指導	実車による指導 教本、自動車等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実車を運転させ、講習指導員が同乗するなどして、身体機能の変化に基づく運転行動、事故や違反に結び付く危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○ 指導に当たっては、安全運転の心構え、シートベルト、ヘルメット及びプロテクターの着用についても指導する。 ○ ドライブレコーダー等の録画記録装置を車両等に設置して運転状況を記録すること。 	
2 総合的な安全指導	(1) 運転行動に関する個別具体的な指導	個人指導 実車による指導の状況を記録した映像、教本等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個人指導は、1人当たり30分以上とし、個別面接の方式により、個々具体的な運転行動等について説明する。 ○ 実車による指導の状況を記録した映像等を活用し、認知機能を含む身体機能の変化に基づく運転行動や、事故や違反に結び付く危険な運転個癖等を客観的に認識させ、個々具体的に指摘・指導を行う。 ○ 講習全般における受講状況等を踏まえ、安全運転に関する指導を行うとともに、代替移動手段や当県の実態に応じた高齢者支援制度等の教示を行う。 	30分
	(1) 身体機能の低下が運転に及ぼす影響等 (2) 危険予測と回避方法等	映像教養 視聴覚教材等	<ul style="list-style-type: none"> ○ DVD等の視聴覚教材を活用し、認知機能を含む身体機能の変化について自覚させ、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。 ○ DVD等の視聴覚教材を活用し、高齢運転者に典型的な事故事例、歩行者などの保護、追越し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。 	30分
講習時間合計 (小特のみ保有者は、2の受講とし、講習時間は60分とする。)				120分

※ 休憩時間は、講習時間以外に設けること。

その4 合同講習

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要及び日程の説明 受講者の心得の説明			30分
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域社会における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴 (3) 申請取消制度や各種支援制度	双方向型講義 教本、視聴覚教材等	○ 当県の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 ○ 地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、四輪車事故及び二輪車事故の特徴を捉えて資料化し、事件事例と併せて説明する。 ○ 申請取消制度や当県の実態に応じた高齢者支援制度等を説明する。	
2 運転者の心構えと義務	(1) 安全運転の心構え (2) シートベルト、ヘルメット及びプロテクターの着用 (3) 交通事故を起こした加害者の責任 (4) 交通事故を起こした運転者の義務 (5) 負傷者の救護処置		○ 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。 ○ シートベルト、ヘルメット及びプロテクターの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。 ○ 交通事故を起こしたり、違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上又は行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 ○ 警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 ○ 救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。	
3 安全運転の知識	(1) 安全運転の基礎知識 (2) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識 (3) 危険予測と回避方法等		○ DVD等の視聴覚教材を活用し、認知機能を含む身体機能の変化について自覚させ、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。 ○ 75歳以上の者に対して行われる認知機能検査とその後の手続について説明する。 ○ 受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。 ○ DVD等の視聴覚教材を活用し、高齢運転者に典型的な事件事例、歩行者などの保護、追越し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。	
4 運転適性についての指導①	(1) 運転適性検査器材による指導	運転適性検査器材による指導 教本、運転適性検査器材等	○ 運転適性検査器材により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。	30分
5 運転適性についての指導②	(1) 実車による指導	実車による指導 教本、自動車等	○ 実車を運転させ、講習指導員が同乗するなどして、認知機能検査の結果に基づき、認知機能を含む身体機能の変化に基づく運転行動、事故や違反に結び付く危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○ 指導に当たっては、安全運転の心構え、シートベルト、ヘルメット及びプロテクターの着用についても指導する。 ○ ドライブレコーダー等の録画記録装置を車両等に設置して運転状況を記録すること。 ○ 必要に応じ、記録した映像を確認しながら、指導を行うこと。	60分
6 総合的な安全指導	(1) 運転行動に関する個別具体的な指導	個人指導 実車による指導の状況を記録した映像、教本等	○ 個人指導は1人当たり30分以上とし、個別面接の方式により、個々具体的な運転行動等について説明する。 ○ 実車による指導の状況を記録した映像等を活用し、認知機能を含む身体機能の変化に基づく運転行動や、事故や違反に結びつく危険な運転個癖等を客観的に認識させ、個々具体的に指摘・指導を行う。 ○ 講習全般における受講状況等を踏まえ、安全運転に関する指導を行うとともに、代替移動手段や当県の実態に応じた高齢者支援制度等の教示を行う。	30分

<p>(1) 身体機能の低下が運転に及ぼす影響等</p> <p>(2) 危険予測と回避方法等</p>	<p>映像教養 視聴覚教材 等</p>	<p>○ DVD等の視聴覚教材を活用し、認知機能を含む身体機能の変化について自覚させ、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。</p> <p>○ DVD等の視聴覚教材を活用し、高齢運転者に典型的な事故事例、歩行者などの保護、追越し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。</p>	<p>30 分</p>
<p>講習時間合計</p> <p>(75歳未満及び75歳以上（第3分類）の講習受講者は、1から5までの受講とし、講習時間は20分とする。)</p> <p>(75歳未満及び75歳以上（第3分類）の講習受講者（小特のみ保有者）は、1から4までの受講とし、講習時間は60分とする。)</p> <p>(75歳以上（第1分類及び第2分類）の講習受講者は、1から6までの受講とし、講習時間は180分とする。)</p> <p>(75歳以上（第1分類及び第2分類）の講習受講者（小特のみ保有者）は、1から4まで及び6の受講とし、講習時間は20分とする。)</p> <p>(臨時高齢者講習受講者は、5及び6の受講とし、講習時間は20分とする。)</p> <p>(臨時高齢者講習受講者（小特のみ保有者）は、6の受講とし、講習時間は60分とする。)</p>			<p>180 分</p>

※ 休憩時間は、講習時間以外に設けること。

別表 2

特定任意高齢者講習の講習科目及び時間割等に関する細目

その 1 簡易講習

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要及び日程の説明 受講者の心得の説明			30分以上
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域社会における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴 (3) 申請取消制度や各種支援制度	双方向型講義 教本、視聴覚教材等	○ 当県の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 ○ 地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、四輪車事故及び二輪車事故の特徴を捉えて資料化し、事故事例と併せて説明する。 ○ 申請取消制度や当県の実態に応じた高齢者支援制度等を説明する。	30分以上
2 運転者の心構えと義務	(1) 安全運転の心構え (2) シートベルト、ヘルメット及びプロテクターの着用 (3) 交通事故を起こした加害者の責任 (4) 交通事故を起こした運転者の義務 (5) 負傷者の救護処置		○ 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。 ○ シートベルト、ヘルメット及びプロテクターの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。 ○ 交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上又は行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 ○ 警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 ○ 救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。	
3 安全運転の知識	(1) 安全運転の基礎知識 (2) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識 (3) 危険予測と回避方法		○ DVD等の視聴覚教材を活用し、認知機能を含む身体的機能の変化について自覚させ、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。 ○ 75歳以上の者に対して行われる認知機能検査とその後の手続について説明する。 ○ 受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。 ○ DVD等の視聴覚教材を活用し、高齢運転者に典型的な事故事例、歩行者などの保護、追越し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。	
4 運転適性についての指導	(1) 運転適性検査器材による指導	運転適性検査器材による指導 教本、運転適性検査器材	○ 運転適性検査器材により実施し(夜間視力及び視野の検査)、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。	30分以上
講習時間合計				60分以上

※ 休憩時間は、講習時間以外に設けること。

その2 シニア運転者講習（75歳未満及び75歳以上第3分類）

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要及び日程の 説明 受講者の心得の説明			30分 以上
1 道路交通の 現状と交通事 故の実態	(1) 地域における車社会 の実態 (2) 交通事故の特徴 (3) 申請取消制度や各種 支援制度	双方向型講義 教本、視聴覚 教材等	○ 当県の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 ○ 地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、四輪車事故及び二輪車事故の特徴を捉えて資料化し、事故事例と併せて説明する。 ○ 申請取消制度や当県の実態に応じた高齢者支援制度等を説明する。	
2 運転者の心 構えと義務	(1) 安全運転の心構え (2) シートベルト、ヘルメ ット及びプロテクター の着用 (3) 交通事故を起こした 加害者の責任 (4) 交通事故を起こした 運転者の義務 (5) 負傷者の救護処置		○ 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。 ○ シートベルト、ヘルメット及びプロテクターの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。 ○ 交通事故を起こしたり、違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上又は行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 ○ 警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 ○ 救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。	
3 安全運転の 知識	(1) 安全運転の基礎知識 (2) 最近において改正が 行われた道路交通法令 の知識 (3) 危険予測と回避方法 等		○ DVD等の視聴覚教材を活用し、認知機能を含む身体機能の変化について自覚させ、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。 ○ 75歳以上の者に対して行われる認知機能検査とその後の手続について説明する。 ○ 受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。 ○ DVD等の視聴覚教材を活用し、高齢運転者に典型的な事故事例、歩行者などの保護、追越し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。	
4 運転適性に ついての指導 ①	(1) 運転適性検査器材に よる指導	運転適性検査器 材による指導 教本、運転適 性検査器材等	○ 運転適性検査器材により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。	30分 以上
5 運転適性に ついての指導 ②	(1) 実車による指導	実車による指導 教本、自動車 等	○ 実車を運転させ、講習指導員が同乗するなどして、身体機能の変化に基づく運転行動、事故や違反に結びつく危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○ 指導に当たっては、安全運転の心構え、シートベルト、ヘルメット及びプロテクターの着用についても指導する。 ○ ドライブレコーダー等の録画記録装置を車両等に設置して運転状況を記録すること。 ○ 必要に応じて、記録した映像を確認しながら、指導を行うこと。	60分 以上
講習時間合計				120 分 以上

※ 休憩時間は、講習時間以外に設けること。

その3 シニア運転者講習（75歳以上第1分類及び第2分類）

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要及び日程の説明 受講者の心得の説明			30分以上
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域社会における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴 (3) 申請取消制度や各種支援制度	双方向型講義 教本、視聴覚教材等	○ 当県の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 ○ 地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、四輪車事故及び二輪車事故の特徴を捉えて資料化し、事象事例と併せて説明する。 ○ 申請取消制度や当県の実態に応じた高齢者支援制度等を説明する。	
2 運転者の心構えと義務	(1) 安全運転の心構え (2) シートベルト、ヘルメット及びプロテクターの着用 (3) 交通事故を起こした加害者の責任 (4) 交通事故を起こした運転者の義務 (5) 負傷者の救護処置		○ 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。 ○ シートベルト、ヘルメット及びプロテクターの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。 ○ 交通事故を起こしたり、違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上又は行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 ○ 警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 ○ 救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。	
3 安全運転の知識	(1) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識		○ 受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。	
4 運転適性についての指導①	(1) 運転適性検査器材による指導	運転適性検査器材による指導 教本、運転適性検査器材等	○ 運転適性検査器材により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。	30分以上
5 運転適性についての指導②	(1) 実車による指導	実車による指導 教本、自動車等	○ 実車を運転させ、講習指導員が同乗するなどして、認知機能検査の結果に基づき、認知機能を含む身体機能の変化に基づく運転行動、事故や違反に結びつく危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○ 指導に当たっては、安全運転の心構え、シートベルト、ヘルメット及びプロテクターの着用についても指導する。 ○ ドライブレコーダー等の録画記録装置を車両等に設置して運転状況を記録すること。	60分以上
6 総合的な安全指導	(1) 運転行動に関する個別具体的な指導	個人指導 実車による指導の状況を記録した映像、教本等	○ 個人指導は1人当たり30分以上とし、個別面接の方式により、個々具体的な運転行動等について説明する。 ○ 実車による指導の状況を記録した映像等を活用し、認知機能を含む身体機能の変化に基づく運転行動や、事故や違反に結びつく危険な運転個癖等を客観的に認識させ、個々具体的に指摘・指導を行う。 ○ 講習全般における受講状況等を踏まえ、安全運転に関する指導を行うとともに、代替移動手段や当県の実態に応じた高齢者支援制度等の教示を行う。	30分以上
	(1) 身体機能の低下が運転に及ぼす影響等 (2) 危険予測と回避方法等	映像教養 視聴覚教材等	○ DVD等の視聴覚教材を活用し、認知機能を含む身体機能の変化について自覚させ、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。 ○ DVD等の視聴覚教材を活用し、高齢運転者に典型的な事象事例、歩行者などの保護、追越し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。	30分以上
講習時間合計				180分以上

※ 休憩時間は、講習時間以外に設けること。

別表 3

チャレンジ講習の講習科目及び時間割等に関する細目

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要及び日程の説明 受講者の心得の説明			
1 事前説明	講習の趣旨及び講習内容の説明	○ 講習室等において実施する。	○ 次の事項を説明する。 ・ 講習はテストではなく、自分の運転能力を知ってもらうことが目的であり、実車走行の評価によって運転免許を取り上げたりするものではないこと。 ・ 一般課題の内容は、指定した走行順路を走行し、正確な法令履行及び運転操作によって、安全かつ円滑な走行ができるかについて評価を行うこと。 ・ 特別課題の内容は、等間隔に設置されたパイロンをスラローム走行するもので、的確な認知及び判断、適切なハンドル操作、速度調節、運転姿勢等が求められるものであり、走行時間（基準タイム14秒）及びパイロン接触の有無が評価の対象となること。 ・ 参考課題の内容は、時速40キロを維持し、指導員の合図により急ブレーキをかけて停止するものであり評価の対象ではないこと。 ・ 実車走行終了後、担当した講習指導員がチャレンジ講習アドバイスカードを交付するので、今後の安全運転に役立てて欲しいこと。 ・ 実車走行による運転内容が、加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車等の運転に著しい影響を及ぼしていないと評価された場合には、チャレンジ講習受講結果確認書を交付すること。	5分
2 模範走行	一般課題、特別課題及び参考課題の模範走行	受講者3名（1グループ）を車両に同乗させて行う。	○ 一般課題、特別課題、参考課題の順で実施する。 ○ 一般課題について模範走行を行う。 ・ 走行しながら走行順路を説明する。 ・ 安全確認、一時停止、進路変更などについて分かりやすく説明する。 ○ 特別課題について模範走行を行う。 ・ 基準タイム程度で走行する。 ○ 参考課題について模範走行を行う。 ・ とっさの時に強くブレーキを踏むことの大切さとその方法などについて説明する。	10分
3 実車走行	一般課題、特別課題及び参考課題の実車走行	受講者1名ずつ実車走行を実施し、他の受講者は控え室等で待機させる。	○ 一般課題、特別課題、参考課題の順で実施する。 ○ 走行中受講者が運転に余裕を持てるよう走行順路について適宜適切に教示を行う。 ○ 受講者の運転の評価についての必要事項をチャレンジ講習実車走行評価票に記載する。 ○ 個々の受講者の実車走行の終了後に安全運転を行う上でのアドバイスを行うとともに、その内容をチャレンジ講習アドバイスカードに記載して交付する。	1人当たり 10分
4 講評等	実車走行の結果について講評	講習室等において行う。	○ 実車走行結果についての講評と今後の安全運転を行う上での注意点や参考となる事項を説明する。	5分
5 チャレンジ講習受講結果確認書の交付	○ チャレンジ講習受講結果確認書の交付 ○ 今後の手続等についての説明		○ 実車走行の評価が70点以上の者に対し、チャレンジ講習受講結果確認書を交付する。 ○ 運転免許証の更新を行う上での今後の手続や流れ等について説明する。	

(注) 「講習時間」については、待ち時間等は含まない。

別表 4

高齢者講習における実車指導要領																						
1 心構えと指導方針	(1) 実車指導にあたっての心構え	<p>ア 高齢運転者の心情を理解し、積極的に安全教育を受けようとする姿勢を引き出す。</p> <p>イ 指導すべき事項をその場で端的に、反復して伝える。</p>																				
	(2) 実車指導方針	<p>ア 指摘すべき事項が多岐に及ぶ場合は、優先順位の高いものから重点的に指導する。</p> <p>イ 個々の受講者の状況に応じて柔軟に指導を行う。</p> <p>ウ 受講者の理解度に応じた指導を根気よく行う。</p> <p>エ 不適切な運転行動が自らの記録力及び判断力の低下に関係あることを自覚させる。</p> <p>オ 認知症の特徴や症状をよく理解して指導に当たる。</p> <p>カ 運転適性検査器材による結果を踏まえた指導を行う。</p> <p>キ 受講者のプライドや自尊心を傷付けないよう配慮する。</p>																				
	(3) ドライブレコーダー等による録画方法等	<p>ア 受講者の安全確認状況や運転操作状況が確認できる画角による撮影が望ましい。</p> <p>イ 実車指導時における録画要領を含め使用機器への習熟に努める。</p>																				
2 実車指導の方法	(1) 第1分類に対する指導方法 (記憶力及び判断力が低くなっている者)	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">運動機能に関する課題</td> <td>四輪免許保有者</td> <td>二輪免許保有者</td> </tr> <tr> <td>方向変換</td> <td>8の字旋回</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">所要時間 5分程度</td> <td>見通しの悪い交差点</td> <td>見通しの悪い交差点</td> </tr> </table>	運動機能に関する課題	四輪免許保有者	二輪免許保有者	方向変換	8の字旋回	所要時間 5分程度	見通しの悪い交差点	見通しの悪い交差点												
		運動機能に関する課題		四輪免許保有者	二輪免許保有者																	
方向変換	8の字旋回																					
所要時間 5分程度	見通しの悪い交差点	見通しの悪い交差点																				
	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">記憶力及び判断力に関する課題</td> <td colspan="2">危険度観察型「ノンステップ方式」</td> </tr> <tr> <td colspan="2">信号機のある交差点</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">走行距離 おおむね800m</td> <td colspan="2">一時停止標識のある交差点</td> </tr> <tr> <td colspan="2">進路変更</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">所要時間 15分程度</td> <td colspan="2">カーブ走行</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> 課題に失敗しても指摘及び指導せずに様子を観察(1回目) 失敗した課題を再度実施し、失敗したらそ都度指摘及び指導(2回目) </td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td> <table border="1"> <tr> <td>成功</td> <td>失敗</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その都度指摘・指導</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	記憶力及び判断力に関する課題	危険度観察型「ノンステップ方式」		信号機のある交差点		走行距離 おおむね800m	一時停止標識のある交差点		進路変更		所要時間 15分程度	カーブ走行		課題に失敗しても指摘及び指導せずに様子を観察(1回目) 失敗した課題を再度実施し、失敗したらそ都度指摘及び指導(2回目)				<table border="1"> <tr> <td>成功</td> <td>失敗</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その都度指摘・指導</td> </tr> </table>	成功	失敗	
記憶力及び判断力に関する課題	危険度観察型「ノンステップ方式」																					
	信号機のある交差点																					
走行距離 おおむね800m	一時停止標識のある交差点																					
	進路変更																					
所要時間 15分程度	カーブ走行																					
	課題に失敗しても指摘及び指導せずに様子を観察(1回目) 失敗した課題を再度実施し、失敗したらそ都度指摘及び指導(2回目)																					
		<table border="1"> <tr> <td>成功</td> <td>失敗</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その都度指摘・指導</td> </tr> </table>	成功	失敗		その都度指摘・指導																
成功	失敗																					
	その都度指摘・指導																					

(2) 第2分類に対する指導方法
(記憶力及び判断力が少し低くなっている者)

<p>運動機能に関する課題</p> <p>所要時間 10分程度</p>	<p>四輪免許保有者</p> <p>方向変換</p> <p>段差乗り上げ 車両感覚走行 パイロンスラローム 1課題を選択</p> <p>見通しの悪い交差点</p>	<p>二輪免許保有者</p> <p>8の字旋回</p> <p>コーナリング パイロンスラローム 目標からの制動 1課題を選択</p> <p>見通し悪い交差点</p>
<p>記憶力及び判断力に関する課題</p> <p>走行距離 おおむね800m</p> <p>所要時間 10分程度</p>	<p>到達度段階型「ステップアップ方式」</p> <p>信号機のある交差点 成功 信号無視 その都度指摘し指導する。</p> <p>一時停止標識のある交差点 成功 一時不停止 その都度指摘し指導する。</p> <p>進路変更 成功 合図不履行 その都度指摘し指導する。</p> <p>カーブ走行 成功 運転操作不適 その都度指摘し指導する。</p>	

やり直し
やり直し
やり直し
やり直し

(3) 第3分類 (記憶力及び判断力に心配ない者) 及び75歳未満の者に対する指導方法

<p>運動機能に関する課題</p> <p>所要時間 15分程度</p>	<p>四輪免許保有者</p> <p>方向変換</p> <p>段差乗り上げ 車両感覚走行 パイロンスラローム 2課題を選択</p> <p>見通しの悪い交差点</p>	<p>二輪免許保有者</p> <p>8の字旋回</p> <p>コーナリング パイロンスラローム 目標からの制動 2課題を選択</p> <p>見通しの悪い交点</p>
<p>記憶力及び判断力に関する課題</p>	<p>信号機のある交差点 一時停止標識のある交差点 進路変更 カーブ走行</p>	

		走行距離 おおむね 800m 所要時間 5分 程度	全ての課題を終了後、まとめて診断し指導する。	
3 具体的指導内容	(1) 準備事項	ア 運転頻度等問診票の作成 受講者の日常の運転状況を把握するため、実車指導前に別記様式1の「運転頻度等問診票」を作成させる。 イ 運転行動診断表の作成 別記様式2（75歳未満・第3分類）又は別記様式3（第1・第2分類）の「運転行動診断票」を準備し、実車指導時に受講者の運転行動を記録する。 ウ 準備体操 受講者の緊張感をほぐし、事故を防止するため、実車指導前に準備体操を実施する。		
	(2) 基本課題			
		講習内容	指導事項	留意事項
		高齢者運転標識の表示（四輪のみ）	高齢運転者標識の理解と表示の習慣化	○ 自車の存在をより早く気付かせるために、前照灯を常時点灯することも有効であることを理解するよう指導する。
		危険な状況での運転防止	ア 体調がすぐれないとき イ 夜間、悪天候時 ウ 不慣れた道路、狭隘な道路、高速道路 エ 長距離又は長時間運転、渋滞時等の運転防止	○ 単独での運転は避け、運転が交替できる家族等の同乗を勧める。
		シートベルトの正しい装着（四輪のみ）	全席シートベルトの装着義務と正しい装着方法	○ 後部座席のシートベルト装着が義務付けられたことが周知されるよう指導する。
		ヘルメットの正しい装着（二輪のみ）	ヘルメットの正しい装着の必要性と装着方法	○ 適正にあご紐を締めることの重要性を理解できるよう指導する。 ○ プロテクター装着の有効性について理解を深めるよう指導する。
		正しい運転姿勢	正しい運転姿勢の必要性と姿勢の取り方 シート、ハンドルや後写鏡の調整方法	○ 運転中の安定した視界確保や緊急時のブレーキ操作等の安全確保のため正しい運転姿勢が必要であることが理解できるよう指導する。
	(3) 運動機能に関する課題			
		指導内容	指導要領	留意事項
方向変換（四輪）	直角バックにより定められた場所に後退	ア 速度調整 イ 車両感覚 ウ 進行方向と周囲の安全確認 エ ハンドル操作が総合的に行えるよう指導する。	○ 車両を安全に誘導するためには、速度調節、車両感覚、安全確認等の複合的な運転行動が重要であることが理解できるよう指導する。 ○ 後方・側方・車体の向きや、障害物との位置関係など、複数の情報に対する注意配分とハンドル操作、アクセル・ブレーキ操作など複数作業の正確性・速度・むらを確認する。	
	指導内容	指導要領	留意事項	

8の字旋回 (二輪)	<ul style="list-style-type: none"> ・8の字コース又はパイロン2本を設置した旋回 ・旋回手前での適正な減速 ・適正なギア選択(MT車) ・適正な車体のバンク操作 	<p>ア 速度調節 イ ギアの選択 ウ 車体のバンク操作が総合的に出来るよう指導する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ あらかじめ指導員が模範走行を行ってから指導する。 ○ 車両を安全に誘導するためには、複合的な運転操作が必要であることが理解できるよう指導する。 ○ セーフティゾーンを十分に確保して指導する。 ○ 車体の向きや障害物との距離など、複数の情報に対する注意配分と車体のバンク操作、アクセル・ブレーキ操作を伴う複数作業の正確性・速度・むらを確認する。 																							
	見通しの悪い交差点	<table border="1"> <thead> <tr> <th>指導内容</th> <th>指導要領</th> <th>留意事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交差点とその付近の状況把握</td> <td>見通しの悪い交差点に差し掛かったときは必ず徐行又は一時停止し、他の交通や標識等の有無を確認しながら注意深く通行する。</td> <td>○ 安全不確認や不十分な確認による危険性が認識できるよう指導する。</td> </tr> <tr> <td>交差点進入方法と安全確認</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・少しずつ前進しながら安全確認をし、交差道路の状況を確認する。 ・上体を前に倒しのぞき込む姿勢をとる等できるだけ視野を広く取り、交差道路の左右の安全を目視し確認する。 </td> <td>○ 動体視力や夜間視力の低下、水平視野の狭小化の状況を自覚させ、その危険性が理解できるよう指導する。</td> </tr> </tbody> </table>	指導内容	指導要領	留意事項	交差点とその付近の状況把握	見通しの悪い交差点に差し掛かったときは必ず徐行又は一時停止し、他の交通や標識等の有無を確認しながら注意深く通行する。	○ 安全不確認や不十分な確認による危険性が認識できるよう指導する。	交差点進入方法と安全確認	<ul style="list-style-type: none"> ・少しずつ前進しながら安全確認をし、交差道路の状況を確認する。 ・上体を前に倒しのぞき込む姿勢をとる等できるだけ視野を広く取り、交差道路の左右の安全を目視し確認する。 	○ 動体視力や夜間視力の低下、水平視野の狭小化の状況を自覚させ、その危険性が理解できるよう指導する。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>指導内容</th> <th>指導要領</th> <th>留意事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>段差乗り上げ後停止</td> <td>段差に乗り上げる時は、アクセルを踏み込みすぎないように注意し、乗り上げたら直ちにブレーキを踏み停止する。</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 微妙なアクセル操作と、アクセルからブレーキへのスムーズな踏み替えが難しいことが理解できるよう指導する。 ○ アクセルとブレーキ操作の反応速度を確認する。 </td> </tr> <tr> <td>車両感覚走行(S字、クランク等の狭路走行)</td> <td>速度調節を行いながら、道路形態に合わせた走行進路に車を誘導する。</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 速度調整を行いながらハンドル操作を行うことの難しさが理解できるよう指導する。 ○ 交通状況に応じたハンドル操作の正確性を確認する。 </td> </tr> <tr> <td>パイロンスラローム</td> <td>パイロンに接触せずに、なるべく速い速度で走行する。</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ ハンドル操作とペダル操作との調和の難しさが理解できるよう指導する。 ○ 交通状況に応じたハンドル操作の正確性を確認する。 </td> </tr> </tbody> </table>	指導内容	指導要領	留意事項	段差乗り上げ後停止	段差に乗り上げる時は、アクセルを踏み込みすぎないように注意し、乗り上げたら直ちにブレーキを踏み停止する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 微妙なアクセル操作と、アクセルからブレーキへのスムーズな踏み替えが難しいことが理解できるよう指導する。 ○ アクセルとブレーキ操作の反応速度を確認する。 	車両感覚走行(S字、クランク等の狭路走行)	速度調節を行いながら、道路形態に合わせた走行進路に車を誘導する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 速度調整を行いながらハンドル操作を行うことの難しさが理解できるよう指導する。 ○ 交通状況に応じたハンドル操作の正確性を確認する。 	パイロンスラローム	パイロンに接触せずに、なるべく速い速度で走行する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ ハンドル操作とペダル操作との調和の難しさが理解できるよう指導する。 ○ 交通状況に応じたハンドル操作の正確性を確認する。 		
指導内容	指導要領	留意事項																								
交差点とその付近の状況把握	見通しの悪い交差点に差し掛かったときは必ず徐行又は一時停止し、他の交通や標識等の有無を確認しながら注意深く通行する。	○ 安全不確認や不十分な確認による危険性が認識できるよう指導する。																								
交差点進入方法と安全確認	<ul style="list-style-type: none"> ・少しずつ前進しながら安全確認をし、交差道路の状況を確認する。 ・上体を前に倒しのぞき込む姿勢をとる等できるだけ視野を広く取り、交差道路の左右の安全を目視し確認する。 	○ 動体視力や夜間視力の低下、水平視野の狭小化の状況を自覚させ、その危険性が理解できるよう指導する。																								
指導内容	指導要領	留意事項																								
段差乗り上げ後停止	段差に乗り上げる時は、アクセルを踏み込みすぎないように注意し、乗り上げたら直ちにブレーキを踏み停止する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 微妙なアクセル操作と、アクセルからブレーキへのスムーズな踏み替えが難しいことが理解できるよう指導する。 ○ アクセルとブレーキ操作の反応速度を確認する。 																								
車両感覚走行(S字、クランク等の狭路走行)	速度調節を行いながら、道路形態に合わせた走行進路に車を誘導する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 速度調整を行いながらハンドル操作を行うことの難しさが理解できるよう指導する。 ○ 交通状況に応じたハンドル操作の正確性を確認する。 																								
パイロンスラローム	パイロンに接触せずに、なるべく速い速度で走行する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ ハンドル操作とペダル操作との調和の難しさが理解できるよう指導する。 ○ 交通状況に応じたハンドル操作の正確性を確認する。 																								
選択課題 (四輪)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>指導内容</th> <th>指導要領</th> <th>留意事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適正な速度と進路によるコーナリング</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・カーブの手前で適正速度に減速する。 ・カーブでふらついたりしないように注意しながら、カーブ後半では徐々に加速する。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ カーブでの進路保持と速度調整の重要性が理解できるよう指導する。 ○ 交通状況に応じた車体のバンク操作の正確性を確認する。 </td> </tr> <tr> <td>パイロンスラローム</td> <td>パイロンに接触せずに、なるべく速い速度でスラローム走行する。</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ バンク操作、アクセル及びブレーキ操作の調和の難しさが理解できるよう指導する。 ○ 交通状況に応じた車体のバンク操作の正確性を確認する。 </td> </tr> <tr> <td>急制動</td> <td>・目標地点から制動を開始し、なるべく短い距離で停止す</td> <td>○ 目標地点からのブレーキ操作の難しさと停止距離の長さが理解で</td> </tr> </tbody> </table>	指導内容	指導要領	留意事項	適正な速度と進路によるコーナリング	<ul style="list-style-type: none"> ・カーブの手前で適正速度に減速する。 ・カーブでふらついたりしないように注意しながら、カーブ後半では徐々に加速する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ カーブでの進路保持と速度調整の重要性が理解できるよう指導する。 ○ 交通状況に応じた車体のバンク操作の正確性を確認する。 	パイロンスラローム	パイロンに接触せずに、なるべく速い速度でスラローム走行する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ バンク操作、アクセル及びブレーキ操作の調和の難しさが理解できるよう指導する。 ○ 交通状況に応じた車体のバンク操作の正確性を確認する。 	急制動	・目標地点から制動を開始し、なるべく短い距離で停止す	○ 目標地点からのブレーキ操作の難しさと停止距離の長さが理解で	<table border="1"> <thead> <tr> <th>指導内容</th> <th>指導要領</th> <th>留意事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適正な速度と進路によるコーナリング</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・カーブの手前で適正速度に減速する。 ・カーブでふらついたりしないように注意しながら、カーブ後半では徐々に加速する。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ カーブでの進路保持と速度調整の重要性が理解できるよう指導する。 ○ 交通状況に応じた車体のバンク操作の正確性を確認する。 </td> </tr> <tr> <td>パイロンスラローム</td> <td>パイロンに接触せずに、なるべく速い速度でスラローム走行する。</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ バンク操作、アクセル及びブレーキ操作の調和の難しさが理解できるよう指導する。 ○ 交通状況に応じた車体のバンク操作の正確性を確認する。 </td> </tr> <tr> <td>急制動</td> <td>・目標地点から制動を開始し、なるべく短い距離で停止す</td> <td>○ 目標地点からのブレーキ操作の難しさと停止距離の長さが理解で</td> </tr> </tbody> </table>	指導内容	指導要領	留意事項	適正な速度と進路によるコーナリング	<ul style="list-style-type: none"> ・カーブの手前で適正速度に減速する。 ・カーブでふらついたりしないように注意しながら、カーブ後半では徐々に加速する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ カーブでの進路保持と速度調整の重要性が理解できるよう指導する。 ○ 交通状況に応じた車体のバンク操作の正確性を確認する。 	パイロンスラローム	パイロンに接触せずに、なるべく速い速度でスラローム走行する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ バンク操作、アクセル及びブレーキ操作の調和の難しさが理解できるよう指導する。 ○ 交通状況に応じた車体のバンク操作の正確性を確認する。 	急制動	・目標地点から制動を開始し、なるべく短い距離で停止す	○ 目標地点からのブレーキ操作の難しさと停止距離の長さが理解で
指導内容	指導要領	留意事項																								
適正な速度と進路によるコーナリング	<ul style="list-style-type: none"> ・カーブの手前で適正速度に減速する。 ・カーブでふらついたりしないように注意しながら、カーブ後半では徐々に加速する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ カーブでの進路保持と速度調整の重要性が理解できるよう指導する。 ○ 交通状況に応じた車体のバンク操作の正確性を確認する。 																								
パイロンスラローム	パイロンに接触せずに、なるべく速い速度でスラローム走行する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ バンク操作、アクセル及びブレーキ操作の調和の難しさが理解できるよう指導する。 ○ 交通状況に応じた車体のバンク操作の正確性を確認する。 																								
急制動	・目標地点から制動を開始し、なるべく短い距離で停止す	○ 目標地点からのブレーキ操作の難しさと停止距離の長さが理解で																								
指導内容	指導要領	留意事項																								
適正な速度と進路によるコーナリング	<ul style="list-style-type: none"> ・カーブの手前で適正速度に減速する。 ・カーブでふらついたりしないように注意しながら、カーブ後半では徐々に加速する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ カーブでの進路保持と速度調整の重要性が理解できるよう指導する。 ○ 交通状況に応じた車体のバンク操作の正確性を確認する。 																								
パイロンスラローム	パイロンに接触せずに、なるべく速い速度でスラローム走行する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ バンク操作、アクセル及びブレーキ操作の調和の難しさが理解できるよう指導する。 ○ 交通状況に応じた車体のバンク操作の正確性を確認する。 																								
急制動	・目標地点から制動を開始し、なるべく短い距離で停止す	○ 目標地点からのブレーキ操作の難しさと停止距離の長さが理解で																								
選択課題 (二輪)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>指導内容</th> <th>指導要領</th> <th>留意事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適正な速度と進路によるコーナリング</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・カーブの手前で適正速度に減速する。 ・カーブでふらついたりしないように注意しながら、カーブ後半では徐々に加速する。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ カーブでの進路保持と速度調整の重要性が理解できるよう指導する。 ○ 交通状況に応じた車体のバンク操作の正確性を確認する。 </td> </tr> <tr> <td>パイロンスラローム</td> <td>パイロンに接触せずに、なるべく速い速度でスラローム走行する。</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ バンク操作、アクセル及びブレーキ操作の調和の難しさが理解できるよう指導する。 ○ 交通状況に応じた車体のバンク操作の正確性を確認する。 </td> </tr> <tr> <td>急制動</td> <td>・目標地点から制動を開始し、なるべく短い距離で停止す</td> <td>○ 目標地点からのブレーキ操作の難しさと停止距離の長さが理解で</td> </tr> </tbody> </table>	指導内容	指導要領	留意事項	適正な速度と進路によるコーナリング	<ul style="list-style-type: none"> ・カーブの手前で適正速度に減速する。 ・カーブでふらついたりしないように注意しながら、カーブ後半では徐々に加速する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ カーブでの進路保持と速度調整の重要性が理解できるよう指導する。 ○ 交通状況に応じた車体のバンク操作の正確性を確認する。 	パイロンスラローム	パイロンに接触せずに、なるべく速い速度でスラローム走行する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ バンク操作、アクセル及びブレーキ操作の調和の難しさが理解できるよう指導する。 ○ 交通状況に応じた車体のバンク操作の正確性を確認する。 	急制動	・目標地点から制動を開始し、なるべく短い距離で停止す	○ 目標地点からのブレーキ操作の難しさと停止距離の長さが理解で	<table border="1"> <thead> <tr> <th>指導内容</th> <th>指導要領</th> <th>留意事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適正な速度と進路によるコーナリング</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・カーブの手前で適正速度に減速する。 ・カーブでふらついたりしないように注意しながら、カーブ後半では徐々に加速する。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ カーブでの進路保持と速度調整の重要性が理解できるよう指導する。 ○ 交通状況に応じた車体のバンク操作の正確性を確認する。 </td> </tr> <tr> <td>パイロンスラローム</td> <td>パイロンに接触せずに、なるべく速い速度でスラローム走行する。</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ バンク操作、アクセル及びブレーキ操作の調和の難しさが理解できるよう指導する。 ○ 交通状況に応じた車体のバンク操作の正確性を確認する。 </td> </tr> <tr> <td>急制動</td> <td>・目標地点から制動を開始し、なるべく短い距離で停止す</td> <td>○ 目標地点からのブレーキ操作の難しさと停止距離の長さが理解で</td> </tr> </tbody> </table>	指導内容	指導要領	留意事項	適正な速度と進路によるコーナリング	<ul style="list-style-type: none"> ・カーブの手前で適正速度に減速する。 ・カーブでふらついたりしないように注意しながら、カーブ後半では徐々に加速する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ カーブでの進路保持と速度調整の重要性が理解できるよう指導する。 ○ 交通状況に応じた車体のバンク操作の正確性を確認する。 	パイロンスラローム	パイロンに接触せずに、なるべく速い速度でスラローム走行する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ バンク操作、アクセル及びブレーキ操作の調和の難しさが理解できるよう指導する。 ○ 交通状況に応じた車体のバンク操作の正確性を確認する。 	急制動	・目標地点から制動を開始し、なるべく短い距離で停止す	○ 目標地点からのブレーキ操作の難しさと停止距離の長さが理解で
指導内容	指導要領	留意事項																								
適正な速度と進路によるコーナリング	<ul style="list-style-type: none"> ・カーブの手前で適正速度に減速する。 ・カーブでふらついたりしないように注意しながら、カーブ後半では徐々に加速する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ カーブでの進路保持と速度調整の重要性が理解できるよう指導する。 ○ 交通状況に応じた車体のバンク操作の正確性を確認する。 																								
パイロンスラローム	パイロンに接触せずに、なるべく速い速度でスラローム走行する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ バンク操作、アクセル及びブレーキ操作の調和の難しさが理解できるよう指導する。 ○ 交通状況に応じた車体のバンク操作の正確性を確認する。 																								
急制動	・目標地点から制動を開始し、なるべく短い距離で停止す	○ 目標地点からのブレーキ操作の難しさと停止距離の長さが理解で																								
指導内容	指導要領	留意事項																								
適正な速度と進路によるコーナリング	<ul style="list-style-type: none"> ・カーブの手前で適正速度に減速する。 ・カーブでふらついたりしないように注意しながら、カーブ後半では徐々に加速する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ カーブでの進路保持と速度調整の重要性が理解できるよう指導する。 ○ 交通状況に応じた車体のバンク操作の正確性を確認する。 																								
パイロンスラローム	パイロンに接触せずに、なるべく速い速度でスラローム走行する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ バンク操作、アクセル及びブレーキ操作の調和の難しさが理解できるよう指導する。 ○ 交通状況に応じた車体のバンク操作の正確性を確認する。 																								
急制動	・目標地点から制動を開始し、なるべく短い距離で停止す	○ 目標地点からのブレーキ操作の難しさと停止距離の長さが理解で																								

		<ul style="list-style-type: none"> ・受講者の能力や車種に応じ速度を指示する。 ・タイヤロックしないように注意する。 ・制動距離にこだわらず、安全に停止する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ブレーキ操作の反応速度を確認する。
(4) 記憶力・判断力に関する課題			
信号機のある交差点	指導内容	指導要領	留意事項
	信号機接近時及び信号確認時の注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・信号機に近づいたら速度を落とし、信号をよく確認することを習慣にする。 ・信号の見落としや信号を見ていても見誤りにより信号無視をしてしまうことがあるので、いつでも信号機の実在を意識しながら運転する。 ・黄信号では急ブレーキを踏まなければ停止線手前で停止できないときを除き、必ず停止する。 ・時差式信号やセパレート信号等の複雑な信号現示の仕組みや通行方法を理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「信号青」等と声を出して信号機を確認させる等して、意識的に信号を確認することの重要性が理解できるよう指導する。 ○ 信号機が連続する場所では前方の状況も確認し運転することの必要性が理解できるよう指導する。 ○ 一点に意識が集中すると、動体視力や夜間視力の低下、水平視野の狭小化等により、信号機やその他の危険を見逃すことがあることが理解できるよう指導する。 ○ 信号に対するアクセル・ブレーキ操作の反応の正確性・速度・むらを確認する。
	指導内容	指導要領	留意事項
	交差点とその付近の状況の把握	<p>狭い道路の交差点や見通しの悪い交差点に差し掛かったときは必ず徐行または一時停止し、一時停止標識の有無や他の交通の状況を確認しながら注意深く通行する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一点に意識が集中すると、動体視力や夜間視力の低下、水平視野の狭小化等により、標識等やその他の危険を見逃すことがあることが理解できるよう指導する。
一時停止標識のある交差点	指導内容	指導要領	留意事項
	停止位置の確認と確実な停止	<ul style="list-style-type: none"> ・一時停止標識のある場所では確実に停止する。 ・「一時停止」と「安全確認」とは一对の運転行動であり、安全確認をしながら停止するのではなく、自車を完全に停止させてから安全確認を行い、交差交通の通行を妨害しないようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一時停止場所では自車のタイヤの回転を完全に止めることを意識して停止するなど、確実に停止することが理解できるよう指導する。 ○ 交通標識に対するアクセル・ブレーキ操作の反応の正確性・速度・むらを確認する。
	交差道路の状況確認	<p>停止線手前で停止した場合、障害物等により交差交通の安全確認ができない場所では、停止線手前で確実に停止した後、交差交通の状況が確認できる位置まで進行し再度停止して安全確認を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交差点では全ての進行方向からの交通をよく確認して通行するよう指導する。
進路変更	指導内容	指導要領	留意事項
	合図の時期	<p>進路変更時（右左折時）は早めに合図を出し、自車の行動を周囲に知らせる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 合図の重要性を理解させ、出し忘れのないよう指導する。
	後方及び側方の安全確認	<p>安全確認の時期、方向、方法について正しく理解する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ ミラーの死角を体験し、ミラーと目視を合わせて安全確認することを習慣にするよう指導する。

	進路変更の方法	緩やかに進路を変更する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 進路変更の安全なタイミングを繰り返して体験し習得するよう指導する。 ○ 後方・側方・車体の向きや障害物との距離など、複数の情報に対する注意配分とハンドル操作を伴う複数作業の正確性・速度・むらを確認する。
カーブ走行	指導内容	指導要領	留意事項
	カーブ手前での減速	カーブ先の状況に対応できるよう、カーブの手前では必ず安全な速度に減速する。	○ 見通しの悪いカーブでは、特に減速して安全を確認するよう指導する。
	線形に応じた速度	速度が速いと遠心力により外に膨らみ、危険であることを理解する。	○ 蛇行やふらつき運転に対してはタイミングよく指導する。
	正しい運転姿勢の保持	カーブでは運転姿勢が乱れやすいので、常に正しい運転姿勢を保つ。	○ 交通状況に応じたハンドル操作の正確性を確認する。

運転頻度等問診票

実施機関名 ()

受講者名		生年月日	年 月 日生	指導員名	
------	--	------	--------	------	--

各質問に対して、該当するにチェックして下さい。(例：)

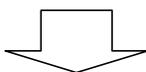
1 あなたがお持ちの免許はどれですか

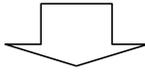
大型 中型 準中型 普通 大特 大二輪 普二輪 原付

2 あなたは平素どのくらい自動車・バイクを運転しますか

 毎日運転している。目的【 仕事 通勤 買い物 通院 家族の送迎その他 】 ときどき (月 週 回くらい) 運転している。目的【 仕事 通勤 買い物 通院 家族の送迎その他 】(※注 には概ねの回数を記入して下さい。) 全く運転しない。理由【 家族の運転 鉄道、バス、タクシー利用 自転車 徒歩その他 】

裏面の質問にもお答え下さい。





3 あなたが平素運転している車はどのような車ですか

- 大型・中型のバス・トラック 準中型トラック 普通乗用車 軽四自動車
- 大型・中型バイク カブ・スクーター 小型の耕耘機・トラクター
- なし

4 実車指導で使う車で、ご希望の車種はどれですか

- マニュアル自動車 オートマチック自動車 原動機付自転車

5 自動車の運転について、どうお考えですか

- (1) 運転は (好き 嫌い)
- (2) 運転に自信が (ある ない)

6 最近（1年以内）、運転中の事故やヒヤリ体験がありましたか

- 交通事故を起こした ヒヤリ体験がある ない

7 あなたが車を運転できない時、替わりの移動手段はありますか

- 家族の運転 (妻 子 その他) 友人 列車・バス
- その他 ()

8 あなたは、次の場合又は次の場所を運転することがありますか

- 体調がすぐれないとき 夜間 悪天候時 不慣れな道路 狭い道
- 混雑した道路 (駅前等) 高速道路 長時間・長距離 渋滞時

受講者名		生年月日	年 月 日生	指導員名	
------	--	------	--------	------	--

課題	項目	第3分類・ 75歳未満	備考	
運動機能に関する課題	方向変換	<input type="checkbox"/>		
	見通しの悪い交差点	<input type="checkbox"/>		
	2 課題 選択	段差乗り上げ／ コーナーリング	<input type="checkbox"/>	
		車両感覚走行／ 制動	<input type="checkbox"/>	
		パイロンスラローム	<input type="checkbox"/>	
	特記事項			
信号機のある交差点	信号機手前での減速	<input type="checkbox"/>		
	信号の確認	<input type="checkbox"/>		
	信号に従った運転	<input type="checkbox"/>		
	特記事項			
一時停止標識のある交差点	交差点手前での徐行	<input type="checkbox"/>		
	一時停止標識の確認	<input type="checkbox"/>		
	確実な停止	<input type="checkbox"/>		
	停止位置	<input type="checkbox"/>		
	交差道路の安全確認	<input type="checkbox"/>		
	二段階停止	<input type="checkbox"/>		
	特記事項			
進路変更	合図の有無	<input type="checkbox"/>		
	合図の時期	<input type="checkbox"/>		
	安全確認	<input type="checkbox"/>		
	緩やかな進路変更	<input type="checkbox"/>		
	特記事項			

課題	項目		備考	
カーブ走行	カーブ手前での減速	<input type="checkbox"/>		
	曲り具合に応じた速度	<input type="checkbox"/>		
	ふらつきのない運転	<input type="checkbox"/>		
	正しい運転姿勢	<input type="checkbox"/>		
	特記事項			
単純反応、選択反応	ペダルの操作	反応の遅れ		
		反応のむら		
注意配分・複数作業	安全確認	一点集中		
	複数作業	複数動作		
ハンドル操作	大回り			
	内回り（巻き込み）			
	不正確・むら			
講評				

注1 できた項目にチェック（✓）を入れる。

注2 網掛け部分は、特に重要な指導項目を示す。

注3 実施できなかった（しなかった）課題については、斜線を引き抹消すること。

受講者名		生年月日	年 月 日生	指導員名	
------	--	------	--------	------	--

課題	項目	第1分類・第2分類			備考	
		1	2	3		
運動機能に関する課題	方向変換	1	2	3		
	見通しの悪い交差点	1	2	3		
	第2分類は1課題選択	段差乗り上げ／コーナーリング	1	2	3	
		車両感覚走行／制動	1	2	3	
		パイロンスラローム	1	2	3	
	特記事項					
信号機のある交差点	信号機手前での減速	1	2	3		
	信号の確認	1	2	3		
	信号に従った運転	1	2	3		
		特記事項				
一時停止標識のある交差点	交差点手前での徐行	1	2	3		
	一時停止標識の確認	1	2	3		
	確実な停止	1	2	3		
	停止位置	1	2	3		
	交差道路の安全確認	1	2	3		
	二段階停止	1	2	3		
		特記事項				
進路変更	合図の有無	1	2	3		
	合図の期	1	2	3		
	安全確認	1	2	3		
	緩やかな進路変更	1	2	3		
		特記事項				

【裏面】

課題	項目				備考
カーブ走行	カーブ手前での減速	1	2	3	
	曲り具合に応じた速度	1	2	3	
	ふらつきのない運転	1	2	3	
	正しい運転姿勢	1	2	3	
	特記記事				
単純反応、選択反応	ペダルの操作	反応の遅れ			
		反応のむら			
注意配分・複数作業	安全確認	一点集中			
	複数作業	複数動作			
ハンドル操作	大回り				
	内回り（巻き込み）				
	不正確・むら				
講	評				

注1 できた項目にチェック（✓）を入れる。数字は、繰り返し実施した回数を示し、実施している回数のところをチェックを入れる。

注2 網掛け部分は、特に重要な指導項目を示す。

注3 実施できなかった（しなかった）課題については、斜線を引き抹消すること。

別表 5

特定任意高齢者講習（シニア運転者講習）のコース設定の基準と診断の着眼点

課 題 別	課 題 の 内 容	診 断 の 着 眼 点
1 基本課題 (四輪、二輪車共通課題) ・実施場所 コース、道路又は コース及び道路 ・所要時間 10分程度 ・走行距離 概ね1km	(1) 運転姿勢 (2) 交差点の通過 ア 直進方法 イ 右・左折方法 ウ 信号機のある交差点 エ 信号機のない交差点 オ 見通しの悪い交差点 カ 一時停止標識のある交差点 (3) カーブ走行 (4) 進路変更 (5) 駐車車両等の側方通過	正しい運転姿勢 直進、右・左折のための適切な走行位置の維持と速度調整による交差点への接近 安全確認と合図 停止線での確実な停止と安全確認 適切な走行位置の維持と速度調整 交通状況に応じた進路変更 駐車車両との間隔と速度調整

(注) 所要時間、走行距離は、受講者1人当たりの基準を示す。

(四輪車用)

課 題 別	課 題 の 内 容	診 断 の 着 眼 点
2 特別課題 ・実施場所 コース又は所要の 施設等 ・所要時間 10分程度 ・課題数 (1)～(6)の中から、 受講者の日常の 運転頻度等を勘案し て2課題程度実施す る。	(1) 段差乗り上げ (2) 車両感覚走行 (3) パイロンスラローム (4) 急ブレーキ体験 (5) 運転シミュレーターの操作 による危険予測と事故体験 (6) 死角の確認	アクセル及びブレーキ操作 狭路走行時の速度調整と適切な誘導 ハンドル操作と速度調整 ブレーキ操作と制動距離 危険予測と事故体験 運転席からの死角 ミラーと目視による安全確認

(注) 所要時間、走行距離は、受講者1人当たりの基準を示す。

(二輪車用)

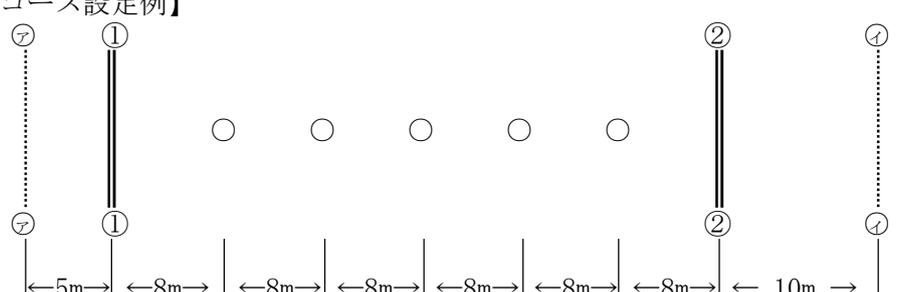
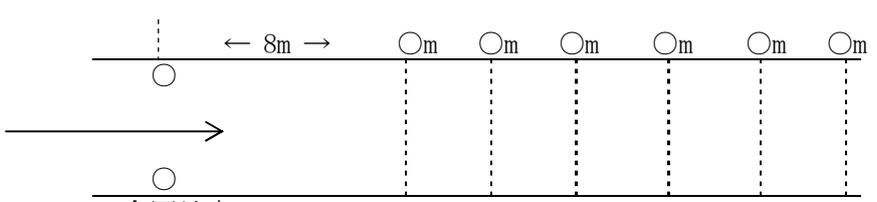
課 題 別	課 題 の 内 容	診 断 の 着 眼 点
2 特別課題 ・実施場所 コース又は所要の 施設等 ・所要時間 10分程度 ・課題数 (1)～(6)の中から、 受講者の日常の 運転頻度等を勘案し て2課題程度実施す る。	(1) コーナリング (2) パイロンスラローム (3) 8の字旋回 (4) 目標制動 (5) 運転シミュレーターの操作 による危険予測と事故体験 (6) 死角の確認	カーブでの進路保持と速度調整 ハンドル操作と速度調整 速度調整とバランス ブレーキ操作と制動距離 危険予測と事故体験 運転席からの死角 ミラーと目視による安全確認

(注) 1 所要時間、走行距離は、受講者1人当たりの基準を示す。

2 「(5) 運転シミュレーターの操作による危険予測と事故体験」を実施する場合、原付免許の保有者に対しては原付シミュレーターで対応することになる。

別表 6

チャレンジ講習実車走行実施基準

課題種別	課 題 内 容 等	回 数	
一般課題	周回コース及び幹線コースの走行	周回カーブ 指定場所における一時停止	2回以上 1回以上
	交差点の走行	右折	1回以上
		左折	1回以上
		信号通過	1回以上
	横断歩道の通過		1回以上
	曲線コースの通過		1回(中)
	屈折コースの通過		1回(中)
	方向変換		1回(中)
特別課題	<p>【コース設定例】</p>  <p>凡 例 ⑦～停止地点 ①～測定開始地点 ②～測定終了地点 ④～停止地点</p>	2回	
	<p>【実施要領】</p> <p>(1) 停止地点⑦で一旦停止をした後にスタートして、測定開始地点①から測定終了地点②までの5本の障害物(パイロン)の間を、順にS字状に通過し、停止地点④に停止する。</p> <p>(2) 最初の障害物の進入方向は、自由選択とする。</p> <p>(3) 自動車の前部が測定開始地点を通過してから測定終了地点を通過するまでの走行時間を測定する。</p>		
参考課題	<p>【コース設定例】</p>  <p>合図地点</p> <p>* 路面又は道路左側縁石等に合図開始地点から停止地点までの距離を示す数値を1メートル間隔で表示する。</p>	2回	
	<p>【実施要領】</p> <p>(1) 時速40kmで走行中、合図地点において指導員の合図で急ブレーキをかけ停止させる。</p> <p>(2) 速度については、指導員が適宜読み上げる。</p>		
総走行距離(参考課題を除く)		1,200m	

別表7

チャレンジ講習実車走行減点適用基準

減点細目		適用事項		減点数
安全不確認	発進	出発点を含み、路端に停止後、発進をする際に必要な確認をしない場合		10点
	後退	後退する直前に、後退する方向及び場所の安全を確認しない場合		
	周囲	後退中に、車両の側方や、後退する方向の安全を確認しない場合		
	巻き込み	左折する直前に、車両の左側方の安全を確認しない場合		
	変更	進路を変えようとする側の側方と、後方の安全を確認しない場合		
	交差点	交差点内の通行に関する歩行者や車両に対する安全を確認しない場合		
	後方	走行中に、バックミラーによる後方の確認を全くしない場合		
	脇見	走行中に脇見をし、進行方向の安全を確認しない場合		
	降車	降車時、ドアを開けようとする直前に、後方の確認をしない場合		
危険行為	制動	補助ブレーキ	走行中危険を回避するため、指導員がブレーキを操作した場合	30点
		操向	通過不能	
	補助ハンドル		走行中危険を回避するため、指導員がハンドルを操作した場合	
	車体感覚	脱輪 大	縁石に車輪を乗り上げ又はコースから車輪が逸脱した地点から1.5m以上進行した場合	
		接触 大	コースに設置した障害物に接触（障害物がない場合を除く）、又は歩行者、車両等や建造物等に接触するおそれがある場合	
		安全間隔	歩行者又は軽車両の側方を通過する場合に、十分な間隔を保たない場合又は間隔が保てない場合に、徐行しようとしめない場合	
	通行区分	右側通行	道路の中央部分から右にはみ出して通行した場合（法令の除外規定に該当する場合を除く）	
	直進 右左折	信号無視	赤、黄色信号が表示された場合に、法令に定められた停止位置で停止しない場合又は車体の一部が越えて停止した場合	
		通行妨害	車両等の進行を妨害した場合	
		一時不停止	道路標識等による一時停止の指定場所で、停止線を越えて停止又は手前で停止しない場合	
歩行者保護	横断歩道	横断歩道の手前おおむね5mに到達することになり、かつ歩行者が横断歩道に立ち入ることが予測される場合に、横断歩道の手前で停止しない場合		
パイロスラローム		走行時間測定区間における走行時間が基準時間（路面乾燥時14秒、路面湿潤時15秒）を超過した場合（走行は2回行い、成績の良い方を採用する。） 通過時間は、小数点以下を切り上げるものとする。		1秒超過毎に3点
		設置したパイロンに接触した場合（障害物が動かない場合を除く。）		30点

別表 8

高齢者講習における個人指導要領			
1 個人指導にあたっての留意事項	(1) 心構え	<p>ア 録画装置により録画した運転状況の映像を基に、具体的な受講者の運転の危険性を説明する。</p> <p>イ 高齢運転者の特性を理解し、積極的に安全指導を受けようとする姿勢を引き出す。</p>	
	(2) プライバシーの保護	<p>個人指導の内容は、受講者の認知機能や運動機能などプライバシーに関わる部分が多いことから、個室を使用するなど、プライバシーの保護に適した環境の整備に配慮する。</p>	
	(3) 認知機能検査結果に係る留意事項	<p>ア 認知機能検査は、受講者の認知機能の状況を確認する簡易な検査であり、認知症の診断はあくまでも医師により行われるべきものであることに留意する。</p> <p>イ 指導に当たっては認知症の診断が行われていると誤解を招かないよう留意する。</p>	
	(4) 録画・再生に係る使用機器への習熟	<p>受講者の運転を録画した映像を活用した指導の効果を高めるため、指導員自身が使用機器への習熟に努める。</p>	
	(5) 高齢者支援制度等に係る知識の習得	<p>ア 運転することが危険と認められる場合には、高齢者支援制度の教示等、運転を回避できるような指導も行う。</p> <p>イ 平素から地域における高齢者支援制度に関する知識の習得に努める。</p>	
2 個人指導の方法	(1) 総合的な指導	<p>ア 認知機能検査の結果、双方向型講義の受講状況、運転適性検査の結果、平素の運転状況（運転頻度問診票等）、実車指導（運転行動診断票）を踏まえて総合的な安全指導を行う。</p> <p>イ 個人指導に併行する映像教養を除き、講習の最後に実施する。</p>	
	(2) 実車指導映像等を活用したリマインド指導	<p>ア 実車指導において指導した事項について、「運転行動診断票」や録画した映像を活用しながら、実車指導との相乗効果が上がるように指導する。</p> <p>イ 個人指導で映像を確認させた際、具体的な事事故例を交えながら、受講者の理解度に応じた分かりやすい指導を行う。</p> <p>ウ 受講者に理解させるのが難しいと感じたときは、最も危険と認めた運転行動に重点を置く。</p> <p>エ 実車指導を行わない場合は、認知機能検査の結果、双方向型講義の受講状況、運転適性検査の結果、平素の運転状況（運転頻度問診票等）などに基づき、具体的な安全指導に努める。</p>	
	(3) 受講者個々の能力に応じた指導	<p>ア 受講者の認知機能の低下の状況を考慮し、個々に応じた個人指導を行う。</p> <p>イ 指導内容の理解が難しい受講者には、自尊心を傷付けないよう配慮して指導する。</p> <p>ウ 指摘すべき事項が多岐にわたる場合は、安全上優先順位の高いものを指導する。</p>	
3 具体的指導内容	(1) 実車指導項目のうち基本課題に係る指導		
	指導内容	受講者の運転状況等	指導フレーズ例
	高齢運転者標識の表示（四輪のみ）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢運転者標識を表示していない ○ 高齢運転者標識がわからない 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者マークを表示するようにしましょう。 ・高齢者マークをつけることによって、周囲の車が注意してくれます。 ・昼間を含めて、いつもライトを点けることによって周囲の車が注意してくれます。

無理な運転の回避	<ul style="list-style-type: none"> ○ 体調がすぐれないときでも運転する ○ 夜間。悪天候時でも運転する ○ 不慣れな道路、狭隘な道路、混雑する道路、高速道路を運転する ○ 長距離・長時間運転、渋滞時に運転する 	<ul style="list-style-type: none"> ・体調が悪いときなどは、運転を控えていただくのが賢明です。どうしても運転する必要がある場合は、一人でも運転は控え、家族の方に助手席に乗っていただきましょう。 ・不慣れな道などには、できるだけ行かないようにしましょう。 ・長距離・長時間の運転や渋滞しそうな時間帯・場所での運転は、できるだけ避けるようにしましょう。
シートベルトの装着（四輪のみ）	<ul style="list-style-type: none"> ○ シートベルトを装着しない ○ 誤った装着をしている 	<ul style="list-style-type: none"> ・シートベルトの装着を忘れていました。車に乗るときは、必ずシートベルトを締めましょう。 ・シートベルトの装着が誤っていました。正しく装着しなければ、衝撃から身を守ることができません。 ※ 実際の受講者の装着状況に合わせた指導を行う。 ・後部座席の方も必ずシートベルトを装着させましょう。
ヘルメットの正しい着用（二輪のみ）	<ul style="list-style-type: none"> ○ ヘルメットの顎紐を締めない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘルメットの顎紐を締めるのを忘れていました。ヘルメットの顎紐を締めなければ、かぶっていないのと同じです。事故を起こしたときにヘルメットが脱げないように、顎紐はしっかり締めましょう。 ・転倒した場合などの衝撃から身を守るために、プロテクターを装着するようにしましょう。
正しい運転姿勢	<ul style="list-style-type: none"> ○ シートの位置が悪い 	<ul style="list-style-type: none"> ・シートの位置や背もたれの角度が正しい位置に調節されていませんでした。シートの位置や背もたれの角度が正しくなければ安全確認や正確な運転操作ができません。正しい姿勢でスムーズに運転操作ができるようにしましょう。

(2) 実車指導項目のうち運動機能に関する課題に係る指導

	指導内容	受講者の運転状況等	指導フレーズ例
方向転換（四輪のみ）	<p>一つのことを気に奪われることなく、以下の項目を同時に行うことについて指導する。</p> <p>ア 速度調節（アクセル・ブレーキ操作）</p> <p>イ 後退する方向及び周囲の安全確認</p> <p>ウ 車両感覚</p> <p>エ ハンドル操作</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ バックする速度にハンドルやブレーキ操作が遅れる ○ 後方や周囲の安全確認をしない ○ 障害物に接触する ○ まっすぐに入れられない 	<ul style="list-style-type: none"> ・バックする速度の速さにハンドル操作やブレーキ操作が遅れていました。 ・バックするときに接触した側方の確認をしていませんでした。 ・駐車スペースの側方と並行になっていなかったり、前方と正対せず、車がまっすぐにスペースに入っていません。

			<ul style="list-style-type: none"> バックで方向転換するときなどには、アクセルやブレーキを操作した速度の調節、進む方向と車の周りの安全確認、ハンドル操作を同時にする必要がありますので、十分に速度を落として、車の進む方向や車と周りの障害物との距離を頻繁に確認しながら、進みたい方向に合わせてハンドルを操作して運転するようにしましょう。お年を召されると、同時にいろいろな操作をすることが難しくなるようですので、よく注意してください。
8 の 字 旋 回 (二輪のみ)	<p>指導内容</p> <p>一つのことに気を奪われることなく、以下の項目を同時に行うことについて指導する。</p> <p>ア 速度調節(アクセル・ブレーキ操作)</p> <p>イ ギアを選択</p> <p>ウ 車体のバンク操作</p>	<p>受講者の運転状況等</p> <p>○ 速度にむらがあり不規則な旋回をする</p> <p>○ ギアが合っていない</p> <p>○ 車体がふらつき8の字走行できない</p>	<p>指導フレーズ例</p> <p>回ることばかりに気を取られ、アクセルやブレーキ操作がうまくできていなかったようです。</p> <ul style="list-style-type: none"> アクセルやブレーキの操作で回ることばかりに気をとられ、ギアが合っておらず、うまく回ることができませんでした。今回であれば○速のギアで運転すれば、カーブの大きさにあっていたと思います。 うまくバイクを傾けることができず、ふらついていました。 お年を召されると、同時にいろいろな操作をすることが難しくなるようです。カーブの大きさや勾配に合った適切なギアを選び、アクセルやブレーキ操作で速度を調節し、車体を適度に傾けてバランスを取りながら、カーブや交差点をうまく回れるようにしましょう。
	見通しの悪い交差点における運転	<p>指導内容</p> <p>ア 徐行、標識・標示の有無の確認</p> <p>イ 安全確認の方法</p>	<p>受講者の運転状況等</p> <p>○ 交差点手前で徐行せず、又は、一時停止の標識・標示に従わず、交差点内に進入</p> <p>○ 安全確認の方法や位置が悪い</p>

	ウ 交差道路の左右の安全の目視確認	○ 身体の上体を前に倒しのぞき込む姿勢などをして、できるだけ視野を広く取り、差道路左右の安全確認を目視により確認していない。	・ 交差道路の左右をのぞき込むようにして、できるだけ視野を広くとりながら、目で安全確認をすることができていませんでした。この姿勢では、目で安全確認できる範囲が限られてしまい、十分ではありません。また、お年を召されると、見える視野の範囲も狭くなるようです。目だけを動かすのではなく、上体を前に倒し、左右をのぞき込むように安全確認をしましょう。
選択課題 (第2分類のみ・四輪)	指導内容	受講者の運転状況等	指導フレーズ例
	ア 段差乗り上げ ・ アクセル操作 ・ アクセルからブレーキへのペダルの踏みかえ ・ ペダルの素早い踏みかえ	○ 強くアクセルを踏みすぎる ○ ブレーキを踏み間違える ○ 乗り上げた後、すぐにブレーキを踏まない	・ 段差に乗り上げる時に、アクセルを強く踏みすぎていました。少しずつ力を入れるように、力加減に気を付けてアクセルを操作するようにしましょう。 ・ ブレーキを踏むときに間違えてアクセルを踏んでいました。思いがけず、大きなエンジン音がしたときなどは、アクセルペダルから足を離して、すぐにブレーキに踏みかえましょう。 ・ 段差に乗り上げた後にブレーキを踏むのが遅れていました。お年を召されると、目で見ても段差に乗り上げたとわかっていても、そのあとでブレーキを踏む反応速度が遅くなるようです。注意しましょう。
	イ 車両感覚走行(S字、クランク等の狭路走行) ・ 速度調節 ・ 道路形態に合わせたハンドル操作	○ 障害物に接触する ○ 脱輪する	・ 車の速度にハンドル操作が遅れて障害物に接触してしまいました。お年を召されると、交通状況に応じたアクセルやブレーキ操作による速度調節やハンドル操作をすることが遅くなるようです。速度とハンドル操作が合わないと、狭い道を運転できません。狭い道を運転するときなど難しい交通状況では、十分に速度を落とし運転するようにしましょう。
	ウ パイロンスラローム ・ アクセル、ブレーキ操作 ・ ハンドル操作	○ 障害物に接触する	・ 車の速度にハンドル操作が追いつかず、障害物に接触してしまいました。お年を召されると、交通状況に応じたアクセルやブレーキ操作による速度調節が遅くなるようです。速度とハンドル操作が合わないと、自分が思っているように運転することはできません。十分に速度を落とし、慎重に運転しましょう。
	指導内容	受講者の運転状況等	指導フレーズ例
	ア コーナリング ・ 速度調節	○ カーブ手前で必要な減速をせず、又は、ブレーキが遅く、ブレーキをかけながらカーブに入る、又はカーブに入ってからブレーキをかける	・ ブレーキをかけながらカーブに入ったり、カーブに入ってからブレーキをかけていました。カーブの形状に合わせてカーブの手前で十分に速度を落とすようにしましょう。

選択課題 (第2分類のみ・二輪)	<ul style="list-style-type: none"> 車体のバンク操作 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ふらつく 	<ul style="list-style-type: none"> 速度が遅くなりすぎてバイクがふらついてしまいました。カーブの形状に合わせてカーブに入る前に十分減速し、カーブの後半からは少しずつ加速するようにしましょう。
	イ パイロンスラローム <ul style="list-style-type: none"> 速度調節 車体のバンク操作 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ふらつく ○ 障害物に接触する 	<ul style="list-style-type: none"> バイクがふらついて障害物に接触してしまいました。バイクの傾きと速度が合っていなかったのが原因だと思われます。障害物の状況を見ながら、速度を調節し、速度に合わせて車体を傾ける必要があります。お年を召されると、このような操作を同時にすることが難しくなるようです。より慎重に運転しましょう。
	ウ 目標地点からの制動 <ul style="list-style-type: none"> 速度の調節 タイヤロックさせないブレーキ操作 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指示速度に達しない ○ タイヤがロックする ○ 空走距離が長い 	<ul style="list-style-type: none"> タイヤがロックしていました。ブレーキを操作する力加減がうまくできていないからです。 ブレーキの目標地点から実際にブレーキをかけるまでの距離(時間)が長いようです。お年を召されると、目で見てブレーキを踏むべき地点を通ったとわかって、その後のブレーキ操作が遅くなるようですので、速度を落としより慎重に運転しましょう。

(3) 実車指導項目のうち記憶力・判断力に関する課題に係る指導

信号機のある交差点	指導内容	受講者の運転状況等	指導フレーズ例
	ア 信号機に近づく時の速度調節	○ 信号機に気付かない	<ul style="list-style-type: none"> 信号機に気づきませんでした。交差点、横断歩道や踏切がある場所などにある信号機を必ず見落とさないように注意しましょう。信号機に近づくときは、信号機の灯火を確認するために、速度を落としましょう。
	イ 信号灯火の確認	○ 信号機の灯火を確認していない	<ul style="list-style-type: none"> 赤(黄)色の信号機の灯火に気づきませんでした。信号機に近づくときは、速度を落として、信号をしっかりと確認するようにしましょう。「今の信号は○色」などと声に出して確認するのもいい方法です。
	ウ 信号の順守	<ul style="list-style-type: none"> ○ 赤信号を無視して交差点に進入 ○ 黄色信号で停止しない 	<ul style="list-style-type: none"> 赤信号を守らずに交差点に入りました。 ずいぶん手前で黄色信号に変わったのに止まりませんでした。黄色信号は、急ブレーキにならないのであれば、止まらなければいけません。

			<ul style="list-style-type: none"> ・記憶力・判断力が低下すると、赤（黄）信号を見て確認していても、その信号の意味を判断できないうちに交差点に入ってしまうことがあるようです。また、ブレーキを踏む反応速度が遅くなっていることもあります。信号のある差点では、信号をしっかりと確認して、赤（黄）信号で安全に止まれるような速度で運転しましょう。 ・青信号でも交差を左折するときは、横断歩道、自分の車の左横や左後ろをミラーや目で確認してから曲がるようにしましょう。右折する時は、横断歩道、自分の車の右横や右後ろの確認、対向車の動き、対向車の横をすり抜けてくるバイクや自転車がないかを確認してから曲がるようにしましょう。
<p style="text-align: center;">一時停止標識のある交差点</p>	<p style="text-align: center;">指導内容</p>	<p style="text-align: center;">受講者の運転状況等</p>	<p style="text-align: center;">指導フレーズ例</p>
	<p>ア 見通しの悪い交差点等における徐行及び標識・標示の認識</p> <p>イ 停止線の直前における停止</p>	<p>○ 一時停止標識に気付かない</p> <p>○ 徐行するが停止しない</p> <p>○ 停止線を越えて停止する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一時停止の標識に気づきませんでした。お年を召されると、動体視力や夜間視力が低下し、水平視野も狭くなって、車の進行方向ばかり見ていると、一時停止標識を見逃してしまうことがあるようですので、周りの状況をしっかり見て運転するようにしましょう。 ・速度は落としていましたが、一時停止場所で停止しませんでした。 ・一時停止場所で、停止線を越えて停止していました。記憶力・判断力が低下すると、一時停止標識を見てからブレーキを踏むまでの判断が遅くなったり、踏む力が不足したりするようです。標識を見てから停止線の直前で止まれるように、交差点の手前で十分に速度を落としてください。 ・一時停止の場所では、必ず停止線の手前で止まりましょう。しっかり車が停止してから、左右の安全確認をしてください。 ・停止線の手前で左右の安全が確認できなければ、停止線の手前で止まった状況から、安全が確認できる位置まで少しずつ車を進ませて、改めて停止してから安全を確認してください。

	ウ 交差点左右の安全確認	○ 停止するが、片方ばかりに気を取られる	・一時停止場所でしっかり車を停止していますが、安全確認の時に右（左）側ばかりを確認していました。片方だけでなく左右両方とも確認するようにしましょう。また、お年を召されると視野が狭くなるようですので、しっかり首を振って左右の安全を確認するようにしましょう。
進路変更	指導内容	受講者の運転状況等	指導フレーズ例
	ア 進路変更(右左折)時の合図	○ 合図を出さない ○ 合図が遅れる ○ 直前又は進路変更しながら合図を出している	・進路変更や右左折するとき合図を出していませんでした。車の合図は、周りの車に自分の動きを知ってもらうために必要です。必ず合図を出しましょう。 ・進路変更をするときに合図を出すのが遅いようです。記憶力・判断力が低下すると、周囲の安全確認やこれからしようとするブレーキやハンドルの操作に気を取られて、あらかじめ合図を出すのが苦手になるようです。車の合図は、周りの車に自分の車の動きを知ってもらうために必要なもので、早目に合図を出しましょう。
	イ 後方及び側方の確認	○ 目視をしていない	・進路変更する前に確実に安全確認をしていなかったようです。「ミラーで確認した」と言っておられましたが、ミラーだけでは見えない場所（死角）がありますので、確認する方向へ顔を向けて直接目でも確認するようにしましょう。
	ウ 緩やかな進路変更	○ 急な進路変更	・車線変更が急だったようです。後ろに車がいたら、急ブレーキや急ハンドルをさせていたでしょう。記憶力・判断力が低下すると、車線変更をするということだけに注意が集中してしまう傾向があるようです。合図をしてから3秒間おいて、緩やかに進路変更をしましょう。
カーブ走行	指導内容	受講者の運転状況等	指導フレーズ例
	ア 速度調節	○ カーブ手前で必要な減速をせず、又はブレーキが遅く、ブレーキをかけたがカーブに入る、又はカーブに入ってからブレーキをかける	・ブレーキをかけながらカーブに入ったり、カーブに入ってからブレーキをかけていました。カーブの形状に合わせてカーブの手前で十分に速度を落とすようにしましょう。

	<p>イ カーブの形状に合わせたハンドル操作又は車体のバンク操作</p>	<p>○ カーブでふらついたり、内回りする</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・カーブでふらついていました。 ・カーブで内回りしていました。 ・速度とハンドル操作（車体のバンク操作）が合っていないことが原因だと思われます。カーブでは十分に速度を落とし、道路の形状に合わせて曲がるようにしましょう。
(4) その他運転適性検査の結果や平素の運転状況等に応じた指導			
	<p>指導内容</p>	<p>受講者の運転状況等</p>	<p>指導フレーズ例</p>
<p>水平視野の狭小や視野欠損の疑いがあると認められる者に対する指導</p>	<p>○ 安全確認をしたが走行してきた車を発見できない</p>		<p>交差点で左右を確認していたようですが、右側から走ってきた車が見えていなかったようです。視野検査の結果を見ても、右側が見えにくい状態になっているようです。運転するときは、右側が見えにくくなっていることを意識して、しっかり首を振って安全確認するようにしましょう。</p>
<p>平素の運転状況に対する指導</p>	<p>○ 夜間に運転する</p> <p>○ 毎日運転する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通量が多い場所を運転する ・ 山間の道路を運転する 		<ul style="list-style-type: none"> ・夜間に運転することがあるようですが、夜間視力の結果があまり良くないようです。夜間の運転は、できるだけ避けるようにしましょう。 ・毎日○○通りを運転しておられるということですが、○○通りは、駅も近いことから、朝夕は車や人が多く、事故も起きているようです。そういう時間帯は、自分が気を付けていても事故に巻き込まれてしまうことがあります。事故に遭わない、起こさないためにも、混雑する場所や時間帯を避けて運転するようにしましょう。 ・毎日、町道（山間の道路）を○○まで運転しているということですが、カーブも多く道も細いので、とても危険な場所だと思います。危険な場所では十分に速度を落として慎重に運転するようにしましょう。
<p>運転の自己評価に対する指導</p>	<p>○ 自信がある</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・今まで無事故・無違反で、運転に自信があるとのことですが、○○さんの認知機能検査の結果をみると、記憶力や判断力が低くなっているおそれがあります。記憶力や判断力が低くなっていることは、自覚しにくく、危険を察知できない場合も多いと言われていています。運転に自信を持つのも大切ですが、自信過剰にならないように安全で慎重な運転をするようにしましょう。

	<p>最近の事故体験等に対する指導</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自信がない ○ 交通事故やヒヤリ体験がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・車をぶつけることが多く、運転に自信がなくなってきたとのことですが、コミュニティバスなど、自分で車を運転する以外の移動手段も考えてみませんか。不安な気持ちで運転するのは危険ですので、自信がないのであれば、他の移動手段を利用したり、家族の方に運転してもらうようにしましょう。また、運転免許証の返納も考えてみてください。 ・最近交通事故を起こされた（ヒヤリ体験をされた）とのことですが、 <ul style="list-style-type: none"> ① 事故（ヒヤリ体験）が記憶力・判断力や運動機能の低下が原因ではないと思われる場合は、同様な事故を防ぐために、今後どのような運転をすべきかについて質問するなど、受講者の理解度に合わせた指導する。 ② 事故（ヒヤリ体験）が記憶力・判断力や運動機能の低下が原因と思われる、実車指導における運転状況においても危険性が高い場合には、運転を控えることも必要であることを指導する。
	<p>代替移動手段の教示</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 移動支援を知らない 	<ul style="list-style-type: none"> ・替わりの移動手段がないとのことですが、例えば、〇〇（リーフレット等を配布し、自治体の行っている移動支援サービスや公共交通機関を教示）は、ご存じありませんか。体調等も考えて、少しでも運転に不安を感じれば、無理せず公共の交通機関を利用したり、家族の方に運転してもらうようにしましょう。
	<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運転上の心配事がある ○ 交通ルールや制度がわからない 	<ul style="list-style-type: none"> * 記憶力・判断力や視覚機能が低下していると認められる場合は、専門医への診察を勧める。 * 交通ルールや制度に関するものであれば、わかりやすく説明する。わかりやすく説明しても、複雑すぎて理解できないということであれば、複雑な交通規制等が行われて駅前などの交通混雑地域や時間帯を避けて運転することや、運転自体を避けることを勧める。

高 齢 者 講 習 受 講 申 込 書

年 月 日

岐阜県公安委員会 殿

氏 名 印

私は、高齢者講習 合理化 高度化
講習 講習 を受講したいので申し込みます。
小特以外 小特

氏 名 生年月日	年 月 日生
住 所	TEL 〈 〉 -
備 考	

証 紙 貼 付 欄

ここに岐阜県収入証紙を貼ってください。	

特定任意高齢者講習受講申込書

年 月 日

岐阜県公安委員会 殿

氏 名 印

私は、特定任意高齢者講習 合理化講習 高度化講習 簡易講習 シニア講習 を受講したいので申し込みます。

氏 名 生年月日	年 月 日生
住 所	TEL 〈 〉 -
備 考	

証 紙 貼 付 欄

ここに岐阜県収入証紙を貼ってください。	

チャレンジ講習受講申込書

年 月 日

岐阜県公安委員会 殿

氏 名 印

私は、チャレンジ講習を受講したいので申し込みます。

氏 名 生年月日	年 月 日生
住 所	TEL 〈 〉 —
備 考	

証 紙 貼 付 欄

ここに岐阜県収入証紙を貼ってください。	

臨時高齢者講習受講申込書

年 月 日

岐阜県公安委員会 殿

氏 名 印

私は、臨時高齢者講習 小特以外 を受講したいので申し込みます。
 小特

氏 名 生年月日	年 月 日生
住 所	TEL 〈 〉 ー
備 考	

証 紙 貼 付 欄

ここに岐阜県収入証紙を貼ってください。	

チャレンジ講習評価票

名前	年齢	性別	100 - () =	担当者
		男女		
減点数 減点項目	30		10	3
安全確認			発進、後退、周囲、巻き込み、変更、交差点、後方、脇見、降車	
制動	補助ブレーキ			
操向	通過不能、補助ハンドル			
車体感覚	脱輪大、接触大、安全間隔			
通行区分	右側通行			
直進、右左折	信号無視、進行妨害、一時不停止			
歩行者妨害	横断歩道			
スラローム	1回目 (秒) 2回目 (秒)		3 × 時間超過 (秒)	
減点小計				

チャレンジ講習アドバイスカード

様

あなたの運転結果は

良好注意が必要おおむね良好一層の注意が必要

であると認められます。

なお、自動車を運転する上で改善すべき点は、下表の「要改善」欄に印を付していますので、これを参考に、これからも安全運転に努めましょう。

平成 年 月 日 岐阜県公安委員会

	評 価 事 項	要改善
安全確認	発進する時に前後左右の安全を確認している	
	後退する時に後退場所の安全を確認している	
	後退する時に前後左右の安全を確認している	
	右左折する時に巻き込む所（内側）の安全を確認している	
	進路変更をする時に変更先後方の安全を確認している	
	交差点に進入又は通過する時に左右の安全を確認している	
	走行中に後方の交通の状況を確認している	
	走行中に脇見をしない	
	降車する時にドアの側方及び後方の安全を確認している	
制動	ブレーキ操作を適時・適切に行っている	
操向	ハンドル操作を適時・適切に行っている	
車体感覚	前後の車体感覚を身に付けている	
	左右の車体感覚を身に付けている	
	安全間隔を十分に取っている	
通行区分	道路の左に寄って通行している	
直進・ 右左折	信号を守っている	
	優先されるべき車の判断を適確に行っている	
	「一時停止」場所で停止線の直前で停止している	
歩行者保護	横断歩道を通行する時に歩行者等の有無に注意している	
危険回避	素早く危険を回避することができる	

注 評価方法は、チャレンジ講習評価票による点数が、80点以上の場合には「良好」、70点以上80点未満の場合には「おおむね良好」、40点以上70点未満の場合には「注意が必要」、40点未満の場合には「一層の注意が必要」とし、それぞれ該当する場所に・印を記載する。

高齢者講習終了証明書再交付申請書

年 月 日

自動車学校（園）長 様

申請者
氏 名

印

住 所	
氏 名 生年月日	年 月 日生
再交付を 申請する 理 由	

特定任意高齢者講習終了証明書再交付申請書

年 月 日

自動車学校（園）長 様

申請者
氏 名

印

住 所	
氏 名 生年月日	年 月 日生
再交付を 申請する 理 由	

チャレンジ講習受講結果確認書再交付申請書

年 月 日

自動車学校（園）長 様

申請者
氏 名

印

住 所	
氏 名 生年月日	年 月 日生
再交付を 申請する 理 由	

高齢者講習実施結果報告書 (合理化講習 高度化講習)

年 月 日

岐阜県警察本部長 殿

講習機関名
管 理 者

印

道路交通法第108条の2第1項第12号に規定する講習を、 年 月 日に終了したので報告します。

※免許課使用欄	番号	氏名	生年月日				性別	免許証番号	講習場所・受講番号		講習年月日			検査結果	免許種別
			元号	年	月	日			場 所	番 号	年	月	日	分類	
													1 2 3 75歳未満	小特・以外	
													1 2 3 75歳未満	小特・以外	
													1 2 3 75歳未満	小特・以外	
													1 2 3 75歳未満	小特・以外	
													1 2 3 75歳未満	小特・以外	
													1 2 3 75歳未満	小特・以外	
													1 2 3 75歳未満	小特・以外	
													1 2 3 75歳未満	小特・以外	
													1 2 3 75歳未満	小特・以外	

注1：各項目について、誤りや記載漏れのないよう確実に記入すること。

注2：講習場所には各教習所のコード番号を、受講番号には各講習機関における受講者の一連番号を記入すること。

特定任意高齢者講習実施結果報告書 (合理化講習 高度化講習)

年 月 日

岐阜県警察本部長 殿

講習機関名
管 理 者

印

運転免許に係る講習等に関する規則第2条第1項第1号及び第2号に規定する講習を 年 月 日に終了したので報告する。

※免許課使用欄	番号	氏 名	生 年 月 日				性別	免許証番号	講習場所・受講番号		講習年月日			検査結果		講習区分
			元号	年	月	日			場 所	番 号	年	月	日	分 類		
														1 2 3 75歳未満	簡易・シニア	
														1 2 3 75歳未満	簡易・シニア	
														1 2 3 75歳未満	簡易・シニア	
														1 2 3 75歳未満	簡易・シニア	
														1 2 3 75歳未満	簡易・シニア	
														1 2 3 75歳未満	簡易・シニア	
														1 2 3 75歳未満	簡易・シニア	
														1 2 3 75歳未満	簡易・シニア	
														1 2 3 75歳未満	簡易・シニア	

注1：各項目について、誤りや記載漏れのないよう確実に記入すること。

注2：講習場所には各教習所のコード番号を、受講番号には各講習機関における受講者の一連番号を記入すること。

違反者講習の実施基準

第1 目的

この基準は、運転者等の講習に関する規程（昭和47年岐阜県公安委員会規程第2号）に基づく違反者講習（以下「講習」という。）を行うに当たっての基本的事項を定めることを目的とする。

第2 講習の対象者

講習の対象者は、岐阜県内に住所を有する者で道路交通法（昭和35年法律第105号、以下「法」という。）第102条の2に規定する軽微違反行為をし、政令で定める基準に該当した者とする。

第3 講習機関

講習は、法第108条の2第3項の規定により、岐阜県公安委員会（以下「公安委員会」という。）から講習の実施について委託を受けた団体（以下「違反者講習機関」という。）において行うものとする。

第4 講習の通知

1 講習対象者に対する通知は、講習を行う理由、講習の日時及び場所を指定して行うものとする。

なお、指定された講習日時又は場所に支障があるときは、その申出により講習日時又は場所の変更を認めることができるものとする。

2 講習対象者が、住所を他の公安委員会の管轄区域内に変更していたときは、その者に対し速やかに住所変更の届出を行うように指導するとともに、その者の住所地を管轄する公安委員会に「違反者講習移送通知書」（別記様式第1号）を送付するものとする。

また、通知した後に、講習対象者が他の公安委員会の管轄区域に住所地を変更した場合で、その者が受講を希望するときは、当該公安委員会に対し、「違反者講習通知移送通知書」（別記様式第2号）を送付するものとする。

なお、違反者講習移送通知書又は違反者講習通知移送通知書の送付を受けた講習対象者が受講期間内に講習を受けなかった場合には、その者が違反者講習の基準に該当することとなった時における住所地を管轄する公安委員会に「違反者講習期間経過通知書」（別記様式第3号）を送付するものとする。

3 講習機関に対する講習対象者の通知は、「違反者講習受講予定者通知書」（別記様式第4号）によるものとする。

4 講習の申込は「違反者講習受講申込書」（別記様式第5号）により、運転免許課長に行うものとする。

第5 講習手数料の徴収

講習手数料は、運転免許課長が徴収するものとする。

第6 講習の実施方法等

1 講習の科目、細目及び時間は、「違反者講習の講習科目及び時間割等に関する細目」（別表1）のとおりとする。

2 講習の課題及び講習路の設定については、「違反者講習の講習路設定の基準と診断の着眼点」（別表2）のとおりとする。

第7 講習指導員

講習指導員は、運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）第7条第2項第4号に規定する講習を終了した者であって、公安委員会

の資格確認を受けた者が行うものとする。

第8 講習機関に対する指導監督

岐阜県警察本部長（以下「本部長」という。）は、違反者講習機関に対して、この基準に適合した講習が行われるよう、講習に必要な指導、助言又は資料の提供を行うほか、次に掲げる措置を執るものとする。

- (1) 指導員の知識と技術の向上を図るため、必要な研修を行うこと。
- (2) 講習業務に関し、定期又は随時に検査すること。
- (3) 講習に関する必要な報告又は資料の提出を求めること。

第9 講習結果の報告

違反者講習機関は、講習実施の都度、「違反者講習実施結果報告書」（別記様式第6号）により、その結果を本部長に報告しなければならない。

附 則（平成21年3月16日付け交免第217号ほか）

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月12日付け交免第435号ほか）

この基準は、平成29年3月12日から施行する。

別表 1

違反者講習の講習科目及び時間割等に関する細目

(四輪車用)

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要及び日程の説明			110分
1 道路交通の現状	(1) 交通障害の状況 (2) 交通規制	講義 教本、視聴覚教材等	○ 当県の実情に応じて交通障害（事故、渋滞、公害、生活環境の侵害）の発生状況等を重点的に説明し、その関連において交通規制の概要を説明する。	
2 交通事故の実態	(1) 運転者に起因する事故の実態及びその原因分析 (2) 重大事故の実例 (3) 交通事故の惨状		○ 単なる数字の羅列に終始することなく、多角的な分析に基づいて受講者にとって身近な事実に関する数字の使用などによって実感として習得させる。 ○ 交通事故の被害者の惨状及び加害者の窮状を実例で示す。	
3 運転者の社会的立場	(1) 運転免許の意義 (2) 運転者の責任		○ 教本、視聴覚教材等を用い、運転者の責任感及び交通徳の向上を図る。	
4 安全運転の心構え	(1) 安全運転の基本的考え方 (2) 安全運転の実践 (3) 事故防止のポイント		○ 自己中心的な運転マナーを矯正し、ルールを正しく実践できる心の醸成を図る。 ○ 交通状況に応じた安全運転の実践方法を具体的事例を用いて説明する。 ○ 当県における交通事故の典型的（多発）パターンの中から、その原因となった危険行為を5種から7種抽出し、事故防止のポイントを十分認識させる。	
5 安全運転の基礎知識	(1) 安全な運転 (2) 防衛運転 (3) 人間の感覚と判断能力 ア 視覚の特性 イ 過労等の影響		○ DVD等の視聴覚教材を活用する。 ○ 速度に起因する具体的な事故事例を用いるとともに、科学的な根拠に基づく説明で、速度の危険性を理解させる。	
6 道路交通法令の知識及び安全運転の方法	(1) 日常点検要領 (2) 走行の基本 ア 座席ベルトの着用 イ 運転操作 ウ 進路変更 (3) 歩行者の保護 (4) 自転車に乗る人の保護 (5) 車間距離 (6) 追越し (7) 交差点の通行 (8) 駐車と停車 (9) 危険な場所などでの通行 ア 夜間、トンネル イ カーブ ウ 悪天候 (10) 高速道路の通行 ア 高速走行の危険性 イ 高速道路への出入り ウ 高速走行の方法 (11) 二輪車に対する注意 ア 二輪車の特性 イ 二輪車事故の特徴		○ この科目の細目は、実情に応じて重点的選択的に取り上げることとする。 ○ DVD等の視聴覚教材を活用する。 ○ 日常点検要領については、日常点検の必要性と点検項目、点検要領等を説明する。 ○ 座席ベルトの着用については、着用の効果等を具体的事例に基づいて説明する。 ○ 四輪車対二輪車の事故の具体的事例を用いて、四輪車の側で注意すべき事項を理解させる。	

	(12) 事故と故障時の措置			
7 事故事例研究に基づく安全運転の方法		発表（適宜、ディスカッション方式をとる。）	○ 身近な事故事例を素材として受講者に発表させる等、事故の原因となる危険行為等を受講者自身に考えさせ、正しい運転方法を理解させる。	30分
8 運転適性についての診断と指導①	(1) 筆記による診断と指導 (2) 運転適性検査器材の使用による診断と指導	個別的指導 教本、運転適性検査器材、視聴覚教材等	○ 所要の適性検査用紙により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○ 運転適性検査器材により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○ 事故に結び付きやすい違反行為をした者及び筆記による検査の結果により必要と認める者について実施する。	40分

○ 社会参加活動を含まない講習

9 運転適性についての診断と指導②	(1) 実車による診断と指導 (2) 運転シミュレーター操作による診断と指導	実技 教本、自動車、運転シミュレーター、視聴覚教材等	○ 実車を運転させ、講習指導員が同乗して運転行動、事故や違反に結び付く危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○ 運転シミュレーターを操作させ、交通事故やその他危険場面等について疑似体験させ、運転の危険性を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○ 事故に結び付きやすい違反行為をした者及び実車による指導の結果により必要と認める者について実施する。	120分
10 面接指導		個別的指導（適宜、ディスカッション方式をとる。）	○ 本人の違反経歴に運転適性検査と実車指導の結果とを照合して、特に個々の指導が必要であると認められる受講者については、個々面接の方法で受講者に運転特徴等を説明し、以後の安全運転に資するための指導を行う。 ○ その他の受講者については、グループ討議等の方法で安全運転意識の高揚を図る。	30分
	考 査		○ 講習を通じて得られたもの、今後の安全運転への心構えなどを課題として与え、筆記方式（感想文）により提出させる方法で行い、結果を講評して、安全運転の動機付けをする。	30分
講 習 時 間 合 計				360分

備考1 休憩時間は、講習時間以外に適当な時間を設けること。

2 「運転適性検査器材の使用による診断と指導」又は「運転シミュレーター操作による診断と指導」を行う場合には、「事故事例研究に基づく安全運転の方法」又は「面接指導」を省略し、「運転適性検査器材の使用による診断と指導」及び「運転シミュレーター操作による診断と指導」を行う場合には、「事故事例研究に基づく安全運転の方法」及び「面接指導」を省略することができる。

○ 社会参加活動を含む講習

9 社会参加活動	(1) 活動方法の説明 (2) 現場活動	活動内容に応じて、必要な資器材を用いて行うこと。		150分
	考 査		○ 講習を通じて得られたもの、今後の安全運転への心構えなどを課題として与え、筆記方式（感想文）により提出させる方法で行い、結果を講評して、安全運転の動機付けをする。	30分
講 習 時 間 合 計				360分

備考1 休憩時間は、講習時間以外に適切な時間を設けること。

2 「運転適性検査器材の使用による診断と指導」を行う場合には、「事故事例研究に基づく安全運転の方法」を省略することができる。

(二輪車用)

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要及び日程の説明			110分
1 道路交通の現状	(1) 交通障害の状況 (2) 交通規制	講義 教本、視聴覚教材等	○ 当県の実情に応じて交通障害（事故、渋滞、公害及び生活環境の侵害）の発生状況等を重点的に説明し、その関連において交通規制の概要を説明する。	
2 交通事故の実態	(1) 二輪車事故の実態 (2) 二輪車事故の特徴 (3) 重大事故の実例 (4) 交通事故の惨状		○ 単なる数字の羅列に終始することなく、多角的な分析に基づいて受講者にとって身近な事実に関する数字の使用などによって実感として習得させる。 ○ 交通事故の被害者の惨状及び加害者の窮状を実例で示す。	
3 運転者の社会的立場	(1) 運転免許の意義 (2) 運転者の責任 (3) 事故防止のポイント		○ 教本、視聴覚教材を用い、運転者の責任感及び交通道德の向上を図る。 ○ 運転免許制度の意義を説明し、運転者に対する社会の要望について具体的事例、新聞の社説、投書意見等を活用して理解させる。 ○ 刑事上、民事上及び行政上の責任について、交通裁判例、点数制度の仕組み等を事例として具体的に説明することによって認識させる。	
4 安全運転の心構え	(1) 安全運転の基本的考え方 (2) 安全運転の実践 (3) 事故防止のポイント		○ 自己中心的な運転マナーを矯正し、ルールを正しく実践できる心の醸成を図る。 ○ 交通状況に応じた安全運転の実践方法を具体的事例を用いて説明する。 ○ 当県における交通事故の典型的（多発）パターンの中から、その原因となった危険行為5～7種を抽出し、事故防止のポイントを十分認識させる。	
5 安全運転の基礎知識	(1) 二輪車の特性 (2) 車種の選び方 (3) 乗車用ヘルメットの着用 (4) 二輪車と物理の法則 (5) 人間の感覚と判断能力 (6) 飲酒運転の危険性		○ 乗車用ヘルメットの着用については、実例、統計などによってその必要性及び効果を強調し、正しい着用の習慣付けを図る。 ○ DVD等の視聴覚教材を活用する。	
6 道路交通法令の知識及び安全運転の方法	(1) 日常点検要領 (2) 走行の基本 ア ドライビング・スペースとポジション イ 防衛運転 (3) 歩行者の保護 (4) 速度と車間距離 (5) 追越し (6) 交差点の通行 (7) 夜間走行 (8) 気象条件に合わせた運転 (9) 高速道路の通行 (10) 改造車の運転禁止		○ 二輪車事故の特徴との関連で特に防衛運転に徹する必要性を強調する。 ○ この科目の細目は、実情に応じて重点的選択的に取り上げることとする。 ○ DVD等視聴覚教材を活用する。 ○ 日常点検要領については、日常点検の必要性と点検項目、点検要領等を説明する。	

7 事故事例研究に基づく安全運転の方法		発表（適宜、ディスカッション方式をとる。）	○ 身近な事故事例を素材として受講者に発表させる等、事故の原因となる危険行為等を受講者自身に考えさせ、正しい運転方法を理解させる。	30分
8 運転適性についての診断と指導①	(1) 筆記による診断と指導 (2) 運転適性検査器材の使用による診断と指導	個別的指導 教本、運転適性検査器材、視聴覚教材等	○ 所要の適性検査用紙により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○ 運転適性検査器材により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○ 事故に結び付きやすい違反行為をした者及び筆記による検査の結果により必要と認める者について実施する。	40分

○ 社会参加活動を含まない講習

9 運転適性についての診断と指導②	(1) 実車による診断と指導 ア 日常点検 イ 乗車姿勢 ウ 基本走行 （フ）発進要領 （イ）低速走行及び通常走行 （ウ）停止要領 エ 応用走行 （フ）制動訓練 （イ）コーナーリング訓練 （ウ）スラローム走行の訓練 (2) 運転シミュレーター操作による診断と指導	実技 個別的指導（適宜、ディスカッション方式をとる。） 教本、自動二輪車、原動機付自転車、運転シミュレーター、視聴覚教材等	○ 実車を運転させ、講習指導員が同乗して運転行動、事故や違反に結び付く危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○ 実車に当たっては、乗車用ヘルメットを必ず着用させるほか、手袋、プロテクタ、衣服、履物等乗車に適した準備をさせる。 ○ 時速30キロメートル程度で走行させ、正しい基本走行を習得させる。 ○ 運転技能を診断するに当たって、個々の受講者の体格、体力、運転技能、運転経験等からみて本人に適した車種の選び方についても指導する。 ○ 運転シミュレーターを操作させ、交通事故やその他危険場面等について疑似体験させ、運転の危険性を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○ 事故に結び付きやすい違反等をした者及び実車による指導の結果により必要と認める者について実施する。	120分
-------------------	--	---	--	------

10	面接指導	個別的指導 (適宜、ディスカッション方式をとる。)	○ 本人の違反経歴に運転適性検査と実車指導の結果とを照合して、特に個々の指導が必要であると認められる受講者については、個々面接の方法で受講者に運転特徴等を説明し、以後の安全運転に資するための指導を行う。 ○ その他の受講者については、グループ討議等の方法で安全運転意識の高揚を図る。	30分
		考 査	○ 講習を通じて得られたもの、今後の安全運転への心構えなどを課題として与え、筆記方式(感想文)により提出させる方法で行い、結果を講評して、安全運転の動機付けをする。	30分
講 習 時 間 合 計				360分

備考1 休憩時間は、講習時間以外に適切な時間を設けること。

- 2 「運転適性検査器材の使用による診断と指導」又は「運転シミュレーター操作による診断と指導」を行う場合には、「事故事例研究に基づく安全運転の方法」又は「面接指導」を省略し、「運転適性検査器材の使用による診断と指導」及び「運転シミュレーター操作による診断と指導」を行う場合には、「事故事例研究に基づく安全運転の方法」及び「面接指導」を省略することができる。

○ 社会参加活動を含む講習

9	社会参加活動	(1) 活動方法の説明 (2) 現場活動	活動内容に応じて、必要な資器材を用いて行うこと。	150分
		考 査	○ 講習を通じて得られたもの、今後の安全運転への心構えなどを課題として与え、筆記方式(感想文)により提出させる方法で行い、結果を講評して、安全運転の動機付けをする。	30分
講 習 時 間 合 計				360分

備考1 休憩時間は、講習時間以外に適切な時間を設けること。

- 2 「運転適性検査器材の使用による診断と指導」を行う場合には、「事故事例研究に基づく安全運転の方法」を省略することができる。

別表 2

違反者講習の講習路設定の基準と診断の着眼点

(四輪車用)

実施場所別等	道路形状	診断の着眼点
1 道路 所要時間 20～30分程度 走行距離 おおむね2～3km	(1) 広路 (往復2車線の内側) (2) 狭路 商店街(ない場合は、細 街路) 住宅街 (3) 歩車道区分有無 (1)、(2)もできれば両側 にあるところ	速度の加減速の状況 飛び出しに対する警戒の仕方 歩行者、自転車への応じ方
2 コース 所要時間 20分程度 走行距離 おおむね2km	(1) 外周、外回り (2) 外周、内回り (3) クランクS字 (4) 見通しの悪い交差点 直進、右折、左折	速度の加減速の状況 交差道路への対応 ハンドルさばき、減速調整 飛び出しに対する警戒状況
3 道路及びコース 所要時間 道路、コースで 計20～30分程度 走行距離 おおむね2～3km	(1) 道路で行う場合 上記1に準じたもの (2) コースで行う場合 上記2に準じたもの	上記1及び2に同じ

- (注) 1 所要時間、走行距離等は、受講者1人当たりの基準を示す。
 2 基準に掲げた所要時間は、運転シミュレーターによる指導の時間(1人当たり10分程度)を除いたものである。また、道路で実施する場合、交通渋滞等の状況を勘案して所要時間に幅を持たせている。
 なお、所要時間は指導の時間を含むものとする。

(二輪車用)

実施場所別等	道路形状	診断の着眼点
<p>1 道路 所要時間 20～30分程度 走行距離 おおむね2～3km</p>	<p>(1) 広路 (往復2車線の内側) (2) 狭路 商店街(ない場合は、細 街路) 住宅街 (3) 歩車道区分有無 (1)、(2)もできれば両側 にあるところ</p>	<p>速度の加減速の状況 飛び出しに対する警戒の仕方 歩行者、自転車への応じ方</p>
<p>2 コース 所要時間 20分程度</p>	<p>(1) 慣熟走行 (2) 目標制動 (3) コーナリング (4) スラローム</p>	<p>正しい運転姿勢、基本走行 ブレーキ操作と制動距離 カーブでの進路保持と速度調整 ハンドル操作と速度調整</p>
<p>3 道路及びコース 所要時間 道路、コースで 計20～30分程度</p>	<p>(1) 道路で行う場合 上記1に準じたもの (2) コースで行う場合 上記2に準じたもの</p>	<p>上記1及び2に同じ</p>

(注) 1 所要時間、走行距離等は、受講者1人当たりの基準を示す。

2 基準に掲げた所要時間は、運転シミュレーターによる指導の時間(1人当たり10分程度)を除いたものである。また、道路で実施する場合、交通渋滞等の状況を勘案して所要時間に幅を持たせている。

なお、所要時間は指導の時間を含むものとする。

違反者講習移送通知書

年 月 日

公安委員会 殿

岐阜県公安委員会 

下記の者について違反者講習移送通知書を送付する。

住 所	
氏 名	
生年月日	
免許証番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
免許の種類	
理 由	<input type="checkbox"/> 道路交通法第102条の2に該当
基準該当時 公安委員会	
備 考	

違反者講習通知移送通知書

年 月 日

公安委員会 殿

岐阜県公安委員会 印

下記の者について違反者講習通知移送通知書を送付する。

住 所	
氏 名	
生年月日	
免許証番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
免許の種類	
理 由	<input type="checkbox"/> 道路交通法第102条の2に該当
講習通知	年 月 日 公安委員会通知
基準該当時 公安委員会	
備 考	

違反者講習期間経過通知書

年 月 日

公安委員会 殿

岐阜県公安委員会 印

下記の者は、違反者講習を受講しないで受講期間を経過したので通知する。

住 所	
氏 名	
生年月日	
免許証番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
免許の種類	
備 考	

違反者講習受講申込書

年 月 日

岐阜県公安委員会 殿

氏 名 印

私は、違反者講習を受講したいので申し込みします。

氏 名 生年月日	年 月 日生
住 所	TEL 〈 〉 -
備 考	

証 紙 貼 付 欄

ここに岐阜県収入証紙を貼ってください。

--	--

認知機能検査員講習の実施基準

第1 目的

この基準は、運転者等の講習に関する規程（昭和47年岐阜県公安委員会規程第2号）第2条第1項第14号に基づく認知機能検査員講習（以下「検査員講習」という。）を行うに当たっての基本的事項を定めることを目的とする。

第2 講習の対象者

講習の対象者は、道路交通法（昭和35年法律第90号）第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査を実施しようとする者で、当該認知機能検査を実施する日における年齢が25歳以上の者とする。

第3 講習の申込み

講習の受講の申込みは、「認知機能検査員講習受講申込書」（別記様式第1号）により、運転免許課長に行うものとする。

第4 講習の実施方法等

- 1 検査員講習は、特別の事情のある場合を除き、原則として1会場につき50人以下とする。
- 2 検査員講習の項目、内容及び時間は、別表「認知機能検査員講習細目」のとおりとする。
- 3 検査員講習の指導員は、認知機能検査及び高齢運転者対策に精通している警察職員のうちから運転免許課長が指定する者とする。

第5 終了証の交付等

- 1 検査員講習の受講を終了した者（以下「講習終了者」という。）については、「認知機能検査員講習受講者名簿」（別記様式第2号）に記載して整理し、保管するものとする。
- 2 公安委員会は、講習終了者に対し、「終了証」（別記様式第3号）を交付するものとする。

第6 終了証の再交付

公安委員会は、講習を終了した者が終了証を忘失し、滅失し又は破損したことにより、終了証の再交付を申し出たときは、「認知機能検査員講習終了証再交付申請書」（別記様式第4号）の提出を受け、再交付するものとする。

第7 未終了受講者に対する措置

検査員講習を開始した後、やむを得ない事情により受講を終了することができなかった者に対しては、当該未終了講習項目について講習の日時を指定し、再度講習を実施するものとする。

附 則（平成21年3月16日付け交免第217号ほか）
この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年5月13日付け交免第559号ほか）
この基準は、平成21年6月1日から施行する。

別表（第4関係）

認知機能検査員講習細目

講習項目	講習内容	講習時間
認知症の実態及び基礎理論	<ol style="list-style-type: none">1 認知症の実態と認知症に関する基礎理論2 認知症の症状と対応方法	90分
高齢運転者対策の概要	<ol style="list-style-type: none">1 高齢者の交通事故の現状2 認知機能検査の導入3 認知機能検査の結果に基づく高齢者講習・免許証の更新手続4 認知症のおそれがある者に対する臨時適性検査の実施5 申請による免許取消し6 高齢運転者標識	60分
認知機能検査の実施方法	<ol style="list-style-type: none">1 認知機能検査の実施方法2 検査結果の採点方法3 検査結果の伝達方法4 認知機能検査の模擬実施	180分

認知機能検査員講習受講申込書

年 月 日

岐阜県公安委員会 殿

氏 名 印

私は、認知機能検査員講習を受講したいので申し込みます。

氏 名 生年月日	年 月 日生
住 所	TEL 〈 〉 ー
備 考	

証 紙 貼 付 欄

ここに岐阜県収入証紙を貼ってください。	

第 号

終 了 証

住 所

氏 名

年 月 日生

あなたは認知機能検査員講習の課程を終了した
ことを証明します。

平成 年 月 日

岐 阜 県 公 安 委 員 会



別記様式第4号（第6関係）

認知機能検査員講習終了証再交付申請書

年 月 日

岐阜県公安委員会 殿

申請者
氏名

印

氏名 生年月日	年 月 日生
住 所	TEL 〈 〉 -
再交付を申請する理由	
受 講 日	